

第六十一回 参議院地方行政委員会會議録第四号

昭和四十四年三月十八日(火曜日)
午前十時五十五分開会

委員の異動

三月八日 辞任
小林 国司君
補欠選任
小枝 一雄君
三月十八日 辞任
林 虎雄君
補欠選任
占部 秀男君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
内藤 三郎君
熊谷 三郎君
吉武 恵市君
林 虎雄君
松澤 兼人君
原田 立君

委員

小林 武治君
鍋島 直紹君
船田 譲君
増田 盛君
安田 隆明君
山崎 竜男君
若林 正武君
占部 秀男君
竹田 四郎君
千葉 千代世君
和田 静夫君
阿部 憲一君
山田 勇君

國務大臣

自治 大臣 野田 武夫君
政府委員
自治大臣官房長 宮澤 弘君
自治省行政局長 長野 士郎君
自治省行政局長 皆川 迪夫君
自治省行政局長 細郷 道一君
自治省財政局長 佐久間 彌君
消防庁長官 山本 弘君
消防庁次長 鈴木 武君

事務局側

常任委員会専門員
運輸省鉄道監督局長 大久保 一男君
自治大臣官房参事官 岡田 純夫君
自治省税務局局長 森岡 徹君
自治省税務局長 森岡 徹君

本日の會議に付した案件

○奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○地方行政の改革に関する調査(昭和四十四年度自治省の施策及び予算に関する件)
○理事補欠選任の件

○委員長(内藤三郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
三月八日、小林国司君が委員を辞任され、その補欠として小枝一雄君が選任されました。

○委員長(内藤三郎君) 奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
提案理由の説明を聴取いたします。野田自治大臣。

○國務大臣(野田武夫君) ただいま議題となりました奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。
奄美群島につきましては、昭和二十八年の本土復帰に伴い実施いたしました復興計画に引き続き、奄美群島振興特別措置法に基づいて復興計画を策定し、各般の事業を実施してまいりましたことは御承知のとおりであります。

復興事業の実施により群島産業の基盤も逐次整備され、主要産業の振興もようやく緒につきつつあるところであります。
しかしながら、奄美群島をめぐる諸条件は依然としてきびしく、住民の生活水準はなお本土との間に相当の格差があるのみならず、この間におけるわが国経済の発展は著しいものがあるのではありません。これらの諸般の事情にかんがみ、群島経済の自立の発展の基礎を確立し群島民の福祉の向上を期するためには、さらに復興計画を延長して、引き続き群島について特別の措置を講ずる必要があると存するものであります。このことにつきまして、すでに一昨年奄美群島振興審議会から建議がなされているところでもあります。

政府といたしましては、このような観点から、奄美群島振興特別措置法の存続期限を五カ年間延長し、引き続き主要産業の振興を中心とする事業の推進をはかるべきであると考え、ここに本法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。
第一に、現行の振興計画は、昭和三十九年度から四十三年度までの五カ年間となっており、これをさらに五カ年間延長し、十カ年計画とするものといたしましたのであります。
第二に、これまでの振興計画の実施の状況等にかんがみ、振興計画に基づく事業について、国が負担または補助する場合の負担率及び補助率の一部を改めることといたしました。
第三に、奄美群島における公立学校施設災害復旧事業について、国が負担する場合の負担率に特例を設けることといたしましたのであります。
以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要について御説明したのでありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。
○委員長(内藤三郎君) 本案に対する質疑は後刻に譲ることといたします。

○委員長(内藤三郎君) 地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を聴取いたします。野田自治大臣。

○國務大臣(野田武夫君) ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。
最近の特別区の区域における都の行政の実態と、その制度上の特殊性にかんがみ、都の議会の議員の定数について特例を設けることとするとともに、直接請求制度等に所要の改正を加え、あわせて許認可、報告事項の整理等地方行政にかかる制度の合理化と規定の整備を行なうとするものであります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。
第一に、この法律案においては、地方公共団体

の処理すべき事務の例示中に、消費者の保護及び貯蓄の奨励を加えるとともに、市町村は、議会の議決を経てその行政運営の基本構想を定め、これに即してその事務を処理するようにしなければならぬこととしております。

第二に、都にあっては、その議会の議員の定数について、条例で特別にこれを増加することができるとし、これとあわせて公職選挙法を改正し、特別の事情があるときは、選挙区ごとの定数について、おおむね人口を基準として、地域間の均衡を考慮して定めることができることとしております。また、昨今の制度の運営の実態にかんがみ、国及び地方公共団体の選挙が行なわれる場合は、一定期間、直接請求のための署名の収集行為をすることができない旨の規定を置くこととしております。

第三に、行政簡素化の方針に即し、許認可、報告事項を整理するとともに、地方税の例によって滞納処分することのできる収入を定める等、地方行政の合理化のための制度の整備をはかることとしてしております。

第四に、地方公共団体の処理しなければならぬ事務等を掲げた別表に所要の改正を加えるなど、法令の制定等に伴う規定の整備をはかることとしてしております。

以上が地方自治法の一部を改正する法律案を提案する理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(内藤三郎君) 本案に関する質疑は後刻に譲ることいたします。

○委員長(内藤三郎君) 昭和四十四年度自治省の施策及び予算に関する件を議題といたします。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○阿部憲一君 自治大臣にお伺いしますけれども、今回創設されます宅地開発税の目的について御説明願いたいと思います。

○国務大臣(野田武夫君) 宅地開発税は、目的税として創設しようとする、これは御存じのとおり、最近特に過密地帯の周辺、非常に住宅問題が難渋いたしまして、宅地造成が各所に行なわれておるのは御存じのとおりだと思います。それにつきまして、造成後の、つまり地域住民の皆さんが、かつて家を建てたとき、家はできても、大道路がどこにもない、水路がどうなっているか、排水路もない、きわめて、環境衛生からいって、また交通関係、生活全体から考えましても非常に不便であると同時に、不合理である。それはしかし、一つ一つそれを地方公共団体がその宅地開発に伴って施設をするということになりますと、非常な費用がかさみまして、なかなかこれが思うようにいかず、かえってそこに住まわれる方が非常に御迷惑になる。

そこで、従来からいろいろそういうことで、宅地を造成されるほうから、地方公共団体がいろいろ名目でもって土地の提供とか、あるいはその他のある程度の資金を出してもらおうとかやっておりますが、非常にこれが不統一でして、ばらばらだったんですが、そこで、今度ひとつやはり宅地造成してそこに家を建ててお住まいになる方が、つまり住居に適應した生活をそこでやっていただくようにするには、地方公共団体がやはりこれに関連する公共施設というものをつくるといふことについて、やはりその費用の、いわゆる利益者と申しますか、法律じゃそういうこと書いてあります。人が、考え方はそういう方々からひとつその費用の一部を分担していただく。それには、あまりでこばこがあつちやいぬから、いまいわゆる申しました宅地開発税として、ある程度の負担をしていただく、こういう考え方でございます。

○阿部憲一君 この開発税は、大体のところ五百円ですけれども、この限度をお考えにたいと思います。また、この限度の額でございいますか。

○国務大臣(野田武夫君) 政府委員から……

○説明員(岡田純夫君) 程度につきましては、地方公共団体の条例に、原則にゆだねております。

と申しますのは、その地域地域によりまして、何と申しますか、土地の熱度でございいますとか、その他の施設の整備状況が違いますので、これだけあればならぬというふうにきめつけることは、その筋からいってどんなものであろうか。そのところは市町村を信頼してまいる。しかしながら、それにいたしまして、ある程度のめどがございいます。と申しますと、何せ最初の新しい税でございいますから、当分の間、あらかじめ自治大臣に届け出をしてもらいたい。届け出の際に指導をしてまいりたい、かように思っております。指導の際に、いまおっしゃいましたようなこと、五百円ときめたわけではございませんけれども、その公共施設の事業の対象にならない程度の、身の回りの道路でありますとか、それから排水路といったようなもののために整備するといったしますと、まあ千五百円くらいかかるか、もちろん高いところもございいますし、もっと安いところもございいます。その中で、まあ五百円程度が適当な線じゃなからうかというところで、地域によりまして、四百円でございますとか、あるいは五百円でございますとか、そういうことについて意見を言ってまいりたい、そういうような指導を考えております。

○阿部憲一君 そうすると、額についてはマシマシ幾らというように指導される目算と申しますか、めどがついておられるのですか。

○説明員(岡田純夫君) ただいま申しましたように、厳密な規定とかというものはもちろんございませぬから、行政指導ではございませぬけれども、当面五百円を限度として指導してまいりたいというふうに考えております。失礼いたしました、平米五百円でございます、一平米五百円でございます。

○阿部憲一君 一平米五百円という額でございませぬけれども、これはいまの物価なんかから考えますと、道路建設にしろ、どういふような公共施設をつくるにしろ、非常に額が少ないので、何と申しますか、これといったような、いまお考えにな

るような道路とか地域の住民に対する施設というものに充ててもあまり効果がないので、いま大臣のおっしゃったような目的を達成することができなかろうか非常に懸念されますが、この辺お考えいかがですか。

○国務大臣(野田武夫君) 実は私も、最初この税制につきましている意見交換いたしましたのですが、これがあまり高くなりまして、土地の価格に關係してまいりまして、いまの住宅政策上、非常にまたこれが矛盾してくるという点がございいます。そうかといって、先ほど私御説明申し上げたのとおり、ほうっておけば、家をつくっても歩く道がないというふうな状態でありまして、私はできるだけこれ、あまり高くなると、いま申します土地の価格に關係があるということを懸念いたしまして、実は私押えたのです。さくばらん話しますと、できるだけ押えてくれと、そこで、その他のことについて、そこまで財政上の措置として、まあある程度目安がつけば、これはまた自治省としては、その場合には、地方公共団体に対して考えをしなければいかぬと、こういう非常に住宅政策、それから土地価格の問題と、そこにひっかかるものですか、非常に苦心いたしまして、実は阿部さんのおっしゃるとおり、立案者としては、これではとてもいけないと言っております。しかし、そこが、ちょっと待ってくれと、非常にそこにむづかしい問題が起るからというので、一応まあひとつその程度に考えてはどうだと、もちろんこれは条例で定めることでございませぬから、事情によっては、何も五百円が最高だと無理に押えることはございませぬが、まあ一応その程度にひとつ押えておこうじゃないかと、こういう考え方で、いま申しました一平米五百円というのを限度にした考え方にいたしましたのであります。その点は、いろいろまた御議論があれば、これは決してわれわれは改めるにやぶさかではございませぬから、それは御理解願いたいと思います。

○阿部憲一君 いま伺いました非常に額が少ない
ということ、結局またこの目的を達成するのに
非常に不足であるというような考えを私も感ずる
のでございませうけれども、そうしますと、開発税
よりも負担金のほうが地方団体に非常に有利な
場合が多い。そうすると、この税法はかえって妨
げになるようなことはないかということございま
す。それからまた、開発税を利用すると、いま
まで負担金でまかなっておりましたときよりも、
さらに多く一般財源の持ち出しになるというの
で、かえって敬遠されるというような事態にな
りませんか、この辺ちょっと大臣に……。

○説明員(岡田純夫君) 負担金にいたしますとい
うと、これこれの都市を整備したいからこれだけ
の負担金に應ずるか、こういったような性質に
なつてまいります。したがって、ケース・バ
イ・ケースということでございますので、負担さ
れる方の負担金というのは、非常にいわば逆に高
くなつてまいるということも考えなければいけ
ぬ。それからもう一つは、市町村のいわば地域計
画、地域一般、と申しますと大げさでございます
けれども、そういうふうな構想と無関係であつて
はならないということ、そこで税といたしま
して、ある一定の区域から、まあ、自主的な場合
としては、いまおっしゃいますような受益者負担
的な要素を多分に持つておりますけれども、税と
して、地域内の宅地開発をする場合に、一般的に
いって計画的な整備をするようにいたしたいとい
うことで、税という姿をとらしていただいた。それ
から一般財源にましましては、なるほどやはり市町
村としても相当の負担ということにはございま
す。いままではいやおうなしに、市町村は泣き泣
き全額自己負担でもつてやらなければならなかつ
たところに、まあ、そのところは負担される方
の将来の受益でもございませうし、軽度の負担を
していただきたいということでございますので、そ
う巨額の負担にもなりませうし、従来繰返しま
すけれども、全然なかつたものに、これだけわ

かでも入つてまいるという面もございませう。
○阿部憲一君 いま都市化が非常に激しい勢いで
もつて進んでおりますが、都市計画法による市街
化区域の指定と、実際に宅地開発事業との間に
ずれが生じておりました。この市街化区域の外で
今度は宅地開発がどんどん行なわれるという、こ
ういうような場合にはどのように対処していかれ
ますか。
○説明員(岡田純夫君) 市街化区域はこの六月こ
ろから指定されてまいります。六月以降、まず大
都市周辺から逐次、まあ、十萬都市を目がけて建
設省に指定されていく。その指定された場合に
は、その市街化区域の中で、しかし市街化区域
と申しましても、向こう十年を見越した市街化区
域でございまして、現状からいいますと、まだ
まだ半分、いわゆる開発さるべきところと市町村
から見れば考えられないようなところも、対象に
入つてまいるということでございますので、その
中から、当然この辺はまとめて公共施設の整備
をしなければならぬ区域というふうに考えられ
るところを、さらに市町村のほうで指定いたしま
して、そこに入つてこれらの方について宅地開発
税をいただくとともに、計画的な整備を進めたい
い、かような趣旨でございます。

○阿部憲一君 最近、この地価安定政策やそれか
ら宅地対策が、建設省関係でも非常に重視して、
今度の国会におきましても、地価公示制度なども
できまします。また一方では地価を安定させるた
めの一連の税制改正が出るようでございますが、そ
のようなきにこの開発税を出されたわけですが、
けれども、これは建設省とか、あるいは国の考えと
矛盾したようなことになりはしないか、こういう
ことをおそれるのですけれども……。
○国務大臣(野田武夫君) 私が先ほどちょっと御
説明申しましたのはその点であります。ただ、いま
政府委員からお答えしましたとおり、市街化区域
というものが十年間くらいは目標でやるわけだ
から、ところが、なかなか住宅問題というものは十

年も待たないで、もう一日一日造成が行なわれ
て、しかも最近の実情を見ますと、全く、先
ほど私が申しましたとおり、道もない。そういう
排水のこととか、道路とか、身の回りの生活圏とい
いますか、その中に生活ができないような地域も
選んで、どんどん造成していく、家が建つというこ
とでございますけれども、いまの大局から申しま
すと、私も阿部さんと同じように悩んでおります。
しかし自治省といたしましては、やはり地域住民
の方が不便がないように、少しでも生活が一応で
きるような体制に持つていく、それには、時間的
に非常に制約もございませうし、大局から申して、
私は阿部さんの御意見と私自身が似ておりますか
ら、かれこれとここで申し上げられませうけれど
も、実情に即しまして、まあひとつこの程度のこと
をやつて、お住いになる方に便益を与えたい、こ
ういうことでございますし、これが将来において、
非常に国策、といひますより住宅問題、土地政策
と非常に大きな矛盾が出た場合には、これは私は
そのときに考えてもいいが、とりあえず、実情に
即してひとつそういうことをやつて、住まわれる
方に便益を与えたい、こういう趣旨でございます
す。だから、いまのお話、決して私は反対意見を
申し上げるのではありません。

○阿部憲一君 最近アメリカのニクソン大統領や
またフランスの大統領ドゴールなどが、地方制度
の大幅改革を目ざし、着々と地方分権を具体化し
ておると、こう聞いておりますけれども、わが国
においても、欧米諸国と、政治的な環境だとか、
あるいは歴史的な伝統的な相違はございませうけ
れども、当然この問題については早急に手をつけな
ければならない、こう思います。この際、地方制
度調査会あるいは臨調の答申のごとく、国の機関
がみずから処理すべき事務と、それから地方自治
体が処理すべき事務を明確に区別して、この根本
的な事務配分の上に立つた税財源の配分を行な
い、地方の自主財源を確保することが根本である
と、こう思います。ですが、これについて大臣の
御所見を伺いたい。
○国務大臣(野田武夫君) 私は、いまの御意見に
全面的に賛成であります。今日の地方公共団体の
行政上の内容を見ますと、御指摘のように国の出
先機関といひますか、国の事務といひますか、こ
れが非常に大きな部分を占めております。それ
で、国の行政と地方自治の本来の行政事務の分担
というものは、これはできるだけひとつ明確にすべ
きだと、そこで、これは私もいたしまして
は、この意味において、まず国と地方の事務の整
理と申しますか、それは当然そういう地方行政の
能率化にもなりますし、それから地方行政そのも
のの責任体制を確立する、こう思つております。
これに引き続いて、やはり財政上のことも考えな
ければならない、こう考えております。
○阿部憲一君 まだ相変わらず役所のなわ張り争
いとかいうものがございまして、これも結局、こ
の根強いままの悪い習慣というものをはつて
おくことは、やはり住民不在の行政と、こういう
ことになります。これにつきまして自治大臣から
お考えを承りましたけれども、行政の確保、改革
ということについて、ひとつ勇気を持つてがん
ばつて地方行政のために戦つていただきたいと思
います。
次に、私、公営賭博のことについてちょっとお
尋ねいたしたいと思います。
少しさきになりますが、美濃部東京都知事が
公営ギャンブルを廃止しようというような宣言を
されました。これは一応大きな問題になりました
のですが、すでにこの公営ギャンブルの弊害とい
うものを認めてこれをやめた都市もございませう
けれども、このような公営ギャンブルというものに
対して、自治大臣はどのようなお考えでございま
すか。
○国務大臣(野田武夫君) やはりギャンブルとい
うことはからいたしまして、これは常識的に必ず
しも好ましいことではないということ、これは
もう私も考えております。ただ、いまの公営ギャン
ブルが、歴史的な道をたどつておりますが、御承
知のとおり、当時、終戦直後から始まつて今日ま

での間に、地方行政の財政上たいへんな功績があったことは、これはもう何人も否定ができない。道路、学校、あるいは社会保障事業とか、いろいろなこと、に相当の貢献をいたしました。そこで、これも御存じのとおり、公営競技の調査会なり審議会において、なるべくひとつ弊害を除去して、そうしていけば、続けてもよからうと、そこで法律もできたわけですが、こういうことでございまして、今日まで続いておられますが、端的に申しますと、私も、まあ阿部さんもおそらく御同感だと思いますが、ギャンブルですから、もともとこれがいけないのだという奨励すべきものではないことはわかっておりますが、地方財源で、いまでも約九百億くらいの財源を持っております。これがその都市におきまして、大体これは一番財政に困っておるような、いわゆるいま政治問題になっておる過密地帯なんかは非常に関係がある。そこで、一面、決して奨励すべきことではございませんが、地方行政に關係のある私としては、財源問題というのに相當の、何といひますか、ウェイトを置いておるわけですが、これはしかし私は、最近来公営ギャンブルの問題がありましたときに申しましたのは、これはひとつ率直に言つて、現在の公営ギャンブルにおける収益というものは無視できないが、一面、この問題をどういうふうな考えで取り扱うかという、これはやはり地方公共団体の自由意思にまかせた方がいいんだ、また地方の住民の自由意思にまかせた方がいいんだ、というふうに、これは、もうやめたほうがいいという、これは決してわれわれは反対はしない。しかし、実はやめるといふ公共団体と、あくまで続けていこうという希望を持っておるところがあるのです。ですから、一律にこれをどうというところもいまでもございまして、結論はひとつその地方公共団体の自由意思によつてきめたらよからう。そのかわり、やはり財源については十分地方公共団体も考えていただかぬと、やめたから自治省がすべてこれをまかなっていくというところは、これはなかなか困難でございまして、そのあたりが、やめられる地方自治体と、続けて

いかれる地方自治体との考え方の差が非常に出てくると思つておられますから、これは自由意思によつてきめられたらいい、こう考えております。○阿部憲一君 この公営ギャンブル、これはいいことじゃないというところは大臣もお考えと思ひますけれども、私はもう少し積極的に、このようないやはい必要悪でございまして、でありますけれども、必要性そのものが薄れてきている現代ではないかと思ひます。御承知のように、このような公営賭博というものを始めたのは、あの終戦後の非常な荒廃した時期で、あの時点におきましてはあれが必要悪としてやむを得ないことだった、こう思ひますけれども、もう御承知のように、非常に日本の国力というものが世界何番目というふうにいわれておるような時期でございまして、また、地方の財政におきましても、当時とは、まあいまいといひますけれども、比較にならないほどの豊富な、ゆたかな状態に比較になつておるわけですから、私はむしろこの際、こういふものに対しては、自治省として、大臣とされても廃止させる方向に向かつていくべきものじゃないかと私は思ひます。でございましてけれども、私が申し上げるまでもなく、非常にこの公営ギャンブルのための悲劇といひますか、弊害というものは起こつております。時には、インチキがありまして暴動化するというようなこともありますし、また、個々の家庭におきまして、そのために非常に家庭の不和をもたらしとか、あるいはまた行き詰まつて自殺するといふような悲劇があつたと断たないわけでありまして、そういうような意味合いにおきまして、この公営賭博というものはできるだけすみやかに廃止の方向へ持つていくべきではないか、こう思ひますのでございまして。この傾向が、しかも私見するにだんだんと盛んになってくる。むしろこれを押えていくといひますし、この公営賭博そのものが一般から薄れていくといふような傾向ならまだしも、最近逆に非常に盛んになっていく。競馬なんかにおきましても、場外なんか非常にあつちこつちでやるようになりまして、決して

いい傾向になつておりません。したがひまして、これについていま大臣からもお考えがございまして、たけれども、これは、このような時点においてすみやかに、まあ何年計画かで、もちろんこれはその都市によつて、地域によつて事情があると思ひますけれども、これを廃止させるといふ方向に向かつてもらいたいと思ひますけれども、この辺についてもう一回大臣にお考えを伺ひたい。○国務大臣(野田武夫君) 阿部さんのお気持ちもよくわかります。私も先ほどお答えいたしましたとおり、決して好ましいものではない。ただ、地方財政がだいたい好転してきたのは事実でございまして。そこで、一挙にこれを廃止ということにしなければ持つていけるかどうか。これは、これも阿部さんも御承知と思ひますが、各都市の公営企業、地方の公営企業などというものは非常に赤字に苦んでおるのです、実をいうと。この公営企業の財政措置をどうするかというので、一応地方財政は好転いたしたしておりますが、実態はなかなか充足していません。しかしそうだからといってギャンブルを奨励するなというところは毛頭考えておりませんが、そこで何年計画かでこれを廃止というところに踏み切つてまいります場合には、やはり財政計画を立てましないと、地方財政が非常に大きな影響を来してまいります。したがつて私は、先ほど申しましたとおり、地方の、つまり都市によつて自主的に考えていただいて、これはやめた方がいいという都市には、私も全然反対いたしません。これはしばしば私は言明いたしておりますが、自由意思によつておきめくださる。それでこの傾向が出て、東京都がそういう主張をしておられますから、これが全国どう響いていきますか見えておりますが、やはりこれに共鳴してやられるところもあるし、また逆に、いや、おれのはうはとてそんなことできないといひ、あくまでもこれを継続したいといふところもありまして、むしろ今日ではまだ廃止のほうに傾いていく地域のほうが少なく、持続したいといふ——もし廃止するならば、しからば今度いまま

でやつてない連中が、自分のほうにやらしてくれ、という声も出てくるという実情でございまして、これは帰するところ、やはり地方財政に關係がある。何もギャンブルがいいからと思つて持続しようといふのではないのですが、だからこれを踏み切りますには、どうしても財政計画といふものを確立してまいりまないと、何年間で廃止ができるということまで、いま腹をきめる段階では少しむづかしい段階だ、こう考えております。よく御趣旨はわかつておりますから、さらに十分われわれも考えますが、実情はまだ何年してやめるといふことまで踏み切れるだけの、地方財政の内容といふものが伴つてない、こう考えますから、そこになかなか勇氣を持つてやれないという状態でございます。しかし御趣旨は十分わかつておりますから、またいろいろ検討いたしたいと思つております。○阿部憲一君 モラルよりも財政というふうな考えで、私ちよつとその点非常に残念に思ひますが、大臣の御答弁を了といたしまして、最後に一つお伺ひしたいのですけれども、政府は今度、地方財政法及び公営企業金融庫法の一部を改正して、公営ギャンブル益金の一部を公庫に納入させる、地方公営企業の貸し付け金の金利の引き下げを考へておると、これについてはこのとおりでございまして。○国務大臣(野田武夫君) 先ほどちよつと私が触れておりましたが、地方公営企業の財政が非常に悪いのでありまして、東京都もこの間、都の交通のストライキもやううというので、これは押えられたんですが、ことに六大都市の公営企業なんか、ほとんど再建団体になつておるほどの財政事情の、苦しい財政をまかなつておるわけです。そこでこれを何とか地方公営企業を、財政上まあできるだけのひとつ安定性を与えたい、これは当然です。それにつきましては、なかなかこれ、だんだん改良もしなくちゃいかんし、地方公営企業として、それから建設——たとえば一例を申しますと、六大都市のごときはやはり地下鉄一つつくり

ますにもたいへんなことでございます。これらにつきましても、私は四十四年度予算編成期で、大蔵大臣とも話し合ひまして、四十四年度からは少し積極的な地下鉄の計画の財政措置についての覚え書きまでつくっておるのでございますが、そういうことでございまして、その方法といたしましては、もちろん政府資金を投入するとか、その他交付金その他の財政措置を——これにも限度がございまして、まず一番に感じましたのは、公営企業金融公庫の金利が高い、こういう金利の高いものを使っているんで、金利に迫られるというんで、これを引き下げたい。それをなまじつかな金利を引き下げて、名目だけ、形だけ引き下げましたというやうなことで、形だけ引き下げたというやうな金利でやっておりまして、上下水道は七分というやうなことでございまして、それを少なくとも、できれば五厘ぐらゐり下げたい、下げるならその程度まで下げようじゃないか、そういう目的を持ちまして、いろいろ財源措置を考えましたが、なかなか五厘も下げるといふことになりまして、財源になかなか苦しいものでありますから、そこでいまちようど、阿部さんが先ほど御質問になりましたギャンブルの問題ですが、これがなかなか廃止ということをやられるところもあるが、やられないところもあるんで、このギャンブルの収益が年々ふえてまいります。そこでこういう金を、いままでは道路とか教育機関とか、社会福祉なんかも使っておられますが、やはり地域住民の一番いま難渋しているもの、地方の公営企業ですね。このほうに投資はしてもらえないが、せめて収益のほんの一分ぐらゐり出して、もらつてもいいじゃないか、そうしてその一分の金を入れてもらえば、大体五厘ぐらゐりの金利の引き下げができる。こういうことで、ギャンブルの収益の一分をお願ひして、公営企業の金利の引き下げに充てたいという計画でございまして、いま折衝をいたしている段階でございまして、

○阿部憲一君 このギャンブルのテラ銭の一部を出すというところでございますけれども、これはし

かし、いまお話のありましたように、地下鉄という非常に金のかかる事業に出されるということもありませんし、現在地方の公営企業は非常に詰まっているものもある。それに対しての補助というところもあると思ひますけれども、いまの地方公営企業の赤字補てんに、はたしてどのくらい効果がありますか。あるいは気持ちだけというやうなことじゃないかと思ひますけれども、この辺、大臣非常に効果があるからぜひ推進するのだというやうなお考えかどうか。

○国務大臣(野田武夫君) これはお話しのとおり、ただ金利を引き下げたからといって、すぐそれが非常に大きな効果はありませんが、いろんなことの方法を考えて、そして別に、何と申しますか、あらゆる手を差し伸べて、公営企業財政の確立をはかりたい。これは一つのいまの考え方でございます。そこで、どうせいろんな手段を講じませんと、御承知のとおり料金問題にかかっています。そうしますと、さらでだに物価問題にも影響し、住民生活というものを、かたてに料金を引き上げて、それはまあこれは大体公営企業というものは独立会計で、本来営業でございまして、それから、それはもう上げるほうも理由がありますから、理屈としてはわかりますけれども、しかし大局から考えますと、できる限り押えていかなくちゃならぬ。住民の生活を考えますと、これはわれわれとしては簡単に賛成はできない。そういうことでございまして、その中の金利というものは、やはりその負担というものは相当大きいものです。公営企業の、金融公庫ばかりじゃありませんけれども、その債務というものはばく大なものになつております。

それからもう一つは、私も、一つはギャンブルの収益問題についていま考えておりますことは、ギャンブルの収益というものが、御承知のとおりいろんな公共施設に相当役立っております。しかし、これはギャンブルを主催している都市だけのことでありまして、これは全国的にいいま

と、実は非常に不公平があるのです、実を言う。やつているところは非常にそれは金が入るし、やらぬところは入らぬ。そこで、もつとわれわれの考え方を率直に申しますと、いろいろ今度の金利の引き下げにも協力ができるとか、できぬとか言つておられるのですが、できるか、できぬか、折衝の結果ですからわかりませんが、本来から言えば、ギャンブルの収益というものは、実は均てん化していいのじゃないか、最初の動機は、阿部さんもお話しのとおり、その地域の特殊な事情だけども、もう二十何年たった今日では、もう特殊事情ということは大体薄らいでおりますから、できればやはりギャンブルの収益というものは全国的に均てん化していくほうが本筋じゃないか、こういう考え方もございまして、いまいろいろいたしておりますが、しかし、いまお尋ねの金利を下げて、その効果はないのじゃないかというところは、私は、やはりこれをもつて公営企業がうまくいく、財政がうまくいくというところは言えませんが、しかし、これも一つの方法じゃないか、こう考えております。

○阿部憲一君 最後に公営企業のことについて伺ひますが、いま大都市の交通事情が赤字を出しているために、従業員の昇給ということがとめられているのが多いわけですね。これはあくまでも独立採算というのをうたつていながらでございまして、しょうけれども、これらの職員に対するベースアップというものは、非常に物価高の環境の中におきまして、採算が取れぬからおまえらの給料を上げないのだというところで押し切ることが間違つていないんじゃないかと思ひますけれども、この点について大臣のお考えを承りまして、私の質問を終わらしていただきます。

○国務大臣(野田武夫君) これは一がいに押えておるといふことはございせん、その公営企業、大体六大都市をとりますと、これはほとんど再建団体になつています。これは今日までやはり話のついたところは上げることに承諾しております。ただしその条件があるのです。やはり、た

とえば上げられるということについて、われわれは趣旨はよくわかります。わかりますが、やはり再建団体の団体も、あるいは職制の改革とか、あるいは合理化とかを自分でやりますと、ただ何でもかんでも、自分のやることはやらないで、ただ金をひとつめんどろ見てくれというやうなことでは、いつまでたつても再建団体というものは生きていかないのです。そういうことで、いまでも全部これをストップしておけません。いま、今度のいろいろな最近起こつたこととありますから、政府委員が交渉相手しておりますので、政府委員に説明させて、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○政府委員(細郷道一君) 大都市はみな交通再建団体でございまして、再建をいたします方針としては、一つは企業内の合理化、一つは国の援助、一つは企業の仕事の範囲を縮めると申しますか、変えていく。たとえば、具体的には電車をバスに変えていく、これは都民に関係のあることでございまして、そういったやうな方向で再建計画をつくつてまいりました。

そこで、ベースアップにつきましては、そういった再建計画が七年とか八年かかっておりますが、それを達成できるやうな、やはり大きな目的に沿う範囲でものを考えていきたい。都市によっていろいろ事情も違いますから、必ずしも一律にどうやればいいというところは申し上げかねますけれども、そういった大きな目的に沿うやうな方法でやつていただきたい、こういう私どもは考え方でございまして。

昨年の暮れに八賃のベースアップの変更計画の協議が整つた。ただいま九賃についてはこれから始まるやうにしております。また各都市におきまして、それぞれ労使間が折衝いたしておる段階でございまして、私どももその一々の具体的な内容は聞いておりません。ただ、先ほど申し上げましたやうに、今後についてもケース・バイ・ケースで指導をしてまいりたい、かやうに思つております。

○和田静夫君 引き続きまして、概括的な御質問を、二しておきたいのですが、まず最初に、天下一人事問題とでもいいますか、そういう側面について大臣の所見を二、三承っておきたいと思ひます。

この間手にしました、人事院の昭和四十三年度の「営利企業への就職の承認に関する年次報告書」、これを見たのでありますが、これについては中央各新聞は「やっぱり官僚天国」という見出しを御存じのとおり掲げました。また三月六日の衆議院の決算委員会は、昭和四十三年度に公社・公団に天下った高給官僚の氏名、前歴、給与などの資料提出を求めました。私は、この委員会において、高給官僚の府県など地方自治体への天下りを問題にし、その実態を明らかにすることが最もふさわしいと思ひ考へておるのであります。この種の天下りこそ、今日の地方自治のあり方の問題に深くかかわりを持っていると考へるからであります。

そこでお願いしたいのですが、自治省の幹部職員名簿に登録をされている者のうち、府県など地方自治体に天下っている人は何人いますか。

○政府委員(宮澤弘君) 数字を申し上げる前に一言だけ御了解を得ておきたいことがございます。と申しますのは、天下りというたゞいとお話でございますが、天下りとおっしゃいます定義と申しますか、意味の問題でございます。戦争前でございますと、高等文官試験、戦後でございますと上級職国家公務員試験、これを通りまして、たゞいまは自治省のお話でございますが、内務省なり自治省に採用になりました、それからほかの府県に出ました者、あるいはまた中央の内務省なり自治省なりに行く、こういう人間をおっしゃっているものというふうに考へております。

ただ、その場合に、たとえば私どもの同僚の数が多くあるわけでございますけれども、試験を通りまして、すぐ自分の郷里に帰りまして、そこで課長補佐、課長、部長というふうになりました者も少なくないわけでございます、したがっていまし

て、私もこれがこれから申し上げます数字は、その辺、はなはだ主観的にも客観的にも分別したいものがあるわけで、大体の傾向ということでお聞き取りをいたしたいと思ひます。

自治省の名簿に登録をされているというお話でございますけれども、これは実は大正の初め内務省時代から登録をされておりましたが、便宜戦後ということで御答弁を申し上げさせていただきますわけでございます。

昭和二十年、二十一年ぐらひはそうたいして採用いたしておりません。二十二、三年ぐらひからということで一応数字を申し上げるわけでありすが、大体毎年採用いたしております人数が、その年度によつて出入りがございしますが、多いときは三十人ぐらひのときもございしますが、少ないときは十人ぐらひというふうにお考へいただいてよろしかろうかと思ひます。そうしますと、戦後二十数年たつておりますので、四百人か四百五十人、そのくらの人数になります。ただ、その中にはすでに死亡いたしましたり、あるいは退官をいたしました者もございします。その辺の数字を申し上げますことはお許しをいただきたいと思ひわけでありすが、大体そのくらの人数でございします。それに對しまして、現在府県の課長相当職以上におります者でございしますが、これが大体百七十人ぐらひでございます。ただ、この百七十人の中には、たゞいまは戦後四百人なり五百人なりということをし申し上げたわけでありすが、なお戦前の採用の人間も多少おります。そういう意味合ひでは必ずしも正確な答えにはならないわけでありすが、大体傾向といたしましては以上のとおりでございます。

○和田静夫君 この人たちは、いわゆるどこまでも自治体におるといふわけではないでしょう。したがって、この人たちのことを含めて、全体としての人事計画とでもいいますか、そういうものは立っているわけですか。

○政府委員(宮澤弘君) あるいは御質問の御趣旨を誤解をいたしているかと思ふんでございします。が、地方に行つておられます者は、県でございすれば、知事の要請に基づいて地方に行つておられるわけでございします。したがって、知事が非常に信頼いたしまして、参りましたまですつとつとめらる者も出てまいりますし、あるいは二年なり三年なりで、今度は新しい人にかえてほしいというふうな要望もございします。したがって、たゞいま申しました約百七十人の人間を、計画的にだれがいつどう、こういうふうな意味での人事計画は持つておりません。そのときどきの任命権者とのお話し合ひと申しますか、御要請に応じて人事配置をいたしておるわけでございます。

○和田静夫君 昨年の六月十五日に、愛知県衛生部長の金光克己さんという人が、桑原愛知県知事が海外出張中にもかかわらず、厚生省環境衛生局長に就任をされています。また、昨年六月の異動では、茨城県の副知事は、二年目の任期途中であるにもかかわらず、大蔵省理財局長に転任をされております。後任には大蔵省から任命をされております。前者は青鹿明司、後者は村田博さんと、こゝろいいます。が、なお青鹿さんは大蔵省関税局総務課長から副知事になった人でありまして、このように、中央官庁、高級官僚の一方的都合によつて、県の人事が動かされているという事実は、これは否定をすることができないと思ふんですが、これは、地方自治にとつて私はいへん重大なことだと思ひます。

自治省にいたところで、毎年何人が幹部職員として、いまも言われたとおり、新たに名簿に記載をされます。そしてそれは、その名簿の記載者のうち、何人が地方自治体の重要ポストにつくことを、私は現実をながめていて、前提としていふ、いま計画はないと、こゝろおっしゃったんです。が、そう考へざるを得ません。こうなると、事態は、この天下り人事などというものでなく、まさに高級官僚の特権人事である、こゝろ言われてもしかたがないと思ふのであります。府県がもは

や地方自治体ではなくて、自治省の出先機関である、こゝろいうふうにもまた言われるわけでありませうけれども、そう言われるのも全く理由のないことではないというところを、いま申し上げた事象を追つてみて申し述べることができるとは思ひません。その点、大臣はどのようにお考へになりますか。

○国務大臣(野田武夫君) 地方自治の中に国の高級職員が入っている、これはいまお話しのように、たとえば大蔵省、厚生省の話がございましたが、まあ私はほかの役所について言うことは控えますが、自治省といたしましては、これはいまお話しのような点もあると思ひますけれども、基本的にはと言ひます、大体において、都道府県知事のほうの要請にこたえて行つた者が多いのであります。これは事実でございします。これは地方の行政そのものの運営が、そこに一つ欠陥があるという原則論とか基本論は別にいたしまして、実態といたしまして、ずっと聞いておりました、やはりどうしても地方行政をやつていくのに中央との連絡上、非常にそのほうが能率的だというふうな考へ方からして、地方の首長が進んで要請する、これにこたえて出すというふうなほうが大体多いように私は聞いております。

そこで、その場合において、地方行政が自治省によつて圧迫されるか、そういうこともないようございまして、私の関知する限り、一つのパイプとなつて、非常に中央と地方の行政においてスムーズにいく点が、どつちかというといふと多いんじゃないか。そこで、これをもつと別の面から見ますと、和田さんのお話のように、先ほどもちよつと阿部さんからも御質問がありましたけれども、つまり地方行政が独自の自主的なすべての責任体制をとるというところ、こゝろいう面から見ますと、私は、やはり基本的な問題でございまして、いまの人事にからまるというところも、国の仕事と地方の仕事との区分が非常に不明確だとか、また国の委託の仕事が多いとか、こゝろいうところにも非常に欠陥があると私は思つております。した

がつて、いまの人事というものから見ると、自治省はことさらに押しつけて、そうして自治省自身の力を各地方公共団体に培養しようというような傾向は私には感じられません。繰り返して、どうしようですが、むしろ地方のほうから、どうもそうして欲しい、ひとつぜひいい人を世話してくれというふうなほうが多くて、現に数字で出ておりますが、こういう数字になっている。私自身はそういう感じがしております、事実。

○和田静夫君 どうも大臣そう言われていますがね。実例をちょっとあげてみます。そう言われても、たとえば旧内務官僚の話がさき出ました、特権組同士で、地方自治体、特に都道府県、主要ポストを占有していることだけを私は問題にしているのではございません。特権組同士でポストをいわたるたらい回しをしている。こういうことで一体ほんとうの仕事ができるのか。

たとえば一例ですが、自治省の二十三年組に松本亨という人がおられます。この人は、昭和三十九年、徳島県総務部長、四十年・四十一年、公営企業金融公庫企画課長、四十二年、福岡県総務部長、四十三年、自治大学教授を転々と歴任しておられます。同じく自治省三十七年組に上川博さんと読むんだと思うんですが、という人がいらっしやいます。この人は三十九年、岐阜県企画課、四十年・四十一年、経済企画庁開発計画課、四十二年、自治省交付税課と職を転々としたあと、四十三年、新潟県豪雪地区振興課長となっていて、同じく自治省三十七年組に滝実という人がいらっしやいます。この人も三十九年・四十年、自治省文書公報課、四十一年、自治省指導課、四十二年、中部圏開発整備本部と動いたあと、四十三年、三重県学事文書課長になっています。

このように、昇進を目ざして、とにかく毎年ポストを変えて飛び歩いている特権組がいるんです。その事実を見ると、いま大臣いろいろいじょうに言われましたけれども、全然当てはまらないような気がするんです。これでは当該行政に全責任をもって取り組むということにならないんじゃないですか、いかがですか。

○国務大臣(野田武夫君) いまの和田さんのおあげになった事例でございしますが、お聞きしていただきますと、少し転々とし過ぎていてるうちに感じます。これはどういふ事情か、これは事情説明しろと言われれば説明しなさいけれども、その事情は別といたしまして、まあこう転々としたしておりましては、落ちついて仕事ができないという御批判は私は率直に受けます。これはいろんな特殊事情とか、要請がどうかありまして、こういうことはやはり特例でございまして、これはやはりなくしていくべきことだ。しかし全体としては、和田さん、私ほんとうに思うのは、よく知事あたりから、私も自分の郷里の知事なんかには、人も推薦してございせん。私のところからは一人も推薦してございせんから、はつきり言えるのです。私が一人でも推薦しておればこんなことは言えませんが、

「委員長退席、理事熊谷三郎君着席」
幸いに一人も私が自治大臣になってから、自分の郷里へもどこへも推薦したことがないんですが、その前です、その前から、どうか自治省にどうか、あるいは建設省にどうかという相談を受けた私記憶があるんですが、私は率直にこういふ人事の、どうもそういう地方のほうから中央に要請された面が多過ぎないか、これは実感を感じ上げてたのです。御指摘のいまのあと、人事につきましても、私も大体それは少し度を過ぎていてるんじゃないか、こう感じます。

○千葉千代世君 関連。ちょうど同じようなことがかつての文教委員会でも質問されておったんですが、そのときに、勤務評定や学力テストの問題がありまして、各県でそれぞれ大きな問題を含んでおりました。具体的には岐阜県の問題をはじめ、かなりありました。この問題は、これは文部省から勤務評定その他の問題を予期して、ある程度政策的に交流が行なわれておったという事実があったわけなんです。そして全国的に調べていきますという、人事の交流とか、パイプを通すとかという、

名目はいへんいし、特に大臣の言われたように、地方からの要請であったということに表向きはなっております。しかし内容を見ていきますと、必ずしもそうではなくて、相当意図的にされておったということを私は聞いておるわけなんです。

やっぱり政治の民主化とか、そういう問題は、地方自治のほうでできちつとしていかなければ、地方分権になつてほんとうの民主化の実をあげていかなければならぬ。本家本元の自治省が、そういうことを大々びらにされておったということについては、私問題があると思うんです。これをずっと広げていきますと各省、たとえば厚生省関係では衛生関係あるいは保険関係については、ずっと交流の名のもとに行かれる。行きますという、パイプを通すというけれども、実際的には中央の命令系統だけが先行していくような政治にもしくなつたならば、あるいはいさつある現状もかなりあるように思います。その一例が、この間でも労働省関係の問題であつたことがあるんですが、けれども、必ずしもそうでなしに、労働行政の推進という名のもとにあつたんですけれども、やっぱり聞いてみますと、その衝に携わっている方々は、それではいけないんだということを、具体的に自治省あげていっているんです。それにもかかわらず、労働行政の中で労働省の案がきつと通つて、上のほうでそういう案を練つていって、これがいんだというところで押しつけられていくという、こういう実際のなかでいさますという、この中で自治省あたりが本腰を据えて、民主化の基本というものを貫いていくためには、納得のいく、交流といふことはおかしな感じがするけれども、人事をしていかなければいけないんじゃないか。

私がいま申し上げたのは、できれば参考資料として、各省で地方に、たとえば現在課長になつてくる者でもいいし、課長以上の者でもいいですけれども、どの程度の比率になつていくか知りたいたいと思うんですが、これはおそろしく総理府に要求しなければならぬと思ひますけれども、やっぱり

自治省あたりがその辺に手をかけていたいて、資料をいただけるものならば次の委員会にちょうだいしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(宮澤弘君) 実は先ほどちょっと申し上げましたように、いわゆる天下りでございまして、この定義自身、ちょっと見解の不明確な点がございまして、それで実は私どもはもう各省のほうに照会をいたしまして、大体の数字は持つているのでございまして、けれども、ところが、各省の人々につきまして、私どものほうが個人的にチェックするわけにまいりませんものだから、大体の傾向の数字は私は申し上げられると思ひますけれども、それはしかし正式の資料として申し上げられる性格のものではないと思ひます。もしお許しをいただければ、後ほど千葉委員に、私も一応持つておきますものを大体の傾向として申し上げることでお許しを願ひたいと思ひます。

○和田静夫君 先ほど大臣、私のあげた事実に基づいて、それを特例なものとしながらも、その部分についてはたいへんひどい、こういうふうにお答えになつたわけなんです。そうならば、今後はこういう状態は起こらない、そういう態度を明らかにこの委員会でするべきか。

○国務大臣(野田武夫君) 先ほどお示しになりましたのは、私はどういふ事情か知りませんが、一般的な常識から言つと、和田さんが御指摘になつたような感じがいたします。もう一つ、ちょっとその前につけ加えて申し上げたいと思ひますことは、きょうそういう御質問があるとか何とか、全然私予期しないので参つたのですが、ちょうど政府委員室で役所の首脳部と一緒におりますときに、いろいろの情報が各地方公共団体なんかから来ます。あの県はこういうことを言つてきていますとか——そのときに私は偶然言つたんですが、各役所の方が地方行政のほうに入つていたいて、それは非常にありがたいこともあるだろうし、いろんなこともあるだろうが、これはよその役所のことは私言えませんが、自治省は若いころに、少し

でも地方公共団体の中に入って、一つの修行といえますか、実態を知る、地方行政の。これは私は決して言いわけではない。さっきそう言ったんです。この制度というものは、向こうから要請されるだろうが、やっぱり何年間か地方へ行って実態を見て、ただ中央において、何かしら命令系統みたいな、いま命令というのではありませんけれども、指導助言することによって、一応自治省としては、ある程度の人実態を把握してきたほうがいいんじゃないか、これはきょうの御質問を予期しないで先ほども話したわけですが、これは一つの話ですから、何もそれがいと私は決してがんばるわけじゃありませんが、こういう感じを先ほど偶然委員会に出る前にしておったのです。

なるほどそうすると、将来上級幹部になる人は、若いときやはりそういう経験があるのは、これはプラスになるかしらぬ。これは和田さんの意見に反対しているわけじゃありませんので御理解願います。さっきばらんにそれは話したことがあるのです。その点は弊害があつてはいけませんから、これはもちろん除去いたしますが、自治省で、地方のほうに頼まれて、また、いろんなことで行っているのは、多少そういう点を御理解願えれば、私自身はそういう感じを少し持つていけるものですから、さっきばらんのことを申し上げるわけですが、いまの特例の問題につきましては、これは御指摘のとおりでございます。十分今後は注意するように、ひとつ私からもいろいろそういうことについての注意を促しておきますから、御了承願いたいと思います。

○和田静夫君 私やっぱりこういう実態、官僚の実態というものを、もつと国民の前に明らかにすべき委員会としての義務を持つていような感じがいたします。そこで千葉委員からもあつたんですが、その資料も資料として、私がお願いをしたいのは、自治省の幹部職員名簿ですね、これはもうすぐ出るわけですから、さっき言われたように古いやつといったらまたいろいろ言われると思う

ますから、この委員会に提出していただきたい資料を限定したいと思ひます。幹部職員の名簿は毎年作成されているはずですから、過去十年間にわたつての自治省幹部職員の名簿、それを提出していただきたい。これは先ほど、人事計画というものはないというふうにおっしゃいましたけれども、その辺は別にして、とにかくこの十年間の名簿を資料として提出していただきたい。それはもう約束できるでしょうね。

○政府委員(宮澤弘君) 過去十年間の名簿でございますが、はたして委員会の皆さま方にお配りできるだけのものがありますかどうか、ちょっと十年間となりますと私は無理だろうと思ひますが、しかし一度調べまして御連絡を申し上げます。

〔理事熊谷太三郎君退席、委員長着席〕

○和田静夫君 地方財政計画についてちょっと一、二点だけお聞きしたいのですが、全体の問題についてはまた後の機会に御質問いたしますが、私はここに昭和三十九年から四十一年までの地方財政計画とその決算額の比較を裏は持つておりますが、お聞きをしたいのは、四十二年の純計決算額はもうすでに出版していると思うんですが、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(細郷道一君) 四十二年の純計は、私ちょっといま手元に持つておりません。近く白書の形で国会の皆さんにお配りできると思つております。月末ごろになると思ひます。

○和田静夫君 そうすると、純計の数字はおわかりにならなくとも、計画額との差ですね、差し引き、大体どのぐらいですか。

○政府委員(細郷道一君) 計画と決算の差につきましては、おおむね数千億円に開いておると思ひます。

○和田静夫君 この数字は明確に月末までにはありませんか。

○政府委員(細郷道一君) 明確に月末には御提出できません。

○和田静夫君 それじゃ、そのときにいたします。この地方財政計画の説明の中にあります一四

ページのいわゆる給与費の中の(イ)ですが、給与改善措置に必要な経費の増、金額がありますね、総額。この算定の基礎を御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(細郷道一君) 地方財政計画の給与関係につきましては、御承知のように、給与のベースを国家公務員のベースに置きまして、それに財政計画上認められております職員の数を掛けたものを基礎として給与費の計算をいたしております。

○和田静夫君 そうすると、たとえば人事院勧告を予測しながらであります、閣議でいろいろ協議をして、大体五月実施という形のもつて、なるべくそれに近づけようという議論をする。それから野田自治大臣は、九賃のときの私の質問に対して、四十四年度からは完全実施という形のことについて努力をするというふうな答弁をされていくわけですが、それらとの対比で五月実施何%増という形で増額が決定をしておりますか。

○政府委員(細郷道一君) 給与費一般ではなくして、四十四年度の給与改定の際の財源措置がどうなっているかというお尋ねのようでございまして、それにつきましては、国の四十四年度の予算計上の方法に準じた措置をいたしております。具体的には、給与費の部分に一部分、それから予備費的な年度内追加財政需要額——財政計画で申しますと一般行政経費のところでございますが、そこに一部こういうことで見込んでおりますが、その総額につきましては、前年度給与改定に要した額を大体めどにして組んでおります。したがって、何月実施で何%といったような根拠に基づいた数字を計上はいたしておりません。

○和田静夫君 そうしますと、前年度を見込みとして組まれた。そこで、一般行政経費の中で盛り込んでいるものは大体どれぐらいのことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(細郷道一君) 国に準じたわけでございますが、国は、給与費中に約五%分のアップに

相当する額を見込んでおる、他は予備費でこれをまかなうという、こういうことでございまして。地方財政計画におきましても、それに準じて、おおむね五%に当たる部分について給与費のところ、残りにつきましては一般行政経費の中で、給与費以外に御承知のように災害による経費等もございまして、そういうのと一緒に計上をいたしております。

○和田静夫君 そうすると、五%以外の部分について、災害を含めてどれだけの額ですか。

○政府委員(細郷道一君) 約三百億程度でございます。

○和田静夫君 そうしますと、大臣、四十四年度、いわゆる五%部分についてはわかりました。それ以外のものを災害を含めて三百億と、こう言われました。それで、大臣がこの委員会です完全実施という形のものを約束された、そのことを満たしておりますか。

○国務大臣(野田武夫君) この前和田さんにお答えいたしました。私自身は完全実施したいということを含めでも思つております。しかしこれは、先ほど財政局長からもお答えいたしましたとおり、やはり人事院の勧告に基づいて国の公務員の給与は決定しまして、それに従つて政府の考え方がきまるというので、地方公務員の給与も、従来どおり国に準じてやるといふこの原則は、私どもは守つていかなうかならぬと思ひます。したがって、いま五%を計上していると、災害その他の三百億が一般行政経費に入っておりますが、この前の一カ月間アップしましたときに、最初に一カ月間アップする予算はつくつておりません。地方もつまりそのときの財政処置をやつたんでして、完全実施が希望とおりでございました場合は、やはりその財政処置は当然考えてできると思つております。

○和田静夫君 一般行政費の中において完全実施ができた場合には、当然考えているということですね。次に、過疎の問題で二、三基本的なことをお尋

ねをしておきたいと思いますが、国鉄関係来ておりますか——昨年九月の国鉄の諮問委員会の答申、あるいは国鉄財政再建推進会議の結論では、八十三線二千六百キロメートルの赤字線廃止を打ち出しておりますが、この問題は地域住民の福祉増進の立場に立つ地方自治体の立場からも考えるべきは数々の問題を裏は藏していると思うのであります。ここでは、国鉄諮問委員会の廃止勧告のあった赤字路線の一つ、石川県能登線の問題を取り上げることを通じて、問題を私は全体的に浮き彫りにしてみたいと思います。

まず確認をしておきたいことは、沿線人口の推移であります。それは、昭和三十五年八万四千五百四十九人から昭和四十年には七万六千二百二十八人と減少、明らかに過疎化現象を呈しています。しかし、国鉄輸送量の推移を見てみますと、輸送人員においても、三十五年八十四万七千人、四十年三十三万三千人、四十一年三十四万九千人と、順調に伸びております。人数と距離を加味した輸送人キロにおいても、三十五年二千二百八十六万人キロ、四十年四千七百七十六万人キロ、四十一年五千二百五十三万五千人キロと伸びております。また、貨物の輸送の面でも、輸送トン数は、三十五年二万二千トン、四十年は六万トン、四十一年は六万五千トンと伸びております。トン数とキロ数を加味した輸送トンキロにおいても、七万トンキロ、あるいは二百八十四万六千トンキロ、三百十二万三千トンキロと、こういうふうに伸びております。

そこで大臣にお聞きをいたしますが、この能登線を廃止することは、少なくとも能登線使用人口という形で定着をしている人口を浮動させるという意味において、能登半島の過疎化現象を促進することになると思いませんか、いかがでしょうか。

○国務大臣(野田武夫君) 私は、この国鉄の赤字線廃止問題につきましては、非常に重要な自治省としての関心を持っております。また持つべきだと思ふんです。先般の閣議でも、赤字線廃止について、国鉄当局はただ発表した何線かをどういう

ふうな順序においてこれを廃止をしていくかというのを聞きまして、いやこれは地域住民のひとと懇談してやるんだと、こう言うんです。それは、委員会においても、国鉄総裁からもそういうその後答えがあったようなんです。いまだにかく赤字線廃止ということにつきましては、もちろんかわるべき交通機関が整備されるとか、その他の地域住民が不便を感じないという対策が立てば、これは別でございまして。そこで、いまおあげになりました石川県の能登線でございますが、私は実態を存じませんが、一般論といたしまして——ことに能登線のごときは、いまのような相当住民も定着している、どういう意味でこれは赤字になったかわかりませんが、そういうことを私は特に能登線についてお答えは知識がありませんからお答えができませんが、一般論といたしましては、やはり国鉄の公共性にかんがみまして地域住民の不便を来たすということ、それから納得のいかないということ、また対策がでない——対策ができればこれは別でございまして、そういう意味からいたしまして、これは簡単に国鉄が赤字だからというんで廃止されることについては、私は必ずしも同意できない。ことに能登線についてのお話でございますが、この状況でございますと、これは国鉄のほうも十分考慮になることだと思ふんです。私は何も国鉄にこれこれ申し上げるのではありませんが、お考えになる線じやないかと思ふんですが、一般論としましては、重ねて申し上げますが、ただ赤字だからというだけの理由で、あとの対策もつけぬで、また地域住民の理解と納得が得られないで廃止されることについては、私としては相当異論を持っており、これだけ申し上げておきます。

○和田静夫君 いま言われたとおり、交通という現象は、とにかく国民大衆の生活に最も身近であります。むしろ生活に直結をし、生活そのものであると言つてもいいと思ふんです。したがって、もともと赤字路線になることがわかつていて、そういうような地域でも住民の内的要求に押されて鉄道

を敷いたという例も、私は国鉄なればこそあるのだと思つております。四十五億円の巨費と十年十カ月の歳月をかけて、しかも四年前にやっと全線開通したのです。これは、この能登線を廃止する、そういうばかげたことが一体あるのだろうかというところで、いま能登半島の住民の皆さんが立ち上がっています。鉄道の沿線には廃止絶対反対の看板が立ち並んでいます。自治体始まって以来の全住民による署名運動が行なわれています。私はそれこそさうだろうと思ふのです。国鉄当局はこういうふうに言っているのです。バスによる通勤通学を確保いたします、そういうふうには言っていますけれども、生徒の通学定期代は、バスは列車の二倍になるといふこととあります。こうした場合、地域住民の利益を守るといふ観点に立つて考えてみますと、国鉄全体としての累積赤字が二兆円になった、だからローカル赤字線を廃止するといふ、そういう論理というものは、私は成り立たない、そう思います。少なくとも中央に対して地方の立場に立つ自治省でありますから、そういういま申し上げたような地域住民の立場に立つて、過疎対策の観点から、あるいはひいては全国的開発計画の立場から、国鉄の画一的赤字路線廃止論には反対をすべきだと思ふんです。それについては、自治大臣反対と御答弁をされておるわけでありまして、歓迎したいと思います、こう思ふのです。

○説明員(大久保一男君) 収入につきましては、これは非常にこまかい原価計算の手法があるわけでございますけれども、まあ数次にわたります。学者の御意見等も取り入れまして、逐次完べきなものにいつあるわけでございますが、その発着費と輸送費とに分けて、それから貨物、旅客別に分けまして、いろいろこまかな計算で成り立っておりますので、お尋ねの観光客の旅客収入につきましては、発着費を除きまして、輸送費につきましてはキロ程の案分比例によつて配分してございます。

○和田静夫君 この国鉄の長期ビジョンを読みますと、新幹線網完成後の東京—金沢間の所要時間は一時間五十分、こういうことになっていきます。ここで私は、まあたいへん最近読まさせていただきます。感心をして、われわれ全く、何といふんですか、もともと勉強しなきゃならぬと思つたんですが、別におべんちやうんじやないんです。自治省官房長の宮澤弘さんの書物がここにありまして、この中の、「新国土計画論」の一説を引用してみますと、「タイムディスタンスの短縮が、そのまゝエコノミックディスタンスの短縮に結びつく」とすれば、それは、西ドイツの例にみられる

も、能登線は赤字になりますか。

○説明員(大久保一男君) 運輸省業務課長の大久保でございます。

ただいまのお尋ねでございますけれども、手元に四十一年度の実績はまだ出ておりませんが、それを申し上げますと、能登線につきましては、四十一年度におきましては、収入が一億六千五百萬、それから総経費が五億五千七百萬、したがって、私どものほうでは営業係数と言つておりますけれども、収入一〇〇に対して支出が何倍かつたかという数字でございますが、これは三三八ということになっております。

○和田静夫君 さつき私申しましたが、いわゆる観光周遊券による収入というのは一体どの線区で計算をしたのですか。能登線区で計算をしてい

ように、一方で、日本列島における地域分業を徹底させるとともに、他方で、人口・産業の立地に對する遠心的エネルギーを誘発し、それが求心構造を弛緩させるとともに、国土全体のバランスのとれた開発に与える影響はきわめて大きいものがあると思われる。このため、離島や豪雪地帯など、極度に自然的条件に恵まれない地域をのぞけば、いわゆる後進地域と称されている地域の多くにおいても、ダイナミックな開発の可能性が拓けていくことが予想されるのである。」ということになっているのであります。で、国鉄の長期ビジョンを打ち出している国鉄当局が、ほんとうにここままで、いま読み上げたような形の長期ビジョンの上に立つて赤字線の廃止ということも考えているのかどうか、その辺をまずひとつお聞かせを願いたい、こう思うんです。東京・金沢間の所要の時間が一時間五十分になったときに、能登半島は現在の伊豆半島とちっとも変わらなくなるんですよ。名古屋や大阪からの距離を考えると、それ以上の観光地となる可能性さえ有しているわけですね。そのことも十分踏まえた上で能登線廃止を打ち出しているのかどうか、明確に答弁していただきたい。

○説明員(大久保一男君) お答えいたします。先ほど先生の御質問に自治大臣がお答えになったことは、基本的にそのとおりでございますし、私どももそういう態度でお返でございますが、多少ふえんして御説明させていただきたいと思っております。御指摘のように、昨年の九月四日に、国鉄総裁の諮問機関でございします国鉄諮問委員会から、御指摘のように、八十三線区二千六百キロを廃止してバス輸送に転換すべきである、こういう意味の答申がなされました。で、われわれといたしましては、それは国鉄総裁の諮問機関の御意見でございしますので、まあ一つの有力な御意見として承っておりますのでございます。それから一方政府では、閣議了解におきまして国鉄財政再建推進会議というものが持たれまして、昨年の十一月一日にやはり運輸大臣に答申があったわけでござい

すが、このローカル赤字線の問題につきましては、道路輸送への転換が適切なものについてその転換を促進すべきである、こういう御意見がなされております。で、運輸省といたしましては、国鉄の財政というのは御承知のようにいま非常ににっちもさっちもいかない状態になっているわけでございますけれども、赤字線をやめるということは、その影響するところがきわめて重大でございますので、一つ一つの線区につきまして、鉄道網に占める地位であるとか、あるいは地域交通に占める役割りでありますとか、それから総合的な国土開発計画との関係とか、あるいはその地域におきます地域開発から見た将来性でありますとか、あるいは、さつき先生のおっしゃいましたように、道路の整備状況といったものを具体的に、そして綿密に調査をいたしまして、総合的な観点から慎重に判断をすることといたしております。したがって、先ほど大臣がお話しになりましたように、やはり地元の方々あるいは地元の市町村の反対を押し切つて強行するというような意思は毛頭ありませんで、十分お話し合いをした上で、御納得ずくの上で進めてまいりたい、このように考えております。

○和田静夫君　能登線を廃止されないというわけですか。

○説明員(大久保一男君)　先ほどことは足らずであつたかもしれませんが、国鉄諮問委員会、個々の具体的な線名について列記をいたしまして、それは国鉄財政上から廃止すべきである、こういう御意見でございましたけれども、政府の諮問機関であります国鉄財政再建推進会議におきましては、個々の線名というものは全然ございませんし、何千キロ何線区切れというところもございませんし、先ほど申し上げましたようなことを一線一線慎重に考えながら、そうして地元の御了解を得ながらやめる、やめられるものがあればやめるべきである、まあこういうふうなことになるっておりますので、全然白紙でございます。

○和田静夫君 能登の地元では、鉄道のない都市の汚名を返上した喜びもつかの間に、わずかに四年後に廃止の聲が打ち出された、で当然としていゝというか、まあ信じられないというか、そういう気持ちでいるという状態であります。で、国鉄の納付金をなくすためのかけ引きではないだらうか、こういう声さへあります。珠洲市という自治体の当局は、この国鉄の納付金をなくすためのかけ引、それが原因ならば国鉄納付金をもらわなくてもいいと言っているくらいですよ。これはまあ一例です。その辺は一体どうなんです。

○説明員(大久保一男君) 御指摘の納付金のございますけれども、これは先生のおっしゃったような趣旨ではございませんで、いまの非常に破産状態におちつた国鉄を立て直すためには、ちよつとやそつとの単純な方策ではとても再建ができないということで、まあ財政再建推進会議におきまして、そういう御認識のもとに、いわゆる三方一両損と申しますか、あるいは三位一体と申しますか、国鉄みずからもまず徹底的な近代化、合理化をやるのだということが第一点、それから国とかあるいは地方公共団体においてもこの際まあ財政措置を考えるべきであるということが第

二点、それから第三点といたしましては、国民の皆さまにもまあこの際その運賃の改定ということによって国鉄再建に御協力していただきたいという、そういうまあ以上三つの柱を基幹といたしまして、三位一体でやらなければ国鉄財政は再建できないのだと、まあこういう御意見をいただいております。

そこで、先ほどの納付金のことでございますが、自治省御当局の格別の御配慮によりまして、かなりの納付金の軽減をしていただくことになっております。で、それが一つの方策でございますし、赤字線のやめられるものはやめていくということも、これも再建のための欠くべからざる一つの方策でございますので、別段その両者に御指摘のような関係はございません。

○和田静夫君 新全国総合開発計画の策定は大詰
めを迎えて、あらためて全国的なフレイムワーク
が問題になっておりますし、その中に位置づけら
れての地方自治が私は考えられるようになってき
ていると思うのです。そういう意味での自治の転
換ということが政策当局者から言われるように
なったきょうのごころでありますから、それに逆
行するようなこともこの政策当局においてなされ
ているというような形の点ですね、たいへんわれ
われは奇異に感ぜざるを得ません。国鉄当局が打
ち出した赤字線の廃止についても、すべてにわ
たって私は検討したわけではありませんが、福井
県の赤字線その他も視察もしてみましたけれど
も、能登線一つをとってみても、国の総合的な開
発計画に、あるいは過疎対策に逆行しているよう
に私は思えてならないのであります。国鉄の財政
再建ということ、そこではそれだけが考えられて
いてですね、現段階の開発計画に位置づけられて
立てられてきている市町村のこの自主的な開発計
画などは全く忘れ去られてしまっているのではな
いか。自治省は、たとえば能登線の廃止によっ
て、それを前提として立てられてきている周辺市
町村の総合開発計画が全くパーになってしまっ

こういうことについてどういうふうに考えられているのですか。市町村段階の開発計画が問題になる場合に、同時に府県段階におけるそれが問題になると思うのでありますが、先ほど引用しました宮澤弘さんの新国土計画論の中で、「各地方公共団体は、各々その地域について長期開発（経済）計画を策定していることは既述のとおりであるが、各府県の作成した開発計画も、その内容において、ややもすれば、過大な目標やビジョンを掲げ、しかも、その府県の独自性を主張するあまり、自己完結的な開発の考え方および手法により、全国的な分業という観念はなく、また、広域的見地から隣接府県等との調整をとっていないものも少なくない状況である。」と述べておられます。私は、いま運輸省の肝いりで進められておる金沢新港の建設などは、地域エゴイズムに基づく

そうした総花的開発計画の実は典型であると考え
ておるであります。金沢新港の問題は、これは
後に別に取り上げるつもりですが、問題は、一つ
石川県をとってみても、国鉄の財政再建計画に
よって市町村の総合開発計画はバーになる。一方
では日本海開発などという大きな絵のもとに新港
が建設され、そうして中央の御都合で県段階の開
発計画さえばらばらにされてしまふ、こういうよ
うなことではならないと実は考えます。そうした
点について、自治大臣としてどういうふうにお考
えになりますか。

○国務大臣(野田武夫君) 全国の総合開発と各自
自治体の開発計画、これは当然、これに矛盾があれ
ば、これは全国の開発計画というものは推進しな
い。もちろん、いまちよつとお話のように、地
方公共団体がただ独自——ちよつと宮澤君の本に
書いてあるように、自分かつて、国なんかどう
でもいい、よそはどうでもいいというふうな開発
計画というものは、これはいわゆる市町村におけ
る開発計画でも、非常にそれは欠陥の多い開発計
画であつて、われわれが主張いたしております広
域行政というのは、やはりそういう点に発想があ
るわけでありませう。やはりこれはどうしても、地
方公共団体は国の総合的な開発計画にとりま合
せて、国の総合開発計画は当然地方の開発計画と
マッチするような、さつき国鉄が三位とか四位一
体とか申しましたが、これは二つはほんとうに一
緒に歩かなければとても総合的な開発計画はでき
ない。その意味において、いま御指摘になりました
た交通機関というものは、これは総合開発の中
の国または地方の開発計画と同じような意味にお
いて重要な開発計画の一環をなしておるのであり
ます。それを無視して、たとえば国鉄はおれのほ
うはかつて赤字だからやめるんだ、建設者はお
れのほうはかつてにどうだとか、そういうことを
言つておつては、これは総合という名にふさわし
くないし、私は、いまお話しになりましたとお
り、こういうことはいわゆる看板にあるとおり総
合的な計画、その中には各般の産業、経済、文化、

観光すべてが包含されなければならないと思いま
すから、これがちよつとになるということとは、自
治省としては、市町村の持つてゐる開発計画の推
進にあたりまして、私はこれを調整していくべ
きだ、こう考えております。

○和田静夫君 地方自治体が地方自治体として成
立をする最低の条件を守るといふ、そういう観点
に立つて自治大臣は努力をされる、そういうふう
に理解しておいてよろしいですね。

先ほどありましたが、引き続いてギャンブルの
問題で簡単に二、三お尋ねをしておきたいと思
うんですが、美濃部東京知事は都営ギャンブル廃
止の方向を先ほどあつたように打ち出して以来、
公営ギャンブルの是非をめぐつてさまざま議論
がなされております。ところが自治省は、ギャン
ブルを廃止するくらいは財政の余裕があるなら、
水道や地下鉄工事の地方債を減額したらどうかと
いふ、いわゆるギャンブル財政論の立場に立つ
て、きわめて冷淡な態度を出され続けています。
先ほど来の答弁を聞いておつても、そう感じま
す。二月二十日の朝日新聞は、アルバイト先で誘
われるままに寛えた競馬に毎月の授業料を使つ
て、学校から催促されるのをそれ、証拠書類を
焼こうと学校に放火した高校生の記事を載せて
いました。こうした記事が紙面をにぎわす一方、
余裕を持ったギャンブル愛好者からの発言も少な
くありません。これは雑誌「現代」、ことしの四月
号に、食糧庁長官増田徳太郎氏は、「とにもかく
にも私は二十年間競馬をやりに続けてきた。私に
とつて競馬は人生の伴侶だと思つてゐる。大げさ
に聞かせるかもしれないが、競馬によつて私の人生
は豊かになりました。うるおいのあるものになり
ました。したがつて、美濃部東京知事の公営ギヤ
ンブルの廃止論のようなものに接すると、農林
省の役人としてよりも、まず一競馬ファンとして
考へてしまふ。大衆をばかにしてはいけません。大
衆には大衆の判断力があり、それに従つて競馬を
やるファンがふえてゐるのだ。美濃部さんが言
われるように、ファンは人間性の弱みにつけ込

まれてのみやつてゐるのではない。競馬には競馬
の魅力があり、それは結局のところ競馬ファンに
しかわからないのではないかと思ふ。』などが、私
は代表的な発言だと思ひます。食糧庁長官という
立場の人が述べるには、政治的に、また時期的に
たいへんどうかと思はれる発言ですが、きょうは
私はそのことを追及しようとは思ひません。ギヤ
ンブルを余裕を持った目でどういうふうに見つめ
てゐる人、あるいはレジャーとして楽しむことがで
きる人々、こういうのは一定の水準以上の所得を私
は保障された人々であるといふことを一般論とし
て考へることはできると思ふんです。そうして一
般論としては、一月二十九日の朝日の「天声人語」
が指摘しましたように、地方自治体が胴元になつ
てギャンブル日本を形成している結果は、低所得
者からの収奪であり、社会を荒廃させる害悪が大
きいと私もまた言えると思ふんです。もつともそ
れはわが国だけのことではないらしくて、二月二
十日の朝日新聞によれば、初めての市営くじを大
ロンドン市が計画したが、その国会における認可
の段階でその計画はつぶされてしまつたそうで
す。つまり、イギリスでは、さつきもお話があり
ましたが、道徳論の前にギャンブル財政論は敗退
をしたのであります。

そこでお聞きをしたいと思いますのでありますけれども、
ギャンブル財政論に立つ自治省も、国民的モラル
の問題としてはギャンブルは好ましいものではない
と考へ、公営ギャンブル漸減の方向は確認でき
ると思ふんですけれども、そのことは確認をして
おいてよろしいですか。

○国務大臣(野田武夫君) 和田さんにお答えしま
すが、先ほど阿部さんにお答えしたとおり、ギヤ
ンブルがいいかどうかということになれば、やは
り決して好ましいものじゃないということをお提
言しておきます。ただ、いま私は食糧庁長官の何か
話を初めて聞いたんですが、これは一般論として
は、そういう方もおりますし、また大衆といいま
るか、一般の人々も、レジャーとして楽しんでゐる
人もあります。しかし、それを一々私は根拠

にして言うんではなくて、私は私自身が幸か不幸
か競馬にも競輪にも行かぬものですから、そのほ
うにどれぐらゐの楽しみがあるか私も理解できな
い。非常にぼんくらな男、無趣味な男です。そこ
で、わりあひ私は公平だと思つております。自
分がやつてゐない。自治省がモラルを無視して財
政に片寄つて非常に暴論を吐くといふようなこと
が朝日の「天声人語」にあつたといふことです
が、それはおかしいと思ひます。それはつまり、
終戦後の日本の財政、先ほどもお話がありまし
たとおり、やつぱり地域開発といふものについで
これが果たしておる役割りといふものは、私は相
当評価してゐると思ふ。そこで、その役割りが果
たせたとすると、地方財政は必ずしも——先ほど
地方公営企業でもごらんのとおりであります。イ
ギリスが云々、イギリスは競馬が世界一盛んな
ところ、これは非常になかなかイギリス人とい
ふのは、しかし決してイギリス人のモラルは疑
ない。だから、一片のモラル論とそれから一片の財
政論では片づかない問題である。しかし、好まし
いことであるかどうかといふことになると、私は
好ましくない。できるだけ、ちよつと和田さんの
御指摘のとおり、私の意見といふものは漸減論
に賛成であるが、私は先ほどはつきり申し上げ
ました。やはりこれは主催してゐる地方公共団体
の自主的な判断にまかせる。それからその地域の
住民の自主的な判断に待ち、そしてできれば、こ
んなものをいつまでもわれわれががんばつて、地方
財政に影響があるから何でもかんでもこれをがん
ばつていこうなんていう考えは毛頭ございませ
ん。ございせんが、廃止論となりますと、一挙に
廃止ですから、このいまの地方財政の中に占める
ギャンブルの収益といふものは相当な、先ほどお
話とおり、計画の中に入つてゐるのです。それは
もうこれは非常なウエイトです、ある地域によつ
ては、そこで、私の自治省をいたしましては、こ
れを廃止論に踏み切る勇気をつけますには、やは
りそれだけの財政計画を持ちませんと無責任じゃ
ないかと私は思ふ。そこで、漸次この問題が、地

域の住民の方、また地方公共団体が自主的にこれを判断されておやめになるということに、何らの抵抗もわれわれはするべきではない、私はそれでけっこうだと思う。そういう意味ですから、その点は、モラル論からいえばどうか、財政論からどうかということになりますと、これはなかなか私の自治省としては非常にむずかしいのです。これは実態を申し上げる。ただ一片のそういう批評はけっこうですが、それでもって地方財政はそれじゃおまがしよっていいと言われた場合に、非常にこれはまた計画に欠く、それこそ地域の開発計画に支障を起す。住民の福祉増進ということ、つまりどのくらいの動員——相当このギャンブルに動員数が多いのですが、まあしかしそれは地域からいえば相当たいした、何%ですか、あとの人のためになつていくということ、それだから、私は繰り返して誤解のないように申し上げます。これをどこまでも保持していかねばならぬ、ないというのじゃないのですが、漸次おかげさまで地方財政も好転のきざしが見えております。これが漸次地方財政がまあまあということになりますれば、これはやはりギャンブルというものは好ましいものじゃありませんから、これは決して廃止に反対いたしませんし、廃止しようということも言つてこられたところについては私は賛成する、私自身はそう思つております。その点をひとつ、自治省がいかにギャンブルに味方して、ギャンブルでもって地方財政を持つていこうというやうなことに、よくよくそういう議論が出るようですが、私はあまりそれには頭を痛めておりません。私は実論論だったら、やめたいところはおやめなさい、しかし財政の問題があるからよく注意してください、好転してくれば、その計画が立てばけっこうだ、こういう姿勢をとつておりますから、この点は特に御理解を願いたいと思つております。

○和田静夫君 わが国の公営ギャンブルに関する行政の方向というのは、言われるまでもなく、単に比喩的に、評論的にものを申すのではなくて、昭和

三十六年七月二十五日付の公営競技調査会答申の「現行制度の存続を認め、少なくとも現状以上にこれを奨励しない」という方向で確定しているのではありませんか、そのことはわかつております。ただ問題は、現実がその方向とは逆の方向に進んでいるのではないかと、そういうことを思うのです。たとえば四十三年度の全国の公営ギャンブルの開催の延べ日数を調べてみたら、一万七千四百十八日、入場者数が九千四百三十三万七千九百九十九人、実に五年前の七三%増であります。これは国民一人が一回は競馬場か競輪場か競艇場に行った勘定です。大臣も行かれなさい、私も趣味がないから行かないということになると、どこかに片寄つていくわけでしょう。また、昨年の公営ギャンブルの売り上げ高は一兆六千六百十二億円で、五年前の二倍半です。こうした公営ギャンブルのユスカレートに比例して各種の紛争が激増しておることは、御存じのとおりであります。場内外の混雑もどまるところを知らません。警察庁もたまりかねて、二月十五日に、不正レースの防止と自主警備の強化を各主催団体に申し入れることをきめたというのであります。で、幾種類もの競輪や競馬の新聞はまたにあふれております。車内広告もギャンブルの祭典をはなやかに盛り上げております。週刊誌の予想やテレビのコマーシャルに至るまで、ギャンブル熱をあおっております。このやうな状態を放置する限り、政府がかりに「少なくとも現状以上にギャンブルを奨励しない」、また大臣もたいへん良心的に言われたように、財政好転とともにやめていくのだということを言つたところで、それは私は言いわけ程度の意味しかありません。これは、こういう現実の中からそう思うのです。この中にあって、美濃部東京都知事が、さまざまな財政的な困難を十分に認識しつつも、都営ギャンブル廃止の方向を打ち出されました。飛鳥田横浜市長もその方向を支持されました。どうしてそれを政府は地方自治体の英断として積極的に支持しないのですか。それぐらいにして初めて、私は、「少なくとも現状以上にギャン

ブルを奨励しない」という政府の方針も、少しは私は真実味を帯びるというふうに考えるのであります。で、支持しないばかりではなくて、自治省の態度というものは、私はどうも逆であります。矢つぎばやに出た新聞のそれぞれの談話を見ても、そう思うのであります。一々読み上げません。少なくとも、通産省は、東京都が主催を辞退した日本選手権競輪と並ぶ競輪界六大事業の一つであります都道府県選抜競輪を来年からやめることを明らかにしました。自治省は一体何をされたのでありますか。ギャンブル財政論を指摘すると、いろいろのことを言いがたふすけれど、公営ギャンブル廃止論に水をぶつけただけではなかつたかという感じがいたします。自治大臣いかがですか。

○國務大臣(野田武夫君) 非常に回数があふえて、入場者が多くなつた。これは回数をふやすとかふやすぬとかということ、自治省は何も関係がなく、競馬は農林省、競輪は通産省ですから、この許可がなければ……、何も自治省が別に回数をふやしたわけではありません。各役所が——監督官庁がおのおの違ひます。運輸省もありますし。ギャンブルの監督官庁としてはどうお考えになつておるか。私は回数をふやしてないやうに聞いておりましたが、私のほうは関係がないからわかりません。

それからもう一つは、自治省が水をぶつけたというところで、それはつまり私のほうは、たとえば先ほどお話しした給与体系の問題でもそうでありますが、給与を決して押えようという考え方はない。つまり、合理的に労使間で話していらつしやい。それから再建団体には、再建のつまりお互いに申し合わせた条件があるから、これを実行してください。そうしてお互いに助け合つていこう。これはもう自治省は地方団体を悪くするなんという考え方はありません。

そこで、たとえばギャンブルの収益をやつておる地方団体の仕事も、一ぺんにギャンブルをすぐやめてしまえば、当然やはり地域住民の税金にか

かつてくるとか、いろいろの問題にひつかかつて、他の面において財源を考えなくちゃいけない。そこで、ただ、いわゆる普通の御意見のやうに、自治省としては地方財政に対する責任を持つておりますから、そこでその責任をどうして果たすかということになりますと、おやめになるところは御懇談をして、こういう財政計画を持つて、こういうふうにして地域住民に負担を加重するやうなことはしない——これは大事なことだと思ひます。ただ、やめたあとは地域住民の負担でけっこうじゃないか、それですぐ施設をつくつたらいいじゃないかということになりますれば、自治省はこれこそ無責任であります。ただ一片のそういう話し合ひで、世間がやかましいから何でもよからうというやうなそういう態度は、私は政治としてもとらない。やはりわれわれは責任ある以上は、その役所としての責任を果たさなければいかぬ。それには何といつても地方財政というものを基本として考える。しかし、いま申しましたとおり、ギャンブルの収益によつて地方財政をまかなつておるということは決して好ましいことではないから、好転していつて大体めどがつけば、しかも自由意思によつてやめたいと、しかもこういう財政計画を持つておるという話があれれば、決して自治省は反対いたしません。私は最初から、新聞記事どう書いてあるかわかりませんが、主催者の自治団体の自由意思、地域住民の自由意思によつて御決定になつたやうなことを、はつきりその瞬間から答えております。したがって、何も自治省がこれに最初から計画的に反対するとかどうとかということ、これはおもしろおかしく書いてあるかもしれないが、実態をつかまないと、私はあまりそういふことは気にしないのです。私はまじめに考えておるから。財政計画はどうでもいいということになれば、これは私はまた別に議論を進めてもいいのですが、しかしいいものじゃないという考えを持つておりますから、自由意思によつて御決定なさいということとを言つておりますから、しかし財政計画はお互

いに話し合おう、そうせぬと、簡単にやめることは賛成だということ、これは逆に無責任のそしりを免れない、こういう考え方を持っております。

○和田静夫君　そう言われたところで、あなたの新聞記事というのはそういうことになっていないので、それではこれから発言されるときには十分に注意をして発言してもらいたいと思うのですよ。美濃部さんがギャンブル廃止の声明をしたその翌日に出た、いまちようど持ってきておられますが、あなたのいう新聞記事というものはそういうふうになっていませんよ。まさに、たとえばさつきもちようど私言いましたけれども、地下鉄工事のためにもつと使つていったほうがいいのではないかと、そういう形のことになっていて、ギャンブルを廃止するというそのことに對して、その自治体が自主的にやつてもよろしいんじゃないかな、あるいは新聞だからその記事はおもしろいかな、あつて信憑性の問題はまた次の委員会あたりに資料を持ってきたりすればいいけれども、とにかくそういうことを言われまされども、それじゃ私聞きますけれども、どうもいろいろ関係各省を調べてみますと、ギャンブル問題では自治省の態度が一番悪いというふうに考えられます。

主張によつて、四十三年三月三十一日まで延期され、そうして昨年の三月三十一日の段階でまたまた延期を強力に主張されたのです。一体自治省は、さつき大臣、たいへん高飛車な答弁がありましたが、それでも、何を考へていらつしやるのですか。

そこで自治大臣にお尋ねをいたしますが、自動車競走法の「財政等を勘案して」とか、あるいは小型自動車競走法の「地方財政の健全化を図るため」とか、あるいはモーターボート競走法の第一条の「地方財政の改善を図るため」とかいう、すべて第一条の字句が自治省のいわゆるギャンブル財政論の根拠であります。これはもう、否定をされても、私はそうだとおもうのです。これらの字句は、競馬法第一条第二項の「財政上の特別の必要を考慮して」という字句に相当するものだろうとおもうのです。で、競馬法の第一条第二項は、「著しく災害を受けた市町村」または「その区域内に地方競馬場が存在する市町村」で、「その財政上の特別の必要を考慮して自治大臣が農林大臣と協議して指定するものは、その指定のあつた日から、その特別の必要がやむ時期としてその指定に附した期限が到来する日までの間に限り、この法律により、競馬を行なうことができる」となつてゐるのであります。ここでいう「財政上の特別の必要」とはそれじゃ一体何ですか。また、モーターボート競走法の第二条第三項の「指定の理由」とは一体どんな理由ですか、御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(細郷道一君)　財政上の理由は、多少時代とともに動いております。かつては戦災都市の復旧といったようなものが非常に表面に出ておりました。だんだん時代も変わつてまいりました。最近では、人口が非常に急増しておるといふ過密現象を生ずるような地帯、非常に都市の財政需要が大きい、よその団体に比して特別大きい、無限に大きいといつてもいいくらいである、そういったようなところでありまされども、災害を受けたその復旧のためにいろいろ金がかかる、こういったようなものについて特別の考慮を払うといふ行き方をとつております。

○和田静夫君　指定の理由は、いま申し上げましたような事情のある市町村で、府県は指定が要りませんが、市町村あるいは組合等で、それぞれの議会が公営競走をやるといふ議決をとつてきたものについて、私のほうで指定をいたしております。

○和田静夫君　それじゃ事務局に要求をしておきますが、指定市町村の指定の理由、いまなつておる財政上の特別の必要を証明する資料を提出をしていただきたい、いま言われたような形での。たとえば財政力において平均以下であるとか、あるいは道路の舗装率が特に低いとかいうような形のもの、各市町村名をあげて証明をしていただきたい。

○政府委員(細郷道一君)　道路の舗装率をどれくらいに上げるとかといった全国的な共通の行政需要に對しては、私はやはり、交付税なり起債なり正當な――正當なと言つちやないへんことは悪いので取り消しますが、普通の財源をもつてこれは地方財政の水準を保障すべきものと、こう考へております。しかし、住民の要望は非常にそれをはるかに越えて高いのでございまして、特にいま申し上げましたような特殊な地域ではなかなかそれを満たすことができない、そういった場合に、普通の場合を越えて仕事をしたい、それはやむをえないけれどもギャンブルによらうと、こういったような議決を経ましたところについて実はいたしておるのでございまして、いまおっしゃつたような全国的な基準を越えてゐるからどうと、そういったような判断でございませんで、非常に事柄は個別的になつております。そういう意味合から、個々の団体について出せとおっしゃれば出せぬことはございませぬけれども、非常に膨大な資料になつてまいりますので、もしどここの市町村について特にということございませすれば、そこについて提出をさせていただきますと、こう思ひます。

○政府委員(細郷道一君)　道路の舗装率をどれくらいに上げるとかといった全国的な共通の行政需要に對しては、私はやはり、交付税なり起債なり正當な――正當なと言つちやないへんことは悪いので取り消しますが、普通の財源をもつてこれは地方財政の水準を保障すべきものと、こう考へております。しかし、住民の要望は非常にそれを

○政府委員(細郷道一君)　競馬の指定市町村は全部ということでございますか。

○和田静夫君　四十二年度百三十六市町村でありますから、それについて。

○政府委員(細郷道一君)　そういうことでございませうと、先ほど申し上げましたように、相当膨大な資料になると思ひます。私は別に資料の膨大さを拒否いたしませんけれども、個別の事情でございませうので、なかなか一定の尺度のものがございませうと思ひます。特に災害なんかでございませうと、災害の分量も市町村によつていろいろ違ひますし、その財政の大ききによつても違ひますから、ぜひ出せとおっしゃれば私のほうは出すにやぶさかではございませぬが、関係の農林省とも十分相談をいたした上でまた後刻御連絡をさせていただきますと存じます。

たえば、昭和三十六年の、さつきも言ひましたけれども、公営競走調査会の答申を受けて、競馬法は地方競馬の施行者を原則として都道府県に限定をしていく。著しく災害を受けた市町村またはその区域内に地方競馬場が存在する市町村であつて、かつ財政上の特別の必要を考慮して、自治大臣と農林大臣と協議の上、必要な期限を付して指定するものは、その指定期限に限り例外的に地方競馬を行なうことができるものと改正をされました。その際、自治省の主張によつて、改正前の法律により現に指定を受けている市町村については、三カ年の猶予期間を認め、昭和四十年三月三十一日まで競馬を開催できるような経過措置がとられたはずであります。それがさらに自治省の

主張によつて、四十三年三月三十一日まで延期され、そうして昨年の三月三十一日の段階でまたまた延期を強力に主張されたのです。一体自治省は、さつき大臣、たいへん高飛車な答弁がありましたが、それでも、何を考へていらつしやるのですか。

○政府委員(細郷道一君)　財政上の理由は、多少時代とともに動いております。かつては戦災都市の復旧といったようなものが非常に表面に出ておりました。だんだん時代も変わつてまいりました。最近では、人口が非常に急増しておるといふ過密現象を生ずるような地帯、非常に都市の財政需要が大きい、よその団体に比して特別大きい、無限に大きいといつてもいいくらいである、そういったようなところでありまされども、災害を受けたその復旧のためにいろいろ金がかかる、こういったようなものについて特別の考慮を払うといふ行き方をとつております。

○和田静夫君　私は、戦後いわゆる公営の収益事業の開始が公認された裏には、いまも言われたが、戦災復興という特殊事情があつた。そういう意味で、私はあくまでも臨時立法的なものであると考へてゐるのです。その辺にまあ考へ方の大きな相違があると思うのです。それぞれの理由は変遷をしてきたということ、これは私は、競馬法やその他立法されたところの立法の趣旨とはいへん違いがあつて、拡大解釈をされて運用されている、そういうふうになつてゐると思ひます。したがつて、全競走について、指定自治体一つ一つについて、この指定の理由としての財政上の特別の必要が明確にされるべきだと私は考へます。少なくとも法律的に疑ふ余地のないものでなければならぬ。それは非常に膨大なものになる、こういうふうなことでありますから、私はそれじゃ指定をいたします。競馬について指定市町村、四十二年度は百三十六市町村ですけれども、その一々について、財政上の特別の必要を証明する資料を早急に本委員会に資料として提出をしていただきたい。よろしいですか。

したが、自治省は上下水道、交通、地下鉄などの赤字に悩む地方公営企業の資金コストを下げるために、来年度から地方公営競技の売り上げの1%を開催団体から納付させる、これによって公営企業金融公庫の貸し付け資金の現行利率をそれぞれ年〇・五%引き下げるなどを中心とした地方財政法及び地方公営企業金融公庫法改正案の骨子をまとめたそうです。これはいかにも美濃部革新都政に対する官僚的でこそこそないやがらせに私は思えてしかたがありません。こうした自治省のやり口を、保守革新を問わず、私は識者のひんしゅくを買うことになるだろうと思っております。それにしても開催団体からは、ギャンブルの金を自分でギャンブル廃止をきめた団体に使わせることは無い、この強い突き上げがある。自治省としても融資しない方向に傾いているとありますが、こうなると、もう私は感情論ではない、政治ではない、そう思うのです。初めから開催していない団体には金を出すが、途中でやめた団体には出さない、こういうめちやくちやな論法というものは成り立たないのではないかと思うのですがね。その辺は一体、まさか自治省はそんなことを考えているのではないと思えますけれども、どうですか。

○国務大臣(野田武夫君) いや、和田さんのおことばじりをとるわけじゃありませんがね、地方公営企業は非常に困っているというので、これは私が実際申し上げていろんな手を打ったがなかなかうまくいかない。私は最初、実はずっと説明を聞いているうちに、金利が高いのですよ、金利が。こんなに困っている公営企業に出す公庫の金がこんなに、七分三厘も五厘も出すようなことを何とか金利引き下げはできないかということを私は自分で感じたのです。そこで、いろいろこれはその方策をやってみるというわけで、その前から自治省でも話があったというわけです。局長なんかも考えておったようですが、そこで結局いろいろ財源措置を考えましたけれども、これも予算編成のとき、地方財政全体の問題で大蔵省とぶつかったわけですが、なかなか金利までの話が進まない。そ

こでこういう案ができたんで、これは美濃部知事が発言したからといって、それだけ取り消していただかねと、私なんか全然い言ったとおりに、わりに虚心たんかいです。やめるところは自主的にやめなさい。何にもこだわってない。だれにしろギャンブルを自治省はかばっていると思われてはならんことで、もうそれは自治体自体がこぞつておやめになる構想は、私がはっきり言っています。新聞にも、自主的な判断でおやめになるところは決してわれわれは反対しない。これはこのためまはしてやっておりますから、ここにいま重ねてどう言いますが、美濃部知事があれを言い出したから、ギャンブルから1%取って金利のほうに持っていったなんて、それから、やらぬところは金をやるとかやらぬとか、そんなことは毛頭考えておりません。そういうようなことでは行政の公平が保てません。それはひとつ誤解のないように、具体的に局長が答えましようが、私の政治的信念と申しましようか、考え方と申しましようか、これははっきりしておきます。決して感情とかそれからギャンブルを擁護したのだとか何とか毛頭考えておりませんから、その点はひとつ御理解をいただきたい、こう思っております。特に申し上げておきます。

○政府委員(細郷道一君) 私どものこの構想は、ただいま大臣申し上げましたとおり、ギャンブルというものがいかに悪いかの議論はいろいろあると思いますが、ある以上、やはり私も財政的に見て、いかにプラス・アルファの施設をしているとはいえないが、不均衡の問題があるじゃないか、しかも、ある施設がある団体が使っておりますと、なかなかよその者を入れてやらない、そういったような問題から、財源の、これらの収益の均てん化という問題は、もういぶん前からやかましい問題であったわけですね。特に昭和三十六年の政府の調査会の答申の中にもそういう趣旨のことが盛られておられます。その後、収益もだいたいふえてまいっておりますから、ますますそういう声が自治団体の間からも起こっておりますわ

けでございます。一方、公営企業のほうの金利の問題もやかましい問題でございます。東京都なども、何とかして金利を下げてほしいというところを非常にたびたび私のほうへ強い要請をうけておられるのでございます。そこで、このままに放置いたしますと、公営競技をやっておりますところはその公営企業に金を入れることができる、やっとなところは全然できないというふうなことから、その両者を結びつける考えを持ったわけでございます。いろいろ御批判はあろうと思いますが、私は、やはり一つの考え方であり、ギャンブルというものの存在が、理屈の上の問題じゃなくて、現実の問題であるという点から考えますと、実際のな一つの考え方だろう、こういうふうには思っております。そこで、そういう考え方は実は私も前から持っております。逆に、美濃部知事がギャンブルの廃止を言われたときに、私も実は東京都庁から連絡を受けまして、美濃部さんはこういうわれわれの考えを知つての上のことだろうかと言つたら、全然知つての上のことではなくて、お一人の御発言であつた。事務局も何も聞かされてない。あとになつていろいろ、こういう考え方もあるのだあという考え方もあるのだというふうなことが庁内で議論になつたようでございます。先ほどのお話とは私はむしろ全く逆ではないかという感じがいたします。

それから、やめたから返還するとかしないとかというところは、私もまだこの構想が成案を得ておりませんので、その内容について正確を期してお答えをすることはむずかしいと思ひますが、いま考えておりますのは、納付金を出して、その団体がギャンブルをやめた場合に、過去において出した納付金を返してくれ、こうおっしゃられても、それは一応考えていない、こういう意味でございます。返すとか返さぬとかいう、そんな感情的な考えは毛頭持っておりません。

○和田静夫君 私は、なぜこのように公営ギャンブル存廃をめぐる自治省の態度に不満を表明をしたかといふと、行政需要の地方財政とのアンバランスが解消するどころかむしろ拡大する傾向の中で、ギャンブルによる収益金が地方財政構造の中に組み込まれてしまつて、固定化をすることをおそれるからであります。国会図書館を通じて先進諸外国の例というのを十分に調べてもらふ時間も取つたのでありますが、ほとんど文献は見当たりません。それは逆の意味では、ギャンブル収益というものが財政構造の中に役割を占めていないというのを私は物語っておると、こう思ひます。現に公営競技収益金は、昭和二十五年に三十三億九千五百万円だったものが年々増大をしていきました。四十二年には八百六十九億三千万円、二十五倍以上になつていまして、それととも地方団体総収入に占める割合も増大をしております。自治省はそうした傾向をやむを得ないことと考へ、改善をする意思がないのではないだろうか、実は考へておつたんですが、ないならば、もつと国民の前に、ないと明らかにしたほうがいい。そうしたら世論がもつとほかの問題に向かうだろう、そう思つておつたんですが、そうでもないやうであります。先ほど来大臣が言われていのように、少しでも改善する意思があるなら、私はどこかでふん切りをつけてもらひたい、こう思ひます。ましてや、ギャンブルを廃止するくらいは財政の余裕があるなら水道や地下鉄債の地方債を減額したらどうだなどというふうなやばなことは私は言うべきじゃない、そう思ひます。その能力のある地方団体がどんどん地方債を発行していつて、私は悪いこととは思ひませんが、ギャンブルによる収益金にたよる財政構造のほうから私はよほど不健全だと思ひます。そういうふうな考へていまして、十分に意見を慎重に取り上げてもらつて、今後の資としていただきたい、こう思ひます。

○国務大臣(野田武夫君) 和田さんの真意、よくわかりました。これは固定化していく場合、ギャンブルというものが財源に固定化していくという傾向について警戒すべきだ、やはりそれは私は同

感であります。これが永遠にギャンブルをやつて、これが地方財政の大きな財源として固定化していくという傾向は、これは私は好ましくない。よくわかりました。自治省としても、そういう点は、大体基本的な考え方というものはそう違つていないと思いますが、現実的なことと、それから一つの基本的な考え方というものが、やはりすぐこの場でもってあらわれないものですか。いろいろ御配慮の点、よくわかりました。

○和田静夫君 きょうは時間の関係はどうなっていますか。

○委員長(内藤三郎君) 速記をとめて。

○委員長(内藤三郎君) 速記を起こして。

○委員長(内藤三郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、林虎雄君が委員を辞任され、その補欠として占部秀男君が選任されました。

○委員長(内藤三郎君) ただいまの委員の異動に伴いまして、理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(内藤三郎君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に松澤兼人君を指名いたします。

○山田勇君 昭和四十四年度の地方財政計画は国会に出されましたが、最近にない積極的な大型財政ということ、総額は六兆三千九百九十七億と、前年度に比べて一八・五%の伸びとなっております。

す。また、自主財源は六五%と、地方財政計画始まって以来の最高ということ、自治体が自主的に単独事業を推進していく上で喜ばしいことだと私は思っております。ところで私は、地方財政が好転しつつあるこの際、地方税のうち、住民税について若干自治大臣にお尋ねをいたします。

自治省は、四十四年度において住民税を七百十四億減税する方針を打ち出しておられますが、所得税の課税最低限度額は、標準所得九十三万五千九百三十三円に比べて、住民税の最低限度額は六十二万三千七百七十一円と低く押えているのはどういふわけかお伺いしたい、これが一点でございます。

それから、地方財政が好転しているといわれるわりに、最低限度額の引き上げが九万一千円ぐらいいでは、低所得者に対するの恩恵はたいしたことではないと思うんですが、将来どこまで上げるつもりかお伺いしたい。よろしく願ひいたします。

○国務大臣(野田武夫君) 住民税の最低額が、いま御指摘のとおり、四十四年度は九万一千円引き上げております。これは所得税との均衡上、最低額が非常に低いんじゃないかと、私もそう思います。ただ、これは少し理論的になります。税制調査会でも、所得税と住民税は連った関係で取り扱っている、住民税は、地域の住民ができるだけわずかで負担をして自分の町づくり地域づくりをやるようにするんだから、必ずしも所得税と住民税を同じ基準で考えぬでもよろしい、こういうのが税制調査会の基本的な考え方。しかし、そうかといつて、やはり私は、いま御指摘になりましたとおり、できるだけ最低額を引き上げる。そこで、目標としてはできれば所得税に並行していくぐらいいの心がまえがほしいと思ひますが、御承知のとおり、好転したと申ししますが、地方財政はまだ大きな欠陥もあることと、

ございまして、私は特に考えますのは、今度九万一千円でございますが、昨年も一四三年度も上げております。次に、できるだけその所得税に近い——なかなか同じような額までいくのは困難ですから、実際を申し上げますと、近い線

で、できるだけ追いつくように年々配慮したかどうか、そういう心がまえでいまおるところでございます。いまして、これが決して九万一千円が、私どももいたしましては、まだまだこれでは不足だ、もう少し最低額を高くするようにしたい。九万円以上にやりたい。だから、将来はそういう方針でいきたい、こう思っております。

○山田勇君 では、次のお尋ねをいたします。市町村民税、都道府県民税、ともに累進税といった面から見ると十分な措置がとられているとは思えないが、この点、どうお考えになっておりますか。低所得者の住民税負担を軽減するために累進税をもつと積極的に取り入れる考えは自治省のほうではございませんか。

○説明員(森岡敏君) お答えいたします。御指摘の住民税の税率の問題でございますが、御承知のように、現在の住民税の税率は、市町村民税は二%から一四%まで十三段階、一%刻みの累進税です。県民税は二%と四%という二段階です。で、

住民税の税率のあり方につきましては、税制調査会でもいろいろ御審議がございまして、一つの考え方といたしまして、先ほど大臣から申し上げましたように、地域社会の費用を広く分担してもらうという住民税の性格から申しますと、むしろ累進度を緩和するのがこの税の性格上妥当だ、という税制調査会の昭和三十三年の答申が出ております。しかし、いざ累進構造をそのように変えていくということになりますと、納税者ごとの負担にかんがりの変動も出てまいりますので、一がいに

そういう方向がいいとも申し上げかねます。いざにいたしまして、税率の問題は課税最低限の問題と不可分の問題でございますので、その両者を合わせながら税率の問題を将来考えていく、こういうことじゃないかと私も考えております。

○山田勇君 次に、超過課税の問題ですが、庶民にとつては住民税の標準課税すら大きな負担となつていくわけでございます。市町村民税においては超過課税を行なっている市町村が、自治省税務局

の参考資料によりまして、四十二年度末で千十六市町村あります。そのうち、最高の一・五倍の課税を実施している市町村が四百十六市町村もありますが、自治省はこれに対し、住民税を中心とする地方税の超過課税を解消するようという通達を、二月二十八日に都道府県知事を通じて各市町村に出したということですが、これについて、市町村における自主的な解決は非常にむずかしいと思ひますが、自治省としては特別交付金による措置を考えておられるようですが、具体的な方策として

はどのようなものかお聞かせ願ひたいと思ひます。○国務大臣(野田武夫君) これは御指摘のとおり、超過課税をどうしても早く解消をせなければいかぬ、これは御意見のとおりでございます。そこで、いまお示しの税務局長から都道府県知事に通達をやって、ここに事務当局おりますからお答えいたしますが、四十四年度から一応三千年くらいで何とかひとつ解決策を考えてみたかどうかというところでございまして、これ事務的にまたお答えいたします。

○説明員(森岡敏君) 御指摘のように、超過課税の合理化の問題でございますが、かねがねいろいろ地方団体に対して指導してまいつたわけでございますけれども、この二月に、市町村の予算編成時期でもございまして、四十四年度から一そう超過課税の解消に努力してもらいたい、その場合に市町村民税の超過課税の合理化を中心としてもらいたい、こういう通知を出しました。超過課税という問題は、御承知のように、標準税率制度という地方税の制度と関連することでございます。

特別の財政需要があります場合に、まあ一時的に超過税率を採用するということが地方税法上認められているわけでございますけれども、えてして固定化したしまして長期にわたる、こういうふうなことになりがちなきもございまして、そういう固定化のないように措置してもらいたい、ただその場合、御指摘のような財政需要の問題が当然出てまいりますので、自治省といたしましては、特別交付金で相当程度の措置をするということを

前提といたしまして自治体を指導してまいる、こういう通知を出したわけでございます。

○山田勇君 次に移りますが、国は地方交付税から四十三年度に四百五十億借り、さらに四十四年度には六百九十億を借りております。地方財政が好転しつつあるといわれる裏では、超過課税に苦しむ住民があり、また、自治省の過疎地帯の調査結果に見られるように、過疎地の財政需要は増大する一方でございまして。財政運営が非常にむずかしいとあり、自治省はこれに対し、過疎化の地すべり現象を備えさせるため八百億円を計上しておりますが、この成果については疑問視する向きも非常に多いと聞いております。過疎過密という大きな問題も含めて自治体の財政需要は今後ますます増大すると思えますが、自治省は自治体の自主財源の増強という面で、地方交付税の増額は考えておられるかどうか伺いたいと思えます。

○国務大臣(野田武夫君) 過疎過密対策というのは、今日地方自治におきましては非常に困難でございまして。これに対する財政の需要も非常に大きいのでございまして。お話のとおりであります。ただ、この際ちょっと一言申し上げておきますが、四十三年度で四百五十億、金を大蔵省に貸した。さらに今年度六百九十億、四十四年度に貸すこととした。これは実は四十三年と四十四年度の貸し方が違うのでございまして、最初大蔵省の希望は、やはり四十三年度と同じような方法で、地方財政は豊かであるから貸してくれということだった。それと同時に、いまの御指摘のとおり、交付税を増すところの税率を下げたい。これは数年前から言っておるようであります。この二つのほかにもあります。二つのことが私どものほうに参りました。二つとも私はこれを拒否しました。それで、地方財政が豊かというのは大蔵省と認識が違うのだ、そういう認識でもって今後地方財政の処理を国が考えることはとんだ間違いだ、そこです。交付税の税率の引き下げというふうなことはいかに大蔵当局が地方財政に認識を欠いているかということである、これは大体は地方財政の

固有の財源である、これは特別会計でもつくって、大体一般会計に入るから、それからもううななことになっているのだから、形はそうだけれども、実質は地方財政の固有の財源である、これに指をさされることはもつてのほかだということ、まず峻拒いたしました。第二は、借り貸しのことについても、ただ一般的に地方財政が豊かで相当好転したから貸せということではまづびらだ。だんだん折衝いたしました結果、大蔵省は、地方財政の交付税の税率の引き下げはやらない。やらないだけではいけなから、今後当分ひとつやらぬことにしてくれ。何年かというところは言いましてけれども、当分というところで妥協しましたが、それは相当私の考え方は、これは結局地方財政の固有の財源の形にしたいと思ひますから、何年かなんと言ふ必要はない。いまのような形だからそういうことになりまして、もともと大蔵省の一般会計に入っていくからそうなりまして、入らぬような方法を今後考えなければならぬ。そうすると、何年間なんと言ふ必要はない。それは二年目までできるか三年目までできるかわかりません。当分の間ということで大蔵大臣と確認しまして覚え書きをつくった。それから第二は、七百五十億の金を貸してくれと、だめだと言ったわけですが、結局、いろいろ折衝の結果、四十三年度に自然増収が出てまいりました。これがその当時、私が大蔵大臣と折衝している当時、大体七百二十、三十億の地方の交付税の自然増収で出てくるということを確認しました。実は、そこで、それは予算編成の末期でございまして、出てまいりまして、御承知のとおり、それはすぐ四十四年度に使用しない。この出てきた金は四十五年度に使用金、一年間、俗に申しますと、遊ぶわけです。それが一年間遊ぶ金が出てくるから、それはこつちも使えぬから、それなら融通してよろしい。そのかわり四十五年度に返す。返す返さぬもない、固有の財源ですから。返すというこつちはおかしいので、書いてあることが、当然のこつちの金です。そこで私はそのとき、こつちですが、大蔵省と

それは別に約束をいたしませんでしたが、今度補正を組みましてはつきりしまして、その場合七百二十、三十億と見ましたから、その以内、限度だということ、いろいろな折衝で、私は、これは別に根拠はなかったのですが、六百九十億という数字に落ち着いたと思うのですが、そのめどをちゃんどつくってございまして、それから四十四年度の地方財政には支障ないという確認をいたしましたから、そうしてその金は、自然増収の金を充てるといふことを確認しまして覚え書きをつくったんでございまして。

それから、地方交付税は上げるほうがいいじゃないか、それは非常に私どももありがたいこととてございまして。いま申しましたように、大蔵省が逆に数年来税率を下げようというのをやつとここで食い止めたんでございまして。それを当分の間持ち続けようというところまで大蔵省が譲歩してまいりましたから、上げることはありがたいこととてございまして、いまの見通しからするとおつきりせぬと申したほうがいいと思ひますが、なかなか上げることは困難だ、こういう情勢でございまして。

○山田勇君 じゃ、これで終わらしていただきます。

○委員長(内藤三郎君) これにて休憩いたします。

午後一時四十一分休憩

午後五時三十一分開会

○委員長(内藤三郎君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより補足説明を聴取いたします。長野行政局長。

○政府委員(長野士郎君) 地方自治法の一部改正の大臣の説明に対して補足させていただきます。お手元の「法律案関係資料」というものの要綱によりまして御説明申し上げます。青

い紙の次を開いていただきますと要綱がござい

す。地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、従来からいろいろ懸案になっておりました問題もこの改正の際に取りまとめを多少させていただきます。いたわけでございます。第一の総則に関する事項につきましては、御承知のように、地方公共団体の処理する事務がいろいろ地方自治法の第二条に明示してございまして、その中に消費者の保護と貯蓄の奨励ということばを加えたい、こういうこととてございまして。これは消費者基本法ができましたときに、消費者につきましては消費者の保護という関係で地方公共団体の一つの責任という意味で明らかにしろという国会の附帯決議がございまして、その懸案をここで規定させていただきます。それによって果たさしていただきたい。それから、貯蓄の奨励につきましては、貯蓄の増強につきましての政府の方針がございまして、閣議決定におきまして、地方公共団体において貯蓄奨励について積極的な活動をするようにというふうなことがございまして。そういう意味で、貯蓄奨励の仕事も例示するということとて加えさせていただきます。と思うのであります。

第二番目は、「市町村は、議会の議決を経て行政運営の基本構想を定め、これに則して事務を処理するようにしなければならない」という規定を入れたと思ひます。これは市町村につきまして行政運営を、総合的、長期的、計画的に行なっていくという要請は、最近の地域関係の立法の制定に伴ひましてますます必要になってまいりました。最近におきましては、新しい都市計画法におきまして、市町村の定めた基本構想に基づいて都市計画をつくるというふうな規定になっております。農業地域の振興の関係の法律につきまして、そういうことになってございまして、市町村が基礎的な団体として行政運営の基本構想を定めるようにすることとて、地方自治の基本的なあり方、市町村運営のあり方として基本規定として入れさせていただきます。というわ

けでございす。

第二に議会等に関する事項でございす。都府に於ては、特別区という特殊な制度をとつておきまして、他の府県と異なつた任務を都府は持つておるわけにございす。最近ますます人口が増大いたしまして、都市的需は非常に大きくなつてまいりました。そういうことがございすので、都府の特殊性にかんがみまして、特別区の存する区域の人口の一定割合に基づいて議員の数を増加する、それを条例で増加することができるようになさうといたしたい、こういうこととございす。ここでは、「人口を百五十万人で除して得た数を限度として増加することが出来るもの」ということといたしてございす。この関係は、その次の法律の条文をちよつと見ていただきますと、青い紙をもう一つめくつていただきますと三ページでございす。そのまん中のところに第九十条という関係の部分の改正がございす。「議員の定数は、都に於ては、特別区の存する区域の人口を百五十万人で除して得た数を限度として条例でこれを増加することが出来る。ただし、百三十人をもつて定限とする。」、こういうことといたしてございす。この場合におきまして、特別区の存する区域の人口として政令で定めるところによりまして自治大臣が推計して告示をいたした人口によるということに、特に特例を開くことといたしてございす。と申しますのは、最近の人口移動、人口の増加の激しい現状でございすので、昭和四十年の国勢調査人口というのでは実際に必ずしも適合しないという面がございすので、この関係の規定は附則の第二項、この法案のおしまいのほうと申します。七十六ページの次に「附則」というのがございす。その関係のところ、附則第二項に、そういう読みかえをいたすようにしてございす。

第一番目には、地方団体の事項に入りますが、

地方団体の議会の議員の選挙区ごとの定数につきましては、特別の事情がありまうときは、おおよそ

むね人口を基準として地域間の均衡を考慮して定めることができる、こういう規定を公職選挙法の関係部分の改正として入れさせていたしたいというわけにございす。

第三番目は、公職選挙法に定める選挙、つまり国の選挙、地方公共団体の長及び議員の選挙が行なわれます場合には、一定の期間、選挙の行なわれる地域につきましては、直接請求の署名を求めることができない。つまり、その期間につきましては、直接請求の署名は選挙の終わつたあとに回していくということが、現在いろいろな選挙期間中の直接請求との間の混同といったような実態もございすので、そういうこととさせていたしたいというわけにございす。

第三の行政の合理化に関する事項でございす。第一の、市町村長が新たに生じた土地を確保した場合の自治大臣への報告、議会の決議の結果、府県議会につきましては自治大臣、市町村議会につきましては都道府県知事への報告を廃止いたしまして、あるいはまた、監査委員の監査の結果の報告も廃止する。それから、地方公共団体におきまして協賛会につきましては、機関委任事務についての協議会につきましては許可が要ることになつておられますけれども、その設置の許可も廃止する。それから、市町村の区域内の字区域の設置とか変更につきましての報告がございす。これが、これも廃止する。これはいづれも、行政の簡素合理化の趣旨によることと内閣の方針に基づきまして簡素化をいたすということとございす。

その次の二番目は、地方自治法の百五十六条におきまして、国の出先機関の設置につきましては国会の承認を得るという規定がございす。この関係につきましては、税関の支署並びに税務署及びその支署につきましては、国会の承認を受けなくてもいいという除外規定の項に加えることは、過去の経緯から見ても何ら支障がないのではなからうかというふうな結論を得ましたので、行政の簡素化というふうな点をも考えまして措置をさしていた

だきたい。

第四番目の関係でございす。最初の港灣法の関係、それから土地改良法に基づく土地改良事業に基づく徴収金等の関係でございす。これは、地方自治法におきましては、法律に定める法律の指定にある収入でなければ公の収入といふかっこうにならないといふことに先般地方自治法が改正になりました。この際、その法律に定める、法律の定めとしてこの規定を入れさせていた

それから、次の第二番目は、地方自治法の改正を昭和三十八年以降行なつておりませんので、自治法には別表がついておきまして、府県が行なわなければならないといふふうに法令で定まつておる事務は別表第一に掲げてございす。それから市町村で行なわなければならないといふことになつておるものは別表第二に掲げてございす。知事の機関委任事務、市町村長のそれとそれ別表がございす。それにつきましては各省の法令が非常に改正されましたのでございす。それに合わせますために別表の整理をいたして

それ以外、これらの改正につきまして関係条文その他が動きまうので整理をさせていただきます。このようなことでございす。

以上で補足説明を終わらしていただきます。○委員長(内藤三郎君) 本案に対し質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○和田静夫君 今度の地方自治法の改正がうわさをされた段階から国民全体が認識をしてゐるのは東京都議会議員の定員増の問題だけである、こういうふうには一般に考へておつたと思ふんです。私もまたそのように理解をして一人でありまして、出てきた法律案を見てみますと、それ以外の幾つかの改正が、いま述べられたように付加されておきまう。その中にはかなり重要な事項が含まれておきまう。私はこゝろでもただでは起きないやうな感想を抱くと同時に、この法案をそんなに簡単に通過をさせるわけに

かないと思つたのであります。

まず、第一に、地方自治法の第二条第三項第十七号に消費者の保護及び貯蓄の奨励をつけ加える件ですが、消費者の保護はともあれ、貯蓄の奨励を地方自治体が行ふことに一体どれだけの意味があるのでしょうか。政府がもっとやらなければならぬことは、物価を下げるという具体的な政策をもっと真剣に追求すべきであります。まさに貯蓄の奨励を通して地方自治体が銀行資本の下請になる、こういうふうな感じをさへ物価政策との関係で私は感ぜざるを得ません。したがって、地方自治体に具体的にどのような形で貯蓄の奨励をさせようというのですか、明らかにしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(長野士郎君) 貯蓄奨励につきましては、実は申しますと、従来から府県市町村の一つの随意事務と申します。そういう形で貯蓄の奨励をはかつておるおるところであります。そういうもののあらわれが、たとえば学校などにおきましては子供銀行でありますとか、いろいろなことで出てきておるわけにございす。そういうことで住民の貯蓄心に訴へまして貯蓄を奨励するといふことは、住民の福祉なり、そういうものと必ずしも無関係なことではない。そうして住民の生活の安定といふことにもなるわけにございす。そういう関係から、従来から県、市町村を通じて貯蓄奨励といふことは現実に取り上げられてきておるわけにございす。それにつきまして、国民貯蓄の増強といふことにつきまして、政府としてそういう強い方針を三十八年に閣議決定をしておりまして、そういう意味で地方団体の一その積極的な活動を期待するということになつておきまして、地方団体の一つの事務の例示の中にこれを加えるといふことは、その意味で貯蓄奨励の活動の積極性を増すゆゑであるといふ要請がございす。そういう意味で、長い間の懸案といふふうに私は考へまして、この改正の際に加へさせていただきます、こういうことでございす。

○和田静夫君 自治大臣は、いま言われたように、生活の安定のために貯蓄を奨励をされると、こういうことですよね。やはりもつと自治体に対して、たとえば流通機構をどうするんだというふうな形で、物価はこういうふうにして下げていくんだという具体的な指導を合わせて行なうと、そういうふうなおつもりはありますか。

○国務大臣(野田武夫君) 物価問題は特に地域住民の生活に直接関係することです。ですから、この施策につきましてももちろん私も十分考えなければなりませんが、これが法律上どういうふうな表現で、流通機構の問題も大事なことに違いありませんが、法律上の技術としてどういうふうにあらわれるかということでありまして、いまお話しした貯蓄のことですが、これは貯蓄奨励という特別にこれ一つ抽出しますと何かしら大蔵省の法律みたいなことになってきましてなんですが、しかし、行政局長がお答えいたしますとおり、従来から、やはり善良な市民生活といいますが、そういう意味において、家庭から地域の住民からできれば貯蓄という気持ちに要請することとは、これは私は悪いことじゃないに、こういうことばであらわしたのでしょと和田さんのお答えに私、即答しかねますが、むしろいいことだからいままです事務的にいろいろ手伝ってやっておった、これは事実でございます。これは戦争後とか戦争前ではなくて、長い間の貯蓄奨励、貯蓄のすめとかいうので相当社会運動にもあらわれております。ただひとりこれは金の問題でなくて、住民の生活の心がまえとして、将来の生活というものを上塗り上げる、築き上げる基盤としてのこともありまして、そういうところで、できればそこに入れてそういう意味の指導をやりたい、こういうことだと思っております。

○和田静夫君 私が特別にこれ取り出したわけじゃなくて、特別に取り出されて入れられたから問題になるわけでありまして。特に、いま言われましたね、黙っておいても銀行なりあるいはいろいろのところから貯蓄を奨励に来ますよね。それを何も自治体がやる必要はない。もつと行ってしまえば、政府全体としてここに盛り込まれることによつて、たとえば郵便貯金をもつともつとやってください。全体としては財政投資プールを通じて第三次防衛力整備計画を裏づけるとか、あるいはもつともつと現実的なものを充実していきたいのですよ。そういう裏が自治大臣、おありになるのではないですか。

○国務大臣(野田武夫君) これ自治法の二条に事務の例示というのがたくさんいろいろと書いてあります。何十というふうなことが。そこで、貯蓄の奨励という一つだけ抜き出しますとちよつとこの法律とそぐわないような感じがございまして、二条に並べてあるのを一々これは読むとたいへんですが、たかさんの事項がここに別記してあります。その中に一つ入れようということ、その中で、いまこれはやはり地方の地域住民の生活の基盤としてそういうことを奨励し、また、そういう心がまえを持ってもらうということ、二条のつまり別記してあります事務の例示としてこれに入れようというそれだけで、運動を特別開始するということ意味ではございまして、これは例示をお読みいただきますと多少おわかり願えるかと思ひます。

○和田静夫君 どうも私たちが昭和二十年までに政府やいろいろのところからたいへん貯蓄を奨励された。その結果、みずから生活と生命を奪われていくというような歴史的な悲劇というものを経験しているわけです。ところが、いま、そういうようなことを一方にわれわれが持つておる、こういう時期に貯蓄の奨励という問題がずつとビツクアップされる、こういうことになれば、これは邪推ではなくて、国民がそこに思ひ至ると思ひます。したがって、いま大臣が言われたようにあまり重要でもないんですね、御答弁を聞いておると。そんなに重要でないものをわざわざここで盛り込む必要はないんですね、さっぱりとこの辺は削られたほうがいいような気がしますがどうですか。

○国務大臣(野田武夫君) これは和田さんの御意見、私、相当理解するんです。ただ、悪いことじゃないと思うんです。これを読みますとすいぶん時間がかりますが、何十と出ております、事務が。それで、これに一つ入れるというわけでございます。特別の貯蓄のこの法律をつくつてやるといふのではなく、これを入れて——ずいぶん出ております——何かしらぬ、老人ホームやら汚物処理場やらいろいろのものが出ております。その中に入れるという、まあ悪いことじゃないから、そのところはひとつ御了解願えればけっこうだ。私もこれを固執する意味じゃございませんが、貯蓄心というものは、そのために戦争とかかなんとかいうことでなくて、やはりできればゆとりのある生活——少ない人もあるでしょうが——幾ぶんでもそういう心がまえをやはり地域住民の方にお持ち願えば非常にいいんじゃないかということから、特別の意思がないことは間違ひありません。私が先ほど申したとおりですから、御理解願えればけっこうだと思ひます。

○和田静夫君 住民のほうは、大臣おわかりのとおり、貯蓄心は旺盛です。それは老後の保障なんというものは十分じゃないんですね。社会保障制度が十分じゃないんですね、それは全く自分の食べるものを削つても貯蓄をしているんですよ。そこへわざわざ、そんなに旺盛なのに、自治体ももつと貯蓄をしない、しなさいという意味は何もないんじゃないですか。もつと政府が真剣に考えられるのなら、たとえば無拠出老齢福祉年金も、七十歳で動物園のカンガール並みの値段しか出してないのを象並みにするとかいうような形のほうに目をやることこそが、いま求められている政治だと思うんです。したがって、あまり拘泥をされたいと言われるならば、この項目というものはいさぎよく取り下げていただいたほうが私はいいと思うんです。これは意見になりますから。

○千葉千代世君 関連。先ほどの答弁の中に、たとえば学校等とおっしゃっております。貯蓄の件

で、学校の教育活動の面で、どの面で奨励しようとなさっているのか、そういう事務をだれが扱うつもりですか、その点ちよつと。

○政府委員(長野士郎君) 学校につきましては、学校の中に最近では生徒が——自主的に貯蓄のいろいろな取り扱ひをいたしまして、貯蓄心を教育的な形と結びつけて実施をしておるといふところがわりあいに多いようございまして。私も先ほど申し上げましたのは、例として非常なそういう活動があるというところで申し上げたのでございまして。ここに出ます場合には、これは県市町村の事務の例示でございまして、府県の場合にも府県の各行政の担当がそれぞれ分かれておりますが、そういういろいろなセクションの中で、貯蓄に多少でも関係のあるところというものは、そういうことと目を向けていく。教育機関等でも、学校教育あるいは社会教育等にも、そういう点では従来から行なつてきておられるわけでありまして、けれども、そういうこともこういう活動の大きな意味では一つにならうかと思ひます。市町村の場合にも状況は同じでございます。市町村全体のいろいろな行政活動なり、社会教育活動なり、公民館活動なりの中で取り上げられる。私もそれはそれをどこでどう取り上げるべきかということをおししておるわけではございません。貯蓄の奨励という奨励事務も地方団体の事務の一つとしてこの例示の中にあげることが適当ではないかということだけでございます。

○千葉千代世君 それならば全く問題外だと思ひます。というのは、この前の予算委員会でも私質問したことがあるのですけれども、学校の中で貯蓄の問題を取り上げているとすれば、特活と申しまして、特別教育活動の面でやっていると、こういう答弁があったわけでございます。現在学校の中では、簡易保険の問題、あるいは郵便貯金、それから銀行貯金、たいへんおぼろしい問題が出てきているわけですね。大蔵省の銀行局長さんの答弁の中でしたかちよつと忘れまして、これ

も、現在たしか三億だと思いましたが、かなりな額であったと思いますが、それで、成績のいいところは県別に選定して表彰する、そうしてなお奨励するということでした。それから、はなはだしい例は、たとえば具体的にはこれは下関郵便局であったと思いますが、郵便局長さんが先頭に立って、そのときは教育局長さんも御一緒に、学校に簡易保険の勧誘をやっている。その簡易保険に団体で加入すれば手数料をあげる。つまり、リベートをあげるわけです。手数料の何割かをPTAの費用にするからお入りなさい。そうして、その内容の中には、現在の日本の社会の一流のところで働いている方々はみな大学を卒業している、あなたのお子さんも大学を卒業させなければならぬでしょう、この簡易保険に加入しておいて、そうして、育英資金でなくして、大学の入学資金に充てはまる種類もある、だからお入りなさい、こういう勧誘なんです。教育の機会均等ということなんか全然無視されてしまつて、そうして——私は別に大学に行くばかりがいいと決して言っているのではありませんけれども——やはり教育の機会均等の点から考えると、お金のある家の子供も、ない家の子供もあるわけです。しかも、もし義務教育の場でこれを強調なさるとすれば、これはたいへん問題が起きてくる。特に子供は生産者でもなければ、自分でお金をかせいでくわけでもない。これはお盆でもらうとか、あるいはお正月に親戚からお小づかいをもらうとか、それをむだづかいをしないように指導するということ教師の役目なり親の役目であつて、そうして分に應じて貯金を自主的にしていくという、そういう指導は、これは当然親御さんと一緒になつて教師がすべきでなければ、無理無理に学校でもって半ば強制的になるわけです。校長さんも、あそこの学校では成績がよくて表彰されたのだ、今度はうちのほうも額で負けないようにと、これは必然的にそういうような競争が起きてきているわけなのです。その弊害が訴えられているのです。しかも、そのお金の取り扱いがだれがする

かというと、ここには文教の御経験者の方もずいぶんいらつしやるようなのですけれども、超過勤務手当を要求する教師にそれやらせて雑務はだんだんふえていく。百何十種の雑務をかかえた教師の中にまた貯金の問題を処理させられる。これは仕事のいい悪いの問題ではなくて、そういう生徒のほんとうの教育活動をつ十二分にやつていくための全能力を発揮するだけの環境を整えてあげるのがやはり行政面の役目だという中で、今度は簡易保険局のほうに簡易保険をやれ、今度は大蔵省の銀行局では貯金をせよという。今度は自治省までがこれに乗つて、わざわざ貯蓄の奨励と、ちよつと聞くといへんいろいろなのですけれども、ここに例示されるということは、例示されれば、各県に行つた場合は、やはりここにあつたから、よしこれをこう向けてと、こういうことになつてくるわけです。ですから、もう一度詳しく言わしていただければ、やはり貯蓄といふことは、社会保障のほうの裏づけがありませんから、何とか少しでも、利子の安いことを知りながら貯金をしていきたいといふのは人情である。一生懸命貯金している。ところが、一方では、物価の上昇率といふものを経済企画庁はどういうふうに見ているかといふと、郵便局の利子よりも上がつたように出されては困るので、それより少し少ない予想でもつて上昇率を出しているわけでしょう。そこにすでに矛盾がある。今度その犠牲が次々に一番下のほうにそういうものが及んでいくことを考えたときに、特に大蔵省の資金運用部あたりにお金が行つて利用される面、いろいろ考へていった場合には、貯蓄のいい面だけ、それだけがフルに利用されてはほんとうに生かされているかといふと、その反面にはマイナスの面がどんなにあるかといふことをもう一べん考え直していただきたいことと、大蔵省と郵政省、それにまた自治省がもう一枚加わる必要はないと思ふのです。私はほかの面ではやはりこれは考慮すべき点があるのではないかと、こういう意味で申し上げたのですけれども、いま具体的な面を伺つたら、学校でも従来やつて

いらつしやるようだからという意味から申し込んでこられたわけですね。そういうような点についてはどのようにお考へになつていらつしやいますか。どうしてもやりたいですか。

○政府委員(長野士郎君) 先ほど御説明申し上げましたように、貯蓄増進といふますが、そういう問題は政府としても一つの方針になつておるものでありますし、また、地方団体におきましても、従来から貯蓄の奨励といふことはいい意味でやつておつたところでございます。それをさらに活発な活動を期待したいということがございまして、そういうことのお話があつたわけでございます。私も、地方団体にそういう意味での貯蓄の奨励ということが活発に行なわれるといふますが、積極的に行なわれることは決して否定すべき事柄でもないもので、私はそう思うので、貯蓄心を養うといふことは、私はまあいろんな議論はあると思ひますけれども、それをすなおにとつていくと、最近の貯蓄といふ問題は単なる金銭の貯蓄といふだけではなく、いろいろな意味での心の貯蓄と申しますか、いろんな貯蓄といふもの、そういう貯蓄といふものの全体の大切なものをつくり上げていくといふことが必要なんだといふことも貯蓄の本を見ますとだいたい書かれておることもあります。私は、どこの銀行に持つていけばよろしいとか、あるいは郵便貯金がよろしいといふことばで申し上げたり、あるいはまた、貯蓄奨励についてどういふ方法を講じてやるのがよろしいといふことをここで取り上げて言おうとしておるのではございせん。御承知のように、地方自治法の事務の例示と申しますものは、地方団体が適切と認められるような仕事の分野をあらゆる分野にわたつて書いておるわけでございます。その中に今回来れさせていたきたいといふのは、第十七号に、消費者の保護と貯蓄の奨励といふものを——計量器なり生産物の検査等の仕事というやうなもの項目がございしますが、その上に消費者の保護と貯蓄の奨励といふものを加へさせていたかと、こういうことだけでございまして、その意味は、

もちろん、貯蓄の奨励をするということと地方団体の仕事のひとつとして例示することが適当だといふ判断に立つておることは間違ひございません。しかし、その貯蓄の方法なり貯蓄のしかたなりといふことまで私どもがとかく申すわけではございませんで、一応の例示の一つとして入れさせていたきたい。そのことは、まあ、貯蓄心を養うといふこと自身は非常にけつこうなことではないかと思つておるわけでございます。

○和田静夫君 とにかく、いろいろ言われますけれども、日本人の貯蓄率といふのは大体所得に対して二〇%にもなつてゐる。ヨーロッパ全体、先進国をながめてみて、六%ぐらいである。それ以上にまだ貯蓄の奨励をしなければならぬ。心の貯蓄、こういうことを言われたのでございまして、けれども、貯蓄心が全く非常に旺盛です。それに輪をかけてやらなければならない。考へてみれば、銀行に対する貯蓄はふえてはいるけれども、だんだん簡易保険やあるいは郵便貯金が減つていく。どうも大蔵省のいわゆる資金運用部資金がもつとふえることが好ましい、ひとつ自治体がいりてをたいて貯蓄心を旺盛にしてそちらのほうに目を向けさせるのだと、そういう意図に、この時期に出てくるのは、どうもとられざるを得ない。したがつて、私のほうとしては、この部分については、とにかく削られたほうが賢明である、こういうふうには思ひますが、再度申し添えておきます。

次に、やはり第二条に、「市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにならなければならない」といふ一項をつけ加えられる点であります。これは直接的には、都市計画法十五條の三項にいうところの、「議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想」及び継続審議になつてゐる農業振興地域の整備に関する法律案の第十條にいうところのそれにリンクするものであらうと私は思ひますけれども、趣旨は、市町村段階における行政運営の基本

構想も全国的なフレームワークのもとに位置づけられておるべきであつて、行き当たりばったりであつてはならないということであらうと思ひます。しかし、府県段階における総合開発計画が全国レベルでの総合開発計画に位置づけられておる、その中に市町村段階での計画が包括される以上、わざわざこうした規定を私は入れる必要はないのではないかと思ふのですが、いかがですか。また、府県段階における総合開発計画が、必ずしも議会の議決を経る必要がなく、公聴会などによつて定められておることと関連して考えてみますと、市町村段階における行政の運営をはかるための基本構想も必ずしも議会の議決を経る必要はないのではないでしようか。むしろこうしたものは、住民の自覚、教育という観点からも、少しは手問どるかも知れませんけれども、直接民主主義的な方法とでも申しませうか、直接住民の町づくりの意見を聞いてつくりたい、そういう形のほうがもつとよい、こういうふうに考えますが、いかがですか。

○政府委員(長野士郎君) 地方団体が仕事を、事務を処理するにあたりまして、行政運営の基本方針を立てまして、そうしてこれに即しまして計画の総合的な執行をはかつていくということは私は当然のことだと思ふのであります。都市計画法の制定とか、あるいは農業地域の整備に関する法案の提案なども、地域の計画的な振興についての法制度というものが相次いで整備をされるような状況でございます。府県につきましては、すでに地方自治法のさっきの二条の条文の中にも、「地方の総合開発計画の策定」ということが一つの府県の任務としても明示されております。市町村について今回そういうものを明示しようとしておるわけでございますが、そういう場合に、やはり基礎的な地方公共団体としての市町村、その市町村は、住民に特に身近なところの地方団体であるという特性もございますので、やはり市町村の建設なり経営の基本構想というものを定める

という場合には、やはりこの住民の代表の機関であるところの議会の議決というものを経て将来の予測を立て、将来のあり方というものを考えまして、総合的、計画的な構想を定めていくということがふさわしいのではないかと、もちろん事柄が専門的になつてまいりまして、そして専門的ないろいろな学識経験者でありますとか、あるいはまたそういう方々から専門的な知識を吸収するために審議会とか、そういうものを開くとか、あるいはまたそういう基本的な計画を、構想を練りますために、地域地域の住民の方々の意向を徴するといふようなことは、これはまたそれで非常にけつうなことだと私思ひます。しかし、まあ基礎的な団体としての市町村のあり方としては、何と申しましては議会は地方団体の意思機関、そういうものとのつながりにおきまして基本的な構想を定めるようにつとめる、努力をするといふことは、これはまああつてしかるべきことではないか、こういうことでございませう。おっしゃいますような意味での、他の住民との対話とか、あるいは学識経験者の意見を採用するとかいうようなことは、もう全然要らないというふうな意味で考えておるわけじゃございません。

○和田静夫君 私はなぜこれにこだわったかと言いますと、一方では広域市町村圏のいわゆる法案が用意をされつつあります。これが日の目を見たらなくて、逆に危険性を突はるの改正は持つておる、こういうふうな思ふからであります。言つてみれば、日の目を見たときに、どうも地ならしとして、自治省が八千万円という予算を使つて、そして市町村を強力に指導する、この改正によつて、市町村の自主的な立案がまたげられることになる可能性のほうが実は多いように考えられるのです。で、そのようなことはなさらないと、こういうふうないまの御答弁を承つておいてよろしいですか。

○政府委員(長野士郎君) 先ほども御指摘ございました都市計画法等の論議を通じまして、もう私

が申し上げるまでもなく、従来都市計画法は建設大臣がきめるというふうなものであつたわけでございますが、元来都市計画というものは、市町村の建設にかかわる基本的な重要な問題でございます。そういうものが、新しい都市計画法におきましては、府県計画というものもございませうけれども、市町村で定められるようになってまいりました。そういう場合に、都市計画の基本をつくるということをどういうふうにかつておるかといふことの議論があらはれた末に、現在の都市計画法では、市町村の建設に関する基本構想——議会の議決を経て定められたものに即して市町村は都市計画を定める、こういうことに現行法でも相なつたわけでありませう。

〔委員長退席、理事熊谷太三郎君着席〕
やはり地域立法というふうなものがだんだんできてまいりますという、その場合に、基本的な構想というものは、その基礎的な団体であるところの市町村におきまして、特に議会も参加いたしまして、地域社会の将来の予測をいたし、将来の目標を設定する、そしてその建設なり開発なり、あるいは経営なりという基本的な構想というものを総合的に立てて、そして総合的な計画的な運営ができるようにする、こういうことでございませう。自治省が広域市町村圏を主張するためにこれをやらうんだとか、使わぬのだとかというふうなことでは毛頭ございませう。

○和田静夫君 次に、第七十四条に「第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行なわれることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行なわれる区域内においては請求のための署名を求めることができない」という一項をつけ加えることになりまふ。これは、公職選挙法で禁止されている戸別訪問にこの直接請求の署名運動が利用されるという判断からのものでありまふが、直接請求権は地方自治法上、住民に与えられた基本的権利の一つであることは申すまでもありません。しかる

に、鉄は熱いうちに打てと言われますように、その成否が、始める時期に実は大きくかかつておるものである以上、私は、それを少しでも制限をするということは許されるべきことではないと思ひます。したがつて、そういう意味では反対であります。それでなくても、今日、地方自治法上の直接請求の制度が形骸化しているといわれております。それは、一つには、直接請求を行なう場合の重要な手続の多くが政令にゆだねられ、その成否が行政当局の恣意にまかされる傾向にさへあるからと、私は実は日ごろ考へておるわけですが、この法改正においても、地方自治法施行令九十二条四項に、解散の場合と任期切れの場合とに分けて、直接請求のための署名を求めることができないう一定の期間を書き加えるのでしようけれども、こうした重要な事項が行政当局の手にまかされてしまふ、そのことが実は私は問題であると思ひます。小さな利点を追及する結果、直接請求制度をますます住民から遠ざけてしまふこの法改正に、私はそういう意味で絶対に反対であります。選挙期間中に直接請求の署名運動がひんぱんに行なわれる、そのことによつて自分にも直接請求という権利があつたことを住民が知り直す、そしてあらためて確認をする、そういう住民が数多くいることを自治省当局者はやはり自分の責任として、何といひますか。

〔理事熊谷太三郎君退席、委員長着席〕
痛感させなければならぬ性質のものだと思ふのですが、いかがですか。
○政府委員(長野士郎君) もう御承知のように、現行の公職選挙法上は、この選挙運動をなし得る期間は一定の期間に限られておるわけでありまふ。また、この選挙運動中におきましては、選挙人の家を戸別訪問いたしまして選挙運動を行なうところでございます。これは法によつて禁止されておるべきまふところの直接請求は、法律によりまして、一定数以上の署名をまとめまふということと直接請求が成立しないということになつております

用されることが私どもは必要であらうと思うわけ
でございまして、したがって、住民の基本的な権
利の行使ということはよくわかりますが、一方ま
た選挙権の行使というものは、これはもう住民の
また基本的な権利の行使である。この両方をどう
いうふうに調節していくかということになります
という、いろいろな考え方があって思いますが
けれども、やはり請求の署名収集を選挙の一定の期
間これをとめるということはやむを得ないことで
はないだろうか、従来の実態から考えますと、や
はりそういうことで両方の混淆を避けるというこ
とが、一番それぞれの制度が適正に運用されるゆ
えんであると、かように考えておるわけござい
ます。

○和田静夫君 この項については、後ほど他の質問も用意されているようでありますから、次に移りますが、最後に、第九十条に「前項の議員の定数は、都にあつては、特別区の存する区域の人口を百五十万人で除して得た数を限度として条例でこれを増加することができる。ただし、百三十人をもつて定限とする。」という一項を書き加えているのでありますけれども、法律案要綱に「次の人口調査までの間は、特別区の人口は、自治大臣が推計して告示した人口によるものとする」とあります。これによると、今度都議会議員は何名ふえることになるんですか。

○政府委員(長野士郎君) 失礼いたしました。そこで、百五十万人で除して得た数を限度として条例で増加するというところでございますから、六人、その関係でふえるわけでございます。百二十人プラス六人、つまり私どもの想定では、都で増加するアッパー・リミットと申しますか、これは百二十六人になるというふうに考えております。

○和田静夫君 この自治法の改正にあわせて、公職選挙法第十五条第七項のただし書きとして、「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」ものとするという条項を書き加える理由を御説明願いたいと思います。

○政府委員(長野士郎君) この公職選挙法におき

ましては、現在、選挙区間の議員の定数の配分につきましては、人口に比例して定める、こういうことになっておるわけでございますが、最近の激しい人口移動によりまして、都市部の人口、まあ都市部に人口が一般的には集中しております。しかしながら、都市部におきましても、都心部におきましては、むしろ常住人口は非常に減少をいたしましたして、そうして周辺部に人口が片寄るといふような状況がございます。こういうような人口移動が相当現在激しく行なわれておりますときに、従来のように、各選挙区間の定数の配分を人口によりまして比例的に機械的に配分するといふことになりましたと、むしろその点でかえって地域

ますが、そういうような事情が特に著しい場合には、そういう地域間の均衡をむしろ回復するといひますか、均衡をとるといふようなことも考えたい。たほうが行政の要求に合うのではないか、こういうことでございます。ただ、これは絶対にやるといふのはございませんで、原則はあくまで人口に比例して配分する。ただし、特別の事情がありますときには、人口を基準にして、地域間の均衡を考慮して定めることができる、こういうふうにいたしたいと考えております。

○和田静夫君 問題は、その特別の事情の限度です。ね。特別の事情とは、一体どういう形のものであらわされるものですか。

○政府委員(長野士郎君) 理由は先ほど申し上げ

たように思いますが、したがって、結局特別な事情と申しますのは、人口の著しい移動の結果、常住人口と行政需要との間に非常な不均衡を生ずる、こういうような場合が一番典型的な場合ではないかと思えます。そういう場合には、地域間の均衡を考慮するといえます意味は、いわゆる地域間の形式的な均衡ではなくて、実質的な均衡を考慮するという意味でございます。どこまでいったらバランスがとれなくなってくるのか、どこまでがバランスを失しないのか、これはそれぞれの状況が違いますから、それぞれの自治体の実態との点で考えまして、配当をしていただきたい、こう考えるわけでございます。

の事態にも即するし、ほかの府県の実態にも即し得るのだ、こういうことでございます。

○和田静夫君　以上で質問を終わりますが、とにかく住民に与えられた基本的権利である直接請求権、それを制限をするという形のを抱き合わせとして法改正を意図される、そういう本案については反対であるということをはっきり表明をしておきます。

○松澤澤人君　時間もだいぶおそくなりましたので、二、三お伺いしておきたいと思います。

この法律は、公布の日から実施することになっておりますが、自治省としては、大体いつごろをめどとして法律の実施を考えておられますか。

○政府委員(長野士郎君)　法律が成立いたします

れば、なるべく早く公布をして施行をいたしたいと考えております。

○松澤兼人君　なるべく早くということでありま
すけれども、政令をきめなければならぬ個所が
二、三あるように思ふんですけれども、その政令
の内容というものは、すでに自治省では腹案を
持っていていらつしやいますか。

○政府委員（長野士郎君）　政令については、まだ
法律を国会で御審議中でございますので、まだ確
定したものを持ってはおりません。現在立案した
当時の関係で検討をし、幾らかの草案を事務的に
取りまとめしようとしておる段階でございます。

○松澤兼人君 その政令をつくるという作業にどのくらい必要だとお考えですか。

○政府委員(長野士郎君) この政令の内容にもよりますが、政令の審査とか、手続その他の関係もございしますが、おおむね一週間ないし十日ぐらいの間には、政令は確定するものと考えております。

○松澤兼人君 そしてその手続としては、最終的にやはり政府の態度をきめて、公示と言いますか、告示と言いますが、そういうものをしなければならぬわけですね。

○政府委員(長野士郎君) そのとおりでございます。

○松澤兼人君 そうすると、大体自治省内部で案を固めるということは、十日ぐらいあればいいということですか。

○政府委員(長野士郎君) まあ法制局を含めまして、十日ぐらいで済ませてしまいたい、こう考えております。

○松澤兼人君 そうしますと、その十日ぐらいの政令作成の作業を終えて、ほぼそれからあまり遠くない時期から実施するというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

○政府委員(長野士郎君) そのとおりでございます。

○松澤兼人君 この中に別表の改正というものが相当ありまして、それを一々論議をしても始まりませんし、また同時に、これは他の法律が地方にかぶさっているわけですから、法律を決定したわれわれとしては、当然別表の改正ということがあるわけですが、予期しなければならぬと思ひます。ただ、一番初めのところ、これは内容の實質的な改正ではありませんけれども、いわゆる都道府県の局、部、課というふうなものに對しまして、これは實質的な改正を意味していないように読めるのですけれども、「百五十八条第二項及び第七項」云々とあります点、實質的に局、部、課の変更を意味していないというふうに考えてよろしいですか。

○政府委員(長野士郎君) この百五十八条の關係の改正は、前のほうに項目を加えましたので、条文の整理でございまして、實質的な意味はございません。

○松澤兼人君 そこでちょっと伺いたしたいのですけれども、最近公害問題ということが非常にやかましい問題になってきているんですが、この百五十八条の中には公害という文字はもろんありません。まあ、公害を取り扱う局、部、課というものは、当然この都道府県の局、部、課を置く場合に、内容として考えておられることは確かだろうと思ひます。その点はいかがですか。

○政府委員(長野士郎君) 公害行政につきましては、地方団体、県市町村が行ないます場合には、当然この局、部、課の中で、それにふさわしいところで担当するというふうに私どもは扱っております。

○松澤兼人君 この別表改正の中で、公害対策とか、大気汚染とかというふうなことが出てくるわけなんです。そちらのほうを都道府県が処理しなければならぬ義務というふうになっておいて、それでその都道府県の局、部、課をちつとも変更しないで、それでできるという、そういうことは妥当ですか。

○政府委員(長野士郎君) そういう事務が新しく加わるから、百五十八条の中に公害についての所掌を明らかにするような規定を入れるべきではないかという御趣旨を含めてのお話かと思ひますが、私ども、この府県の局、部のあり方につきましては、いろいろな点で考え直さなきゃならぬ時期が実はきていると思ひます。そういう際には、そういうことで、公害行政等につきましても、この中にその位置をはつきりさせることがいいと思ひます。これはいろいろございまして、たとえ経済關係の部局で扱っておるところもございします。それから総務部系統の局で扱っておるところもございします。あるいは企画部あるいは企画室等の部局で扱っておるところもございします。ある

いはまた、そういうことじゃなくて、農林關係でも公害を扱い、土木關係でも公害を扱い、まあそれぞれの所掌に應じて公害は扱っておるというやり方をいたしております。そういうことで、この行政はまだ若い——若い行政と言っちゃ語弊がありますが、したがってそういうことで、もう少し、部局の扱い等もいろいろと検討しておる最中でございますが、したがつてそういうことで、一つの整理が整いましたならば、部局の關係の中に新しく、規定としては整備すべきものと考えております。

○松澤兼人君 いまの局長のお話のとおり、たとえば民生部の中に公害課というものが置かれているところもある、また商工部の中に公害課というものが置かれているところがある、あるいは別に企画部の中に公害課というものが置かれているところもある、その他にもいろいろの形があると思ひます。政府は、公害關係は厚生省というふう

に、おもな役所として厚生省ということになっておる。したがってもとがそうであれば、やはり地方の局、部、課というその編成をする場合に、公害に關する事項というものはこの部に入るかというふうなことをお考えになって適当じゃないかと思ひます。けれども、一応この法案で別表の改正などもなされて、これまでたまたまついたものがまあ大体これで整理がついたというふうなところだろ

うと思ひますが、またこの通常国会で新しい法律ができて、それがまたその都道府県の処理しなければならぬ事務というふうになり規定されれば、また新しい問題も起こってくると思ひます。けれども、この問題は懸案として、行政局において十分検討して、国の公害対策のあり方、それと地方の局、部、課のあり方というものを検討していただきたいいと思ひますが、そういうお考えありますか、どうですか。

○政府委員(長野士郎君) おっしゃるとおりでございます。私ども、ぜひそういう扱いにつきま

しては考えていくべきだと思っております。

というふうになつていようですが、この中で、たとえば自治法の二百五十二条の十九ですが、そういう規定がある。しかし、そのいわゆる特別指定というものをしたあとの事務の委譲のことは規定されているわけですが、それがあつたら、したがって都道府県が処理しなければならぬ事務のうち、いわゆる十六項目に該當する事務というものはやはり指定都市がやるというふうに考えてよろしいのですか。

○政府委員(長野士郎君) この十六項目につきましては、この十六項目以外におきましても、法律によりましては、この十六項目以外におきましても、わざわざ、府県だけ書きませんで、府県及び地方自治法の二百五十二条の十九の都市ということに書いておる關係もありまして、そういうことになつておるものにつきましては、十六項目以外にも当然に指定都市の事務ということになるわけであり

ます。

○松澤兼人君 この別表改正の中で、当然指定都市の事務として処理しなければならない事務、そういうものはどれとどれなんですか。つまり、十六項目以外の指定都市の事務。

○政府委員(長野士郎君) この關係、資料の十七ページを開いていただきますと、(一)の二とか(一)の三とかという別表がございします。これらは、ここに書いてありますように、「第百五十二条の十九第一項の指定都市に限る。」わけであり

ます。それから、その次のところを開いていただきますと、十九ページでございしますが、(五)の二、(五)の三というのがございします。たとえば、「共同溝の整備等に関する特別措置法の定めるところにより、その区域内に存する都道府県道に共同溝を建設」すること。こういうことは指定都市の問題。指定都市はほかの都市と違つてこれを行なうというところで、ほかの法律におきましても、機関委任事務等におきまして、そういう指定都市の事務というので特別に書いておるのがそのほかにもございします。たとえば、そのさらにあとのほうで、六

十ページから六十一ページを開いていただきますと、この別表第四と申しますのは、市長が管理する事務でございます。その六十ページのおしまいのほうにも流通業務市街地の整備に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより行なう仕事、あるいは古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法等によりまして行なうもの。その次の六十二ページに二十の三、あるいはその次に二十五というふうな、あるいは二十六というふうな規定で、個々の法令によりまして、ほかの一般の市町村にはそういう権限を認めておりませんけれども、つまり自治法の十六項目以外にも、個々の法律で府県並みに扱っているというものがあつたわけでございます。これらがいま申し上げたようなところの別表にあらわれております。

○松澤兼人君 これらはもとの法律が、都道府県またはそういうふうに指定市というふうになつてゐるからだろうと思ふんですけれども、たとえば老人福祉法というのがあります。これなどは、いわゆる十六項目の一つとして、いろいろ仕事を拝見してみると、都道府県でなくて、指定市のいわゆる十六項目による市長の事務処理というふうになるわけですね。

○政府委員(長野士郎君) そのとおりでございます。

○松澤兼人君 そのほかにもそういうものがあると思ふんですが、それはどういふ、一言言ふものがあるかどうかと思ひますけれども、そういうものがあるというところは言えるわけですね。

○政府委員(長野士郎君) そのとおりでございます。

○松澤兼人君 そこで大臣にお伺いしたいんですけれども、いろいろこの都道府県の局、部、課の設置の問題に関連いたしまして、あの当時といまの大都市と申しますか、指定市、そういう問題は、新たな要素が非常にたくさんつけ加わつてきているんじゃないかと思ひますけれども、指定市の問題について、今後どのようにお考えでしょうか。まあ、府県合併特別措置法ですか、そういう

ことも考えられておりますし、あるいは、首都圏あるいは東京都あるいは特別区というふうなことも今後の日程にのぼつてくるんじゃないかと思ひますが、指定市は、実力の上から言へば府県と肩を並べて行政事務を処理する実力、能力というものが十分にあると思ふ。これを現在のようにな、市の一部であつて、特別に十六項目に限つて、あるいは他の法律によつて指定市あるいは指定市の市長に限られた権限だけしか与えていない、与えられないということでは、実態に即しないんじゃないかというふうに、経済の伸展と行政の制度というものが実際に即していないんじゃないかという感じを持ちますけれども、そういう問題について、大臣の所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(野田武夫君) いま御質問の趣旨、私も非常にわかります。大都市、指定都市ですか、これは人員配分と財源配分と、もっと充実さし、また権利を、これは相当実力を持つておりますから、仕事の上におきましても力を与えてもいいんじゃないかという感じがいたしております。ただ一面、この広域的な行政措置を考えておりますので、広域行政の面でも、いろいろそういう共同で仕事に当たる、事務を遂行する、行政的なことは事務だけじゃなくて、財政上も水準を上げていこう、こういう点も出てまいりますので、その間の調整は考えなければならぬと思ひますが、大體の御趣旨は、私は松澤さんの御意見と同感でございます。

○松澤兼人君 この委員会では、ここ兩三年の間、当面の大都市あるいは特別市の税財政の問題についてはいろいろ論議もいたしましたし、その附帯決議もたびたびやつてゐるわけなんです。それでも大都市の行政の水準がきつめて上がつていふというふうには考えられません。この問題は、税財政の問題と同時に、制度の問題としても今後考えていく必要があるんじゃないかと、このように考えます。で、税財政の問題と並行して、制度そのものについても考えていく時期ではないか

と、こう思ひますが、当面の税財政の確立の問題、同時にこの基本的な大都市制度のあり方というところについても考えていくべきじゃないかと思ひますが、この点いかがでございますか。

○国務大臣(野田武夫君) 大都市問題は、お示しのとおり、財政上の内容におきましても、特にこの過密都市の対策等、たいへんその点で困難をいたしております。それから、行政面でもだんだん複雑になつてまいります。まあ各面から考えましても、やはり大都市の問題というのは検討を要すると、しかもこの段階で検討を要するのじゃないかと思つております。ただいま、大都市問題については地方制度調査会で検討いたしておりますが、これらも十分参考にしたい。そして自治省といたしまして、いま御意見のように、このあたりでひとつも大體の検討をして対案をつくらうといふこと、こう考えております。

○原田立君 この新旧対照表の中にある、先ほどの質問がありましたが、第二条の五項であります。「市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」と、「しななければならない」といふふうにはつきり規定してあるのは、ちよつとこう私理解しがたいのですが、こういうふうにはつきりといふうきめ方をしてお考えはどういうことなんですか。

○政府委員(長野士郎君) これは、一つには、この地方自治法には地方自治法の規定の書き方というのがあるんですが、修正案の問題もございまして、地方自治法におきましては、大體このたとえ第二条の十二項を見ますと、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げようとしなければならない」とか、はからな「ようにしなければならない」とか、はからなければならぬ、こういうふうな一つのパターンがございまして、それで、そういうこともござい

して、一つの方針、姿勢といひますか、そういうあり方というものをあらわすという意味で、基本的な運営の方向なり姿勢をあらわしたいというふうなこととあわせて、そういう修正案ができておるのだからと思ふのでございまして。そういうものもあつたので、「基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」といふ書き方をするのが適当ではないかといふことで、この中にそういう書き方をおさめたのでございまして。

○原田立君 まあ局長は官僚でありますから、別にこうといふことはないだろうと思ふんですが、何か頭からぐつと押えられてゐる、そういう感じがするんですね。このことは、多少私も笑ひ話みたいなことと言ひますけれども、実は基本的に、地方自治の本旨といふものはたつとばなきやいけないうことがはつきりとうたわれてゐるわけですね。その面からいって、何か頭からぐつと押えられるような、そういう感じの表現といふものは、慣例であるというお話があつたけれども、あまり好ましくない、そんな感じがするわけなんです。それで、それは私の意見ですから、別にどうのこのといふことはないわけですが、いま自治省は地方制度調査会に広域市町村圏化のことを諮問しておるけれども、これをもし答申された場合に、ここにぐつとつけるという意図があつてここにぐつつけたのかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員(長野士郎君) 先ほど御質問がございましたので申し上げましたが、この関係の規定は、広域市町村圏の地方制度調査会で御審議を願つておる問題とは、一応無関係でございます。したがつて、地方制度調査会等で御答申をいただきました場合に、広域市町村圏について法制化が必要だといふような場合には、これは別個に広域市町村圏の制度化をはかるということに相なるわけでございます。それが地方自治法の中に加えてしかるべきものとなるのか、あるいはほかの法制として考えていったほうがいいのか、しかしそれは地方自治法と密接な関係のあるものであることは間違ひございませんけれども、そう

いうこともまだ考えていないのでございます。

○原田立君「議会の議決を経て」と、こうなっておりますけれども、もしこういうことがその議会で議決されなかった場合、すなわち「その地域における総合的かつ計画的」ということで「その地域」というのはたいへん広い地域をさしているんだと思う。二市何町とか三市何町ということになるだろうと思うんですが、そのところの見方はどうなんですか。一つの市の中を対象にしているのか、あるいは数市町村を対象にしているのか、その点はどうなんですか。

○政府委員(長野士郎君) これは市町村がつくる基本構想でございますので、市町村がほかの市町村のことも手を伸ばすわけにはまいりません。したがって、「その地域における」と申ししますのは、市町村のよって立つ地域という感じが、市町村の区域と申してもちつともかわらないのでございまして、まあ最近はそのような地域における振興、整備の計画とか、まあいろいろなそういう用語も出ておりますので、「その地域」ということばを用いただけでございまして。

○原田立君 そうすると、それは一市町村というふうに理解してよろしいわけですね。

○政府委員(長野士郎君) そのとおりでございます。一番広くて一市町村全部の区域、あるいは市町村の一部の区域ということも、問題によればいろいろかと思ひます。

○原田立君 それならば何となく理解するようないがするのですが、そのあとに、「総合的かつ計画的」という、これはどうも、計画はどこでも計画するのですからあれですけれども、「総合的」というのは、数市町村にまたがる、そういう意味じゃないのですか。

○政府委員(長野士郎君) これはさつきも申し上げましたように、行政の運営の基本的な方針を立てて、つまりそれは市町村の経営という面からいえば、経営計画でございまして、それから地域社会の振興という面からいえば、一つの建設計画でもあれば整備計画でもある。施設の面でい

ば、そういうこともある。あるいはまた、産業の振興とかそういう問題、あるいは民生とか福祉とか、あるいは生活環境とかいうような問題に具体的に突っ込むという、深く入るわけじゃないと。そういう問題全体を総合的なものとしてとらえて基本構想を立てていくと、個々ばらばらのものではないという意味で、その市町村としての総合的な基本構想、そして将来を見通しまして、その将来の予測を立て、目標を置きまして、そういう総合的計画的な構想を立てていくという、こういうことを意味しておるといいますか、こういうことがわかるような意味で、「総合的」ということばを用いたわけでございます。

○原田立君 ことさらにこういふところにこれ入れる必要はないのじゃないかとぼくは思うのです。こういうのはいままでの市町村だつて、総合的かつ計画的に行政は運営してきたはずだと思ふ。それが特にここに入れたというのに、何か意図を感じる、悪く考えればですな。まあ私これ何もここに一項目入れなくてもいいのじゃないかという気が強くするわけなんです。入れるところに、何か広域市町村圏化をあいつところへひっかけていく意図があらうなところ、こう推測しているわけなんです。だけれどもそれはそれとして、いまのお話ですと、現在の通常の行政をよくし、内容を充実するのだというように意味に受け取れるのですけれども、それならば、何もつけなくてもいいのじゃないかということなんですが、もし他に何か意図があるとするならば、この条項はいつ活用されるのか、その点はいかがですか。

○政府委員(長野士郎君) 先ほども申し上げましたように、新しいこの都市計画法におきましては、都市計画法の十五條に、御指摘にもございまして、が、「市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想」に即したものでなければならぬ、経緯審議になつておりますが、農業振興地域の整備に関する法律の第十條には、「市町村の定める農業振興地域整備計画は、議会の議決を経て定めら

れた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならぬ」と、こういうふうに、最近市町村を中心としたところの地域の振興整備に関するいろいろな立法が行なわれておるわけでございます。それにもう市町村が議会で定めましたところの基本構想というものがあるのだと、建設につきましても基本構想があるのだ、基本構想に即してそういう振興計画なり都市計画といふものはつくっていくのだ、こういう前提を一つ立てておるわけでございますから、地方自治法は自治体の運営の基本法でございますから、そういう意味で、常時各地方の中にそういう市町村が基本構想を立てるということの意味を明らかにいたしまして、その基本構想なるものは、こういう都市計画とか農業地域振興計画とかいうようなものを集大成をした、と言つては語弊がございまして、そういうものを総合した総合的な、計画的な基本構想、つまり都市計画なり農業地域整備計画なりその土台になるような基本構想といふものを考へるといふ考え方で、都市計画法なりそういうものと平仄を合わせるという意味もござい

ます。また、全体を考へてみましても、自治体の行政運営の基本方針を立てまして、それを計画的に、総合的に行なっていくという基本の考え方が、総合的にはちつともふしぎでも何でもない。いまお話のございましたように、当然のことではないか、まさにその当然のことを、関係法令との間の符節を合わせますためにここに規定をする、そのことは、やはりひとつの意味があることではないかというふうに考へておるのでございます。

○原田立君 あまりよくわからなけれども、理解したことにおきましよう。

それから、九十條の都道府県議会の議員の定数、これを、「百二十人を以て定限とする」、こうなつておりますが、今回の改正の中で、定限をば百三十人にする、都の場合のことですね、こういうふうになつておりますけれども、これは、都の場合こういうふうに規定されたことであつて、もし、東京都のように人口がぐんぐん急増してき

たような都市が今後で来た場合、今回行なわれた都の特例、すなわち百三十というように特例を適用することがあるのかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員(長野士郎君) 今回の改正案は、法律で、いま御指摘がございましたように都に於いての特例でございます。したがつて、ほかの府県なりほかの都市、都以外のところが、極端に申しまして、人口が幾らふくれましても、この規定は働きます。これは都という特殊な事情、都の特殊な制度、特性にかんがみまして、都だけの特例、こういうことでございまして。

○原田立君 それはよく理解しておるわけです。ただ人口がどんどんと、東京都と同じように、それに準ずるような、そういうふえ方をしたような場合という前提は、仮定なんですから、現在百二十と定めてありますけれども、都の特例のような百三十ということを利用するような考えはあるのかないのかということですが。

○政府委員(長野士郎君) 現在の制度からいへば、都だけの特例でございまして、ほかのところに関係がないわけでございます。しかし一面、都の実態の人口、一千万以上の大人口であるという実質を踏まえての都議会という問題も考えなきやならない面もある。こういうことになりまして、今後ほかに人口一千万程度になつてくる都市についてはどうかというところに立法論としてなるのではないかとと思ひますが、人口問題研究所であつたと思ひますが、人口問題研究所におきましてこの人口想定を見ますと、大阪府が、何年か、ずつと先でございまして、大阪府が、いまのままで一千万ぐらゐになるところが、別個の問題として考えなければならぬというときがくるかもしれない。現在は都だけの特例として考へておるのでございまして。

○原田立君 時間がたいへんおそいからそのぐら

それから七十四条の、(条例の制定又は改廃の請求とその処置)のところ、この五項の直接請求をばこうやって制限をしている。先ほど和田委員のほうからお話がありましたように、直接請求は私たちの基本的権利ですよ、それをこういうふうには制限する。それは那邊のところにその意図がおりなにか、その点はいかがですか。

○政府委員(長野士郎君) これは、先ほど申し上げましたが、直接請求につきましては、もちろんお話のように、基本的な住民の直接請求権でございますが、基本権でございますから、これ自身としての発動は当然保護され、保障されなければならぬわけでございますが、従来からのあらわれ方を見ますと、中には選挙の期間にかかるといふような直接請求の署名の収集ということが間々行なわれておるのでございます。しかし、これは地方自治法の上では、そういう基本的な権利でございますから、それ自身としてはその手続はほとんど進んでいくということになっておりますけれども、実際の直接請求については、一定数の署名を求めて、そして初めて直接請求が成立するという事になっております。その署名のとり方というしましては、請求代表者が住民の個々の各家庭を訪問いたしまして署名をとることが通常の行われ方でございます。そうしますと、片一方で、それが選挙期間中ではございますが、選挙運動は、公職選挙法によりまして戸別訪問は禁止されておる、こういうふうでございますが、直接請求というものであれば、当然に、ものは違ふのかもしれませんが、戸別訪問的なそのような集め方というものが行なわれるということでは、選挙運動と直接請求の署名収集運動というものは、非常にまぎらわしい形で選挙期間中に混在をする、これでは、それそれ制度の基本について非常に公正な運営ということが行なわれない結果、かえって中には直接請求を乱用しているのじやないかというふうなことも間々指摘があるわけでございます。このことは、そういう基本権の運用のしかたとしてはやはり大切に考えなければいけ

ない問題でございます。一方、選挙もこれは住民の基本的な権利でございますから、これはやはりどちらかがその道を譲っていつて、それぞれの道をきいていしたほうがフェアであるといひますか、そういうことにもなるわけでございますが、いろいろな考え方があつておると思いますが、やはり直接請求を一応時期をずらしまして、そうして選挙期間中の署名収集だけは避けるということが適當ではないか。これは現在までのあらわれ方から考えまして、一つの懸案になっておつたわけでありまして、この際、そういうことをぜひ実現をさしていただきたい、こう考えておるわけでございます。

○原田立君 国民的権利をこうやって拘束するわけなんですから、だから、またいまのお話の中に、こういう例が間々あつたというお話もありましたけれども、じや具体的に、その法の精神を逸脱して、違法行為があつたようなものはたくさんあつたのですか。具体例はどのくらいあつたのですか。

○政府委員(長野士郎君) 具体例の全部を私ども承知しておるわけではございませんが、これは偶然にもそういう時期にぶつかったというものが、むしろ真実は多いのだと思ひます。多いのだと思ひますけれども、やはり相当数ございまして、そしてそれらの中には、非常にもう直接請求運動と選挙運動とがまぎらわしいかっこうになっておるというものがございまして。直接請求におきましては、運動は非常に自由でありまして、そうしていろいろ制限がほとんどございせん。したがって、そのあらわれ方を見ますと、間々選挙運動を、何と申しますか、言ひ方は非常に適切でないかもしれませんが、免れるために直接請求という手段をとつておるのじやなからうかといわれるようなあらわれ方をしておるものもかなりあるのであります。こういうことは、やはり基本的権利の行使というものを正しく行なつていく、そうして選挙というものは非常に重要な国民の権利の行使でございます。これにこそを来たさない

ということが、やはり適當であらうということでございます。決して基本的権利を制限するというわけではございせんが、選挙期間中は一時それを、収集行為をやめてもらひまして、選挙が終つたあとでまた続けていただく、こういうことにするのが一番適當ではないだらうか、こう考えておるわけでございます。

○原田立君 結局それが制限じゃないですか。制限じゃないといつていながら制限をされる。それでは、説明の中に、相当数とか、かなりの数とかいふ、そういうほけた数の表現なんですけれども、それをもう少しはっきりしてください。

○政府委員(長野士郎君) これは、選挙のたびにすべて私どもが資料をとつておるわけではございせんので、はつきりしたことが申し上げられないのでございまして。私どもの見えておるところでは、やはり相当数(笑)あるように思ひます。

○原田立君 まあそこら辺は差しさわりのあるものでしょう。それで、「政令で定める期間」というのが実は問題になっておるわけですよ。「政令で定める期間、当該選挙が行なわれる区域内において請求のための署名を求めることができない。」「その「政令で定める期間」というのをどのくらいに考慮しているのか。また、どういふふうなきめ方をなさるのか、その点いかがですか。

○国務大臣(野田武夫君) この署名収集行為は、いま権利の制限をするとか、これはまあ一つの考え方でありまして、なるべくその制限を長くしないようにしたいという考えを持っております。同時にまた、選挙運動とまぎらわしいとなりますと、これは常識的に考えてやはりまぎらわしくなすつきりした選挙をやりたいというのがありまして、そこが非常にむづかしい点でありまして、どちらの御意見も、私はお聞きしてもっともだと思つております。そこで一応の、まだこの法律ができてき上がつたんでもございせんし、御審議中でございまして、ここですっきりしたことを申し上げることはどうかと思ひますけれども、いま申しましたとおり、できるだけ最小限の期間とし

たいと、そこでいま一応考えておりますのは、政令で定めようと考えておる期間は、任期満了に伴う選挙の場合は、任期満了前六十日に当たる日からの選挙期間の間だと、六十日間ということを考えております。その他の選挙の場合は、やはり当該選挙を行なうべき事由の生じた日から選挙の期日までの間を、大体同様な期間に考えております。これは、いま申しますとおろまだ御審議中のことで、はつきり政令で申しますと申すことは少し出過ぎておるかもしれませんが、せつかくのお尋ねでございますから一応申し上げておきます。

○原田立君 政令は自治省だけでおきめる問題であると思うのですが、この問題はやっぱり大きな事柄であります。一つの話によれば、この政令で定める期間は三ヶ月間というふうな話もお聞きしました。このことに対しては、各党ともたいへん反対です。それでいろいろと交渉が重ねられておるように思ひますけれども、これがもし事務段階で簡単に、期間をきめるのをばつぱつと簡単にきめられたのでは、いま自治大臣は六十日間というお話であつたけれども、まあ半年ぐらいたつたら、九十日間になつたつちやつたなんというふうなことになるつちやつた話であります。それで、もしそういうふうな、変えるような考えがあるときは、必ず国会の同意を得るとか、ないしは承認を得るようになるとか、ここをはつきりしておいてもらわなければならぬと思うのであります。事務段階で簡単にその長短をきめるというところは、これは軽々にすべきでない、こういう考えがあるのですが、いかがですか。

○国務大臣(野田武夫君) これはきわめてこの法律の中でも重要な事項でございます。私は決して軽々に申し上げておるものではございせん。一応事務段階で、いまお話がありましたから申し上げますが、三ヶ月間という案が出ておつたのも事実でございます。しかし、これはやはり各党の方の御意向をわれわれは参酌し、これを相当尊重していくのがまあ私の政治的な姿勢でございますから、したがって、その点を十分考慮いたしまし

て、いま申しました大体の腹案と申しますか、案としては六十日ということを考えております。したがって、この法律改正にあたりまして、私いま責任者でございますが、いやしくも事務段階で輕にこれを変えるなということは、これは法律をもてあそぶものでございまして、私はこういうことはやるべきでない、こういう考え方を持っております。その点はひとつ御理解を願いたいと思っております。(大臣、いつまでもいてもらわなければ)と呼ぶ者あり)

○和田静夫君 私の言いたい点をいみ松澤さんがずばり仰せになったわけですけれども、大臣も、軽々に扱うようなことはしないと、こう仰せであります。たいへん不信のことでおそれ入りますけれども、大臣がかわると、ころころころころ変わる場合があるんですね。それを心配するわけなんですけれども、重ねてそんなことはないでしょうなとお伺いするんですが、いかがでしよう。

○國務大臣(野田武夫君) いま私率直に申し上げまして、ここまでの論議を尽くし、ここまでの御注意や警告を受けている法律案の改正にあたりまして、事務当局もかわるかもしれませんが、大體事務当局も相当若い者も来ておりますし、ここまで論議が尽されます以上は、軽々に変えることとはないと、私はそういう推測をいたしております。私自身がそういう方針で指導したいと、こう思っております。

○委員長（内藤三郎君）他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（内藤三郎君） 御異議ないと認めま
す。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○占部秀男君 私は、日本社会党を代表して、この地方自治法の一部を改正する法律案について反

対の態度を表明いたします。

今回の法律に、第七十四条の直接請求の制約の問題が出ております。これは言うまでもなく、憲法に規定された地方自治の内容は、住民自治と団体自治であることは、これは皆さんも御存じのとおりであります。この直接請求ということとは、住民自治の基本的な権利であります。それを、単に選挙の場合に乱用をされる心配があるという理由だけで制限をするということは、われわれはどうしても納得ができません。しかも、この法律案によりますと、制限する期間を定めるのは政令であるということでありますから、したがって、憲法上の基本的な権利、この権利を大幅に政府に移譲したような形になりますし、また、ただいまの原田委員の質問の中で、おおよそ任期のはつきりしておるものは投票日前六十日、その他は選挙期日まで、その生じた、たとえば解散が生じた、そういうような理由が生じた日から選挙期日まで、こういうように大臣は言われておりますが、こういうとり方自体が、非常に何かどんぶり勘定でやっているような根拠薄弱な考え方であります。私どもとしてはどうしても納得ができないのであります。

第二に、選挙の公正を期するためにこういう扱いをしなければならぬとかりになったとして、問題は公職選挙法の改正でこれを扱うべきであつて、地方自治法の中でこういう規定を行なうべきではない、かようにわれわれは考えておりま

す。なぜなら、この自治法の目的のところを見ていただければわかりますように、地方自治法そのものは、民主的な地方団体の運営と住民の権利を保

障した法律であります。それを、この選挙であるという一つの特殊な事情から、その中で制限しようということは、これは現行の規定の考え方自体

に照らして、本質的な問題があると思うのであります。

それから最後に、私はこれは政治問題としてで

はありますが、この法律案の末尾に理由というものがございますが、この理由を読んでいただければ

ばわかりますように、初めこの法律案が出された

もとは率直にいつて、東京都の定数のアンバランスを是正しようということが都議会のほうで起こつて、各党間でいろいろ話し合いも行なわれた問題であります。そこへ、われわれの考えによれば、突如として、それを理由として直接請求の制限という問題を出されてきた。これははなはだ心外な政治的な扱いでありまして、どうもこういうようなその場当たりの、何かものごとをやつたらば、それ以上に食つちまえというような感じをわれわれ自身としては与えられておる。

こういうような三つの理由から、この地方自治
 法を改正する法律案には反対いたします。
 以上、簡単でありますけれども、反対の態度を
 明らかにしたいと思います。

○委員長（内藤三郎君）他に御意見もないよう
でございますが、討論は終局したものと認めて御
異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（内藤善三郎君） 御異議ないと認めま
す。

それではこれより採決に入ります。

地方自治法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長（内藤三郎君） 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成については、これを委員長に御のと決定いたしました。

一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(内藤三郎君) 御異議ないと認め、さ
よう決定了します。

○委員長(内藤善三郎君) 再び昭和四十四年度自治省の施策及び予算に関する件を議題といたします。

す。

御質疑のおありのお方は順次御発言を願います。

○和田静夫君 午前中に質問をした答弁につきま
して御質問をしたのでありますが、いわゆる地
方財政計画に盛りれています地方公務員の給与費

について、七月実施五％という昨年を上回る部分についての一般行政経費中盛られた給与改定の費用、並びに現年発生災害等の年度途中における追

加財政需要の發生に備へての金額について、先ほどは三百億という御答弁があつたのでありますが、すでに自治省から出されております四十四年度地

方財政計画の説明書中十九ページには、同趣旨のものについて五百億円を計上していると明記をされておるわけです。したがって、先ほどの答弁

と、この記載されておるものとどちらが正しいのか、説明していただきたいと思います。

○政府委員(細郷道一君) 五百億円が正確でござ

います。私先ほど三百億円と言ひ間違ひました。五百億が正しい……。失礼いたしました。

○委員長(内藤善三郎君) 本日はこの程度にとど

めます。これにて散会いたします。
午後七時三十分散会

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、小笠原諸島復興特別措置法案

小笠原諸島復興特別措置法案
小笠原諸島復興特別措置法
目次

第二章 総則(第一条・第二条)
第三章 復興計画及び復興事業の実施(第三条
―第十条)

第三章 小笠原諸島復興審議會（第十一條・第十二條）

第四章 雜則（第十三條―第二十三條）

目次

小笠原諸島復興特別措置法案
小笠原諸島復興特別措置法

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 復興計画及び復興事業の実施（第三条
― 第十条）

第三章 小笠原諸島復興審議会（第十一条・第十二条）

第四章 雑則（第十三条― 第二十三条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、小笠原諸島の復興に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、総合的な復興計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別な措置を講ずることにより、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の急速な復興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小笠原諸島」とは、鵜飼岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む)並びに沖の島及び南鳥島をいう。

2 この法律において「旧島民」とは、昭和十九年三月三十一日に小笠原諸島に住所を有していた者で、昭和四十四年六月二十五日に小笠原諸島以外の本邦の地域に住所を有していたものをいう。

第二章 復興計画及び復興事業の実施

(復興計画)

第三条 小笠原諸島の総合的な復興計画(以下「復興計画」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土地(公有水面を含む。以下同じ)の利用に関する事項

二 道路、港湾等の産業基盤施設の整備に関する事項

三 農用地の造成、農林水産業に係る共同利用施設の整備その他農林水産業に係る生産の基盤の整備に関する事項

四 住宅及び生活環境施設の整備、教育施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発に関する事項

五 地域の特性に即した産業の振興及び自然、文化財等の保護に関する事項

六 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する

る旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の復興に關し必要な事項

2 復興計画は、昭和四十四年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。

(復興計画の決定及び変更)

第四条 東京都知事は、復興計画の案を作成し、自治大臣に提出するものとする。

2 自治大臣は、前項の復興計画の案に基づき、小笠原諸島復興審議会の審議を経て、復興計画を決定する。

3 自治大臣は、復興計画を決定したときは、これを東京都知事に通知するとともに、復興計画において定める土地の利用に関する事項を公示するものとする。

4 前三項の規定は、復興計画を変更する場合について準用する。

第五条 東京都知事は、毎年度、その年度開始前までに、復興計画を実施するために必要な当該年度の事業についての計画(以下「復興実施計画」という。)を作成し、自治大臣の認可を受けなければならない。

2 自治大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ小笠原諸島復興審議会の意見をきかなければならない。

3 前二項の規定は、復興実施計画を変更する場合について準用する。

(特別の助成)

第六条 国は、道路、港湾等の産業基盤施設、教育施設、保健衛生及び社会福祉施設の整備事業その他の復興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、当該経費に関する法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、関係地方公共団体の他の者に對して、当該法令に定める国庫の負担割合又は補助割合をこえて、その全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

2 小笠原諸島における災害復旧事業について

は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第三条の規定により地方公共団体に對して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に對する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算定した率が五分の四に満たない場合においては、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に對する国の負担率は、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

第七条 国は、旧島民が帰島して農林水産業を営むために必要な事業、地域の特性に即した産業の振興に關し必要な事業その他の復興計画に基づく事業で自治大臣が主務大臣と協議して指定するものに要する経費については、関係地方公共団体その他の者に對して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

(経理の分別)

第八条 前二条に規定する事業に要する経費に關する経理については、当該地方公共団体は、これを他の経理と分別しなければならない。

(土地改良法の特例)

第九条 小笠原諸島において行なわれる土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業に對する同法の規定の適用については、当分の間、政令で特別の定めをすることが出来る。

(農用地開発のための交換分合)

第十条 都は、復興計画に基づく効率的な農用地の開発のため必要があるときは、開発して農用地とすべき土地及びその周辺の土地(政令で定めるものを除く)につき交換分合計画を定め、当該土地に關する権利の交換分合を行なうことができる。

2 前項の規定による交換分合により、小笠原諸島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する

る法律(昭和四十三年法律第八十三号)第十三条第七項に規定する特別貸借権に代わるものとして設定された貸借権は、同法の規定の適用については、同項の特別貸借権とみなす。

3 土地改良法第百条の二から第百八条まで、第百十三号、第百十三号の三から第百十五号まで、第百二十三号その他同法の交換分合に關する規定は、第一項の交換分合に關して準用する。

4 第一項の交換分合に關しては、前項において準用する土地改良法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることが出来る。

第三章 小笠原諸島復興審議会

(小笠原諸島復興審議会)

第十一条 小笠原諸島復興審議会(次項及び次条において「審議会」という。)は、自治大臣の諮問に應じて旧島民の帰島及び小笠原諸島の復興に關し重要な事項を調査審議する機関とする。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し、自治大臣に意見を述べることが出来る。

第十二条 審議会は、委員二十人以上以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者並びに関係地方公共団体の長及び議会の議長のうちから、自治大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることが出来る。

5 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 特別の事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に、特別委員を置くことができる。

8 特別委員は、当該事項に關し専門的知識を有する者のうちから、自治大臣が任命する。

9 特別委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 委員及び特別委員は、非常勤とする。
11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

(国有財産の譲与等)

第十三条 国は、関係地方公共団体が復興計画に基づく事業で公共の用に供する施設に關するものを実施するため必要があるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)、国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)その他の法令の規定による場合を除くほか、政令で定めるところにより、国有財産を關係地方公共団体に対して、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

(資金についての配慮)

第十四条 国及び地方公共団体は、帰島した旧島民の生活の再建のために必要な事業等に要する資金について適切な配慮をするものとする。

(帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例)

第十五条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第三十八条第一項及び第二項の規定は、国の行政機関が作成した旧島民の帰島に關する計画(以下「帰島計画」という。)に基づき、永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住する者として政令で定めるもの(以下「帰島者」という。)がその移住する日の属する年においてその有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合について準用する。

2 租税特別措置法第三十八条第三項の規定は、

帰島者が、その有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡の日の属する年の翌年で同日から一年以内に小笠原諸島の地域へ移住する見込みであり、かつ、大蔵省令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合について準用する。

3 租税特別措置法第三十八条第四項の規定は前

二項の規定を適用する場合について、同条第五項から第七項までの規定は前項の規定の適用を受けた者について準用する。

(帰島に伴う不動産取得税の課税の特例)

第十六条 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に所有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡した日から二年以内に小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該譲渡した不動産の固定資産課税台帳に登録された価格(当該譲渡した不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていないときは、政令で定めるところにより、東京都知事が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に達するまでの金額を価格(同法第七十三条の二十一に規定する価格をいう。次項において同じ。)から控除するものとする。

2 小笠原諸島の地域に家屋を有していた旧島民

で当該家屋を残して離島(小笠原諸島の地域からその他の本邦の地域へ移住すること)をいう。以下この項において同じ。)をしたもの又はその一般承継人が、小笠原諸島の地域への移住に伴い小笠原諸島の地域において当該家屋と同種の家屋を取得した場合において、その取得した家屋がその者に係る離島前の家屋に代わるものと東京都知事が認めるものであるときは、当該家屋の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前項の規定によるほか、その者に係る離島前の家屋の価額として政令で定める額に達するまでの金額を価格から控除するものとする。

(土地の利用についての配慮)

第十七条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の地域のうち土地の利用について復興計画の定めのある区域において、土地をその用に供する必要がある事業を実施するときは、当該土地の利

用方法が復興計画において定める土地の利用に適合することとなるように当該事業を実施しなければならぬ。

2 国及び地方公共団体以外の者で、前項に規定

する区域において土地をその用に供する必要がある事業を実施しようとするものは、当該事業の実施により復興計画において定める土地の利用がそのなわれないように配慮しなければならぬ。

(指揮監督)

第十八条 自治大臣は、復興計画に基づく事業の

実施について、総合調整を行なうとともに、これらの事業を実施する関係地方公共団体の長その他の機関又はその他の者を指揮監督するものとする。この場合において、公立の教育施設の整備事業及び文化財の保護事業の実施に關する指揮監督については、東京都知事は、あらかじめ都

の教育委員会と協議しなければならない。

3 前二項の規定は、当該事業の実施について主

務大臣又は都の教育委員会の関係法令の規定による指揮監督の権限を妨げるものではない。

(権限の委任)

第十九条 自治大臣は、前条第一項の規定に基づ

く総合調整及び指揮監督の権限の一部を小笠原総合事務所の長に委任することができる。

(関係行政機関の長との協議)

第二十条 自治大臣は、第四條第二項の規定によ

り復興計画を決定し、若しくは同条第四項の規定によりこれを変更し、又は第五條第一項の規定により復興実施計画を認可し、若しくは同条第三項の規定によりこの変更を認可しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(復興計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管)

第二十一条 復興計画に基づく事業の予算に關す

る見積り及び予算の執行に關する国の事務は、自治省において掌理する。

(離島振興法の適用除外)

第二十二條 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)は、小笠原諸島の地域については適用しない。

(政令への委任)

第二十三條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、昭和四十九年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、復興計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち昭和四十九年度以降に繰り越されるものについては、第六條の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(昭和四十四年度に係る復興実施計画の作成の期限)

3 第五條の規定による昭和四十四年度に係る復興実施計画は、同条第一項の規定にかかわらず、第四條第二項の規定による復興計画の決定の日から二箇月以内に、作成し、自治大臣の認可を受けなければならない。

(復興実施計画作成前における事業の実施)

4 この法律の施行の日から前項の規定により昭和四十四年度に係る復興実施計画が認可されるまでの間に小笠原諸島復興のため緊急に実施する必要がある事業で自治大臣が関係行政機関の長と協議して認可したもののについては、当該事業を復興計画に基づく事業とみなして、この法律の規定を適用する。

(帰島計画作成前に移住した者に対する課税の特例)

5 昭和四十四年一月一日から帰島計画が作成されるまでの間に永住の目的をもつて小笠原諸島

の地域へ移住した者で政令で定めるものについては、その者を帰島者とみなして第十五条の規定を適用する。

6 帰島者に係る昭和四十九年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

(この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例)

7 帰島者が、この法律の失効の日前二年以内に、その小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合において、同日後小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得については、第十六条第一項の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(自治省設置法の一部改正)

8 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条 小笠原諸島復興特別措置法(昭和四十四年法律第 号)の施行に関する事務を行なうこと。

第十條 第一項第五号の五の次に次の一号を加える。

五の六 小笠原諸島復興特別措置法の施行に関すること。

第二十三條 四の次に次の一条を加える。

(小笠原諸島復興審議会)

第二十三條 五 自治省に、小笠原諸島復興審議会を置く。

2 小笠原諸島復興審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、小笠原諸島復興特別措置法の定めるところによる。

二月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公務員の一部改正案(定年制)反対に関する請願(第六八七号)(第七三七号)(第七四七号)(第八五二号)(第八五三三号)(第八五四七号)(第八五五五号)(第八五六六号)(第八五七七号)(第八五八八号)(第八五九九号)(第八六〇〇号)(第八六一一号)(第八六二二号)(第八六三三号)(第八六四四号)(第八六五五号)(第八六六六号)

第六八七号 昭和四十四年二月十四日受理
地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する請願

請願者 鳥取県八頭郡八東町皆原 上田吉

紹介議員 足鹿 覺君

前国会で廃案となつた地方公務員の「定年制」法案が、今国会にそのまゝ提出されたことは、国会の權威をも無視したことであるうえ次の理由から絶対に反対であるから、十分調査のうえ廃案とされたい。

一、労働基本権を禁止されている公務員の唯一の身分保障制度の改悪であり、公務員制度審議会における審議を経ないまま提出されている。
二、事実上、十数万人の首切りをまねく過酷な法案であり、制度の基本問題を財政的理由により改悪することであり、また、国家公務員にない制度を地方公務員に押しつけること自体が不合理である。

三、民間企業等は、団体交渉、労働協約で保障されたなかでの「定年制」であり、諸外国とも条件が異なる。しかるに、職員、労働組合と交渉によることなく、一方的に地方議会の条例で労働の権利や、長年の労使慣行をうばうものである。

四、現在籍者は「定年制」のないことを条件に就任しているし、本来、公務員は他の職への転換は自由ではない。退職給与(年金、退職手当等)の保障も不十分で、今日の物価高では退職後の

生活は不安定である。
五、新たに設けられる「再雇用、非常勤職員制度」は、結局公務員の任用制度を变革し、低賃金雇用を導入するものである。再雇用の在職年金支給は、社会保障制度審議会も反対しており、現行制度に不合理をもちこむ案である。

六、平均寿命が毎年延び民間企業等では定年制が延長、廃止されている今日、高齢労働力活用の見地からしても、社会的にも、定年制強行は時代逆行といえる。既に各自自治体においては、退職勧奨制度により、職員の「新陳代謝」は効果をあげ、法制化の必要がなくなっている。

第七三七号 昭和四十四年二月十七日受理
地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区中希望が丘二四

一 竹内友雄

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第七四七号 昭和四十四年二月十八日受理
地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する請願

請願者 島根県出雲市小山町二二五〇一

鎌田嘉男

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第八五二号 昭和四十四年二月二十日受理
地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する請願

請願者 山口市湯田温泉一ノ三ノ三二 広

沢幸 一外百六十六名
紹介議員 占部 秀男君

第八五三三号 昭和四十四年二月二十日受理
地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する請願

請願者 滋賀県東浅井郡湖北町速水 北川

吉雄 外百五十六名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第八五四号 昭和四十四年二月二十日受理
地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市土岐町七五四ノ一

安藤久司 外百七十八名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第八五五号 昭和四十四年二月二十日受理
地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する請願

請願者 山口県萩市新川南区一 末広正治

外七十六名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第八五六号 昭和四十四年二月二十日受理
地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する請願

請願者 岐阜県土岐市肥田町肥田二、九七

八 大倉太郎 外百十三名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第八五七号 昭和四十四年二月二十日受理
地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する請願

請願者 島根県能義郡広瀬町布部 西田義

美外百二十一

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第八五八号 昭和四十四年二月二十日受理
地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する
請願
請願者 岐阜県土岐市曾木町二、三九三
中島仙八外九十七名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第八五九号 昭和四十四年二月二十日受理
地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する
請願
請願者 山口市中央町四丁目 中川英世外
九十六名
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第八六〇号 昭和四十四年二月二十日受理
地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する
請願
請願者 岐阜県中津川市坂本茄子川 伊藤
正子外百四十五名
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第八六一号 昭和四十四年二月二十日受理
地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する
請願
請願者 島根県鹿足郡日原町大字青原 斉
藤寛城外百十七名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第八六二号 昭和四十四年二月二十日受理
地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する
請願
請願者 山口県豊浦郡豊北町神田上 有田

丈夫外百十八名
紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第八六三号 昭和四十四年二月二十日受理
地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する
請願
請願者 島根県能義郡広瀬町広瀬一、二二
九 加納信夫外百六十二名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第八六四号 昭和四十四年二月二十日受理
地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する
請願
請願者 岐阜県養志郡養志町鷺巣 野村一
男外百八十九名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第八六五号 昭和四十四年二月二十日受理
地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する
請願
請願者 長野県上水内郡小川村高府 北田
昌豊外百八十二名
紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第八六六号 昭和四十四年二月二十日受理
地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する
請願
請願者 島根県能義郡広瀬町布部一、六六
八ノ二 近藤隆外二百十四名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

三月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件

を付託された。
一、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案
新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律

第一条 この法律は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置について規定するものとする。
(空港周辺地域整備計画の決定等)

第二条 千葉県知事は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の整備に関する計画(以下「空港周辺地域整備計画」という)の案を作成し、これを自治大臣に提出しなければならない。この場合において、千葉県知事は、あらかじめ、関係市町村の長の意見をきかなければならない。

2 空港周辺地域整備計画は、次に掲げる施設の整備の目標、整備に関する事業の概要及び経費の概算について定めるものとする。
一 道路
二 生活環境施設
三 教育施設
四 消防施設
五 農地及び農業用施設
六 前各号に掲げるもののほか、新東京国際空港の周辺地域の整備を促進するために特に必要と認められる施設

3 自治大臣は、第一項の規定により空港周辺地域整備計画の案の提出があった場合には、遅滞なく、これを当該空港周辺地域整備計画の案について関係がある行政機関の長に通知するものとする。

4 自治大臣及び次条第一項の主務大臣は、空港

周辺地域整備計画の案に基づき、協議により空港周辺地域整備計画を決定する。

5 自治大臣は、空港周辺地域整備計画の決定があつたときは、これを千葉県知事に通知しなければならない。

6 前各項の規定は、空港周辺地域整備計画を変更する場合について準用する。

(国の負担又は補助の割合の特例)
第三条 前条第四項の規定により決定された空港周辺地域整備計画に基づいて行なわれる事業で別表に掲げるもののうち自治大臣が主務大臣及び大蔵大臣と協議して指定するものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

2 前項に規定する事業が首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)第四条に規定する特定事業に該当する場合において、当該事業に係る経費について同法第五条の規定の例により算定した国の負担割合が同項の規定による国の負担割合をこえるときは、同項の規定にかかわらず、当該事業に係る国の負担割合については、同法同条の規定の例により算定した割合とする。

(財政上及び金融上の援助)
第四条 国は、前条に定めるもののほか、空港周辺地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

(政令への委任) 第五条 第三條第二項の規定により国が負担し又は補助することとなる額の交付その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
(この法律の失効)
2 この法律は、昭和五十四年三月三十一日限

り、その効力を失う。ただし、空港周辺地域整備計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち昭和五十四年度以降に繰り越されるものについては、第三条及び第五条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(自治省設置法の一部改正)

3 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号の五の次に次の一号を加える。

十三の六 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十四年法律第 号)の施行に関する事務を行なうこと。

第十二条中第十七号を第十九号とし、第十六号の二を第十八号とし、第十六号の次に次の一

号を加える。

十七 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の施行に関すること。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

4 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第6条第二項を次のように改める。

2 特定事業で新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十四年法律第 号)第三条の規定の適用を受けるものに係る国の負担割合については、前条の規定にかかわらず、同法同条の規定を適用する。

消防施設		市 町 村	
消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置		三分の二	
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業(次に掲げるものを除く。)		百分の七十五	
土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち国営土地改良事業又は水資源開発公団が行なう次に掲げる事業に関連して行なうもの		百分の六十	
水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第十八条第一項第二号に規定する水資源開発施設の増築(かんがいに係るものに限る。)		百分の六十五	

別表

事業の区分	事業主体		国の負担割合
	市	町 村	
道 路	市	町 村	十分の八
	町	村	十分の三
道 路	市	町 村	十分の二
	町	村	十分の五・五
生活環境施設	市	町 村	十分の五
	町	村	十分の一
教育施設	市	町 村	三分の二
	町	村	三分の一

を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

三月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は二月十八日)

一、地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十七号を次のように改める。

十七 消費者の保護及び貯蓄の奨励並びに計量器、各種生産物、家畜等の検査に関する事務を行なうこと。

第二条第四項中「第五項」を「第六項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想

第八条の二第一項中「第二十三項」を「第二十四項」に改める。

第九条の五第二項中「告示するとともに、自治大臣に報告しなければならない」を「告示しなければならない」に改める。

第七十四条に次の一項を加える。

第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行なわれることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行なわれる区域内においては請求のための署名を求めることができない。

第七十四条の四第三項中「期間の経過後」を「期間外の時期」に改める。

第七十五条第四項、第七十六条第四項及び第八十条第四項中「第七十四条の二」を「第七十四条第五項及び第七十四条の二」に、「同項」を「第一項」に改める。

第八十一条第二項中「第七十四条の二」を「第七十四条第五項及び第七十四条の二」に改める。

第八十六條第四項中「第七十四條の二を」第七十四條第五項及び第七十四條の二に、「同項」を「第一項」に改める。

第九十條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項の議員の定数は、都にあつては、特別区の存する区域の人口を百五十万人で除して得た数を限度として条例でこれを増加することができ、ただし、百三十人をもつて定限とする。第百二十三條第三項中「及び都道府県にあつては自治大臣、市町村にあつては都道府県知事」を削る。第百五十六條第七項中「税関支署の出張所及び監視署」を「税関支署並びにその出張所及び監視署、税務署及びその支署」に改める。

第百五十八條第二項及び第七項中「第二條第十二項及び第十三項」を「第二條第十三項及び第十四項」に改める。

第百九十九條第二項中「第二條第十二項及び第十三項」を「第二條第十三項及び第十四項」に改め、同條第八項中「自治大臣」を削る。

第二百四十五條第二項中「第二條第十二項及び第十三項」を「第二條第十三項及び第十四項」に改める。

第二百五十二條の二第二項後段を削る。

第二百六十條第二項中「告示するとともに、自治大臣に報告しなければならない」を「告示しなければならない」に改める。

附則第六條の四の次に次の一條を加える。

第六條の五 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一條の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

一 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭

二 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の規定により土地改良事業の施行に伴い

徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭

別表第一第一号中「訓練を行うための所要の機関」を「教育訓練を行なうために消防学校」に、「並びに」を並びに消防に關する市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を圖るは、に、「消防統計及び消防情報、消防に關する市町村相互の連絡」を市町村相互間における消防職員、消防士の交流のあつせん、消防統計及び消防情報に改め、「資材の性能試験」の下に、市町村の消防計画及び消防の相互応援に關する計画の作成の指導、市町村の行なう救急業務の指導を加え、「事務を行なう」を「事務を行なう」に改め、同表第一号の十六を第一号の二十三とし、第一号の五から第一号の十五までを七号ずつ繰り下げ、第一号の四を第一号の五とし、同号の次に次の六号を加える。

一の六 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の定めるところにより、近郊整備地帯及び都市開発区域における工業団地造成事業を実施すること。

一の七 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一号)の定めるところにより、近郊緑地保全区域の指定について意見を述べ、近郊緑地特別保全地区内に標識を設け、及び近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行なうこと。

一の八 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百九号)の定めるところにより、近畿圏整備計画の決定、近郊整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定等について意見を述べ、及び事業計画に基づき事業を実施すること。

一の九 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關する法律(昭和三十九年法律第四十五号)の定めるところにより、近郊整備区域及び都市開発区域における工業団地造成事業を実施すること。

一の十 近畿圏の保全区域の整備に關する法律

(昭和四十二年法律第三号)の定めるところにより、近郊緑地保全区域の指定について意見を述べ、近郊緑地特別保全地区内に標識を設け、及び近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行なうこと。

一の十一 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二号)の定めるところにより、基本開発整備計画の案を作成し、事業計画の決定、都市整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定等について意見を述べ、及び事業計画に基づき事業を実施すること。

別表第一第一号の三中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の四 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、地方公務員災害補償基金に對し都道府県負担金を払い込み、及び非常勤の地方公務員に係る公務上の災害に対する補償の制度を条例で定めるところ。

別表第一第九号の二中「ばい煙の排出の規制等に關する法律(昭和三十七年法律第四十六号)」を「大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)」に、「又は改廃の立案を」を「若しくは改廃の立案又は排出基準の設定、変更若しくは廃止」に改め、同号を同表第九号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

九の四 公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の定めるところにより、公害防止事業団が作成する事業実施計画に關し協議すること。

別表第一第九号の次に次の一号を加える。

九の二 公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)の定めるところにより、公害防止計画の基本方針に關して意見を述べること。

別表第一第十四号の次に次の一号を加える。

五号)の定めるところにより、薬局並びに一般販売業及び薬種商販売業の店舗の設置場所の配置の基準を条例で定めるところ。

別表第一第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、他の都道府県知事又は市町村長が養護老人ホーム等に対し収容の委託をした場合においてその委託に要する費用を一時繰替え支弁し、並びに市町村長が行なう健康診査等及び市町村が設置する養護老人ホーム等の設備に要する費用の一部を負担すること。

別表第二十号中「基」を「基づく」に、「養育医療」を「育成医療」に改め、同表第二十号の四を第二十号の六とし、第二十号の三を第二十号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

二十の五 雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二号)の定めるところにより、雇用対策基本計画について意見を述べ、及び求職者その他の労働者又は事業主に對して職業転換給付金を支給すること。

別表第二十号の二中「母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号)」を「母子福祉法(昭和三十三年法律第二十九号)」及びこれに基づく政令に、「行なう」を「行なう」に改め、「支度資金」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十の三 母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)の定めるところにより、養育医療等の給付を受けた者又はその扶養義務者に負担能力がないときに当該費用を負担すること。

別表第一中第二十三号の四を第二十三号の七とし、第二十三号の三の次に次の三号を加える。

二十三の四 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の定めるところにより、土地改良長期計画について意見を述べること。

二十三の五 野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第三十三号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、主務大臣が行なう野菜指

定率の決定に關する法律(昭和四十一年法律第三十三号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、主務大臣が行なう野菜指

定率の決定に關する法律(昭和四十一年法律第三十三号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、主務大臣が行なう野菜指

定率の決定に關する法律(昭和四十一年法律第三十三号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、主務大臣が行なう野菜指

定率の決定に關する法律(昭和四十一年法律第三十三号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、主務大臣が行なう野菜指

定率の決定に關する法律(昭和四十一年法律第三十三号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、主務大臣が行なう野菜指

定率の決定に關する法律(昭和四十一年法律第三十三号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、主務大臣が行なう野菜指

定産地の指定について意見を述べること。

二十三の六 甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一号)の定めるところにより、主務大臣が行なう生産振興地域の指定について意見を述べること。

別表第一第二十五号の次に次の二号を加える。

二十五の二 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)の定めるところにより、森林病害虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するために命令、指示又は処分により損失を受けた者に対して損失を補償する事務を行なうこと。

二十五の三 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)の定めるところにより、鳥獣保護区の区域内に鳥獣の保護及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者等に対して損失を補償する事務を行なうこと。

別表第一中第二十六号の七を第二十六号の十二とし、第二十六号の六を第二十六号の十一とし、第二十六号の五を第二十六号の七とし、同号の次に次の三号を加える。

二十六の八 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、新住宅市街地開発事業を施行すること。

二十六の九 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、流通業務団地造成事業を施行すること。

二十六の十 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、歴史的風土保存区域の指定及び歴史的風土保存計画について意見を述べ、特別保存地区を表示する標識を設置し、並びに特別保存地区内において歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受け

ることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行なうこと。

別表第一第二十六号の四中「一級国道及び二級国道」を「一般国道」に改め、同表同号を第二十六号の六とし、第二十六号の三を第二十六号の五とし、同表第二十六号の二中「鉱害復旧事業団」を「石炭鉱害事業団」に、「補助する」を「交付する」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十六の三 金属鉱物探鉱促進事業団法(昭和三十一年法律第七十八号)の定めるところにより、主務大臣が行なう精密調査の実施計画の認可について協議すること。

二十六の四 中小企業指導法(昭和三十八年法律第四十七号)の定めるところにより、中小企業指導事業の実施に関する計画を定め、これを主務大臣に届け出ること。

別表第一第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、一級河川の指定及び管理に関して意見を述べること。

別表第一中第二十八号の九を第二十八号の十三とし、第二十八号の八を第二十八号の十一とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八の十二 地方住宅供給公社法(昭和四十一年法律第百二十四号)の定めるところにより、地方住宅供給公社が作成する住宅建設計画又は宅地造成計画について意見を述べることに。

別表第一中第二十八号の七を第二十八号の十とし、第二十八号の六を第二十八号の八とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八の九 住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)の定めるところにより、主務大臣が定める地方住宅建設五箇年計画及び都道府県公営住宅建設事業量について意見を述べ、並びに都道府県住宅建設五箇年計画を作成すること。

別表第一中第二十八号の四を第二十八号の六とし、第二十八号の三を第二十八号の五とし、第二十八号の二の次に次の二号を加える。

二十八の三 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の定めるところにより、都道府県道に共同溝を建設し、当該共同溝を管理し、及び当該共同溝の占用の許可等に関する事務を行なうこと。

二十八の四 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百十五号)の定めるところにより、奥地等産業開発道路の指定について意見を述べること。

別表第一中第二十九号の三を第二十九号の四とし、第二十九号の二を第二十九号の三とし、第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)の定めるところにより、都道府県立の義務教育諸学校の児童及び生徒に国から無償供給された教科用図書を給与すること。

別表第一第三十二号中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に、「行」を「行なう」に改め、同表第三十六号を次のように改める。

三十六 風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)の定めるところにより、風俗営業の許可、風俗営業及び深夜における飲食店営業の営業上の規制並びに個室付浴場業の営業禁止地域に関する条例を設けること。

別表第一第三十九号中(昭和二十三年法律第百八十六号)を「及びこれに基づく政令」に、「並びに消防作業に従事した者」を「救急業務を行ない、並びに消防作業に従事した者等」に改め、同号を同表第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十九 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、救急業務を行なうていない市町村の区域内に係る高速自動車国道又は一般国道の指定区間内における救急業務を行ない、及び消防本部を置かない市町村の区域における火災

原因の調査を行なうこと。

別表第二第一号中(一)の二を(一)の五とし、同号(一)中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同号(一)の次に次のように加える。

(一)の二 首都圏近郊緑地保全法の定めるところにより、近郊緑地特別保全地区内に標識を設け、及び近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行なうこと。

(二) 近畿圏整備法の定めるところにより、近畿圏整備計画の決定について意見を述べること。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市に限る。)

(一)の四 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の定めるところにより、近郊緑地特別保全地区内に標識を設け、及び近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市に限る。)

別表第二第一号中(四)の三を(四)の四とし、その次に次のように加える。

(四)の五 母子保健法の定めるところにより、養育医療等の給付を受けた者又はその扶養義務者に負担能力がないときに当該費用を負担すること。(保健所を設置する市に限る。)

(四)の六 中小企業指導法の定めるところにより、中小企業指導事業の実施に関する計画を定め、これを主務大臣に届け出ること。(政令で指定する市に限る。)

別表第二第一号中(四)の二を(四)の三とし、(四)の次

に次のように加える。

(四) 老人福祉法の定めるところにより、都道府県知事又は他の市町村長が養護老人ホーム等に対し収容の委託をした場合においてその委託に要する費用を一時繰替支弁すること。

別表第二第一号(五)の次に次のように加える。

(五) 共同溝の整備等に関する特別措置法の定めるところにより、その区域内に存する都道府県道に共同溝を建設し、当該共同溝を管理し、及び当該共同溝の占用の許可等に関する事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市に限る。)

(五) 三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特別保存地区を示す標識を設置し、及び特別保存地区内において歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市に限る。)

別表第二第二号(一)中「消防組織法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「消防団、消防職員及び消防団員の訓練機関」を「消防署及び消防団」に、「損害の補償等を行なう」を「損害の補償及び退職報償金の支給等を行なう」に改め、同号(二)中「消防法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「並びに消防作業に従事した者」を「救急業務を行ない、並びに消防作業に従事した者等」に、「行なう」を「行なう」に改め、同号(二)の四「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に、「基」を「基づく」に、「行なう」を「行なう」に改め、同号(二)の四を(二)の二十とし、(二)の十四を(二)の十九とし、(二)の十三を(二)の十八とし、(二)の十二を(二)の十七とし、(二)の十一を(二)の十六とし、

(二)の十を(二)の十五とし、(二)の九を(二)の十四とし、(二)の八を(二)の十三とし、(二)の七を(二)の十二とし、(二)の六を(二)の十一とし、(二)の五を(二)の十とし、(二)の三の次に次のように加える。

(二) 四 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の定めるところにより、近郊整備地帯及び都市開発区域における工業団地造成事業を実施すること。

(二) 五 首都圏近郊緑地保全法の定めるところにより、近郊緑地保全区域の指定について意見を述べること。

(二) 六 近畿圏整備法の定めるところにより、近郊整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定について意見を述べ、及び事業計画に基づく事業を実施すること。

(二) 七 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の定めるところにより、近郊整備区域及び都市開発区域における工業団地造成事業を実施すること。

(二) 八 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の定めるところにより、近郊緑地保全区域の指定について意見を述べること。

(二) 九 中部圏開発整備法の定めるところにより、都市整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定について意見を述べ、及び事業計画に基づく事業を実施すること。

別表第二第二号(二)を次のように改める。
(二) 地方公務員災害補償法及びこれに基づく政令の定めるところにより、地方公務員災害補償基金に対し市町村負担金を払い込み、及び非常勤の地方公務員に係る公務上の災害に対する補償の制度を条例で定めること。

るところにより、住民基本台帳を備え、その住民について必要な事項を記録し、住民票の写しを交付し、戸籍の附票を作成し、住民としての地位の変更に関する届出を受理し、その他住民基本台帳に関する事務を行なうこと。

別表第二第二号(十一)中「収集し、処分し」を「処理し、くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを勧告し、命令し」に改め、同号(十四)の三を(十四)の四とし、(十四)の二を(十四)の三とし、(十四)の次に次のように加える。

(十四) 二 老人福祉法の定めるところにより、都道府県知事又は他の市町村長が養護老人ホーム等に対し収容の委託をした場合においてその委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。(福祉事務所を設置する町村に限る。)

別表第二第二号(二十五)中「鉱害復旧事業団」を「石炭鉱害事業団」に、「補助する」を「交付する」に改め、同号(二十五)の六を(二十五)の十とし、(二十五)の五を(二十五)の九とし、(二十五)の四を(二十五)の五とし、その次に次のように加える。

(二十五) 六 新住宅市街地開発法の定めるところにより、新住宅市街地開発事業を施行すること。

(二十五) 七 流通業務市街地の整備に関する法律の定めるところにより、流通業務団地造成事業を施行すること。

(二十五) 八 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の定めるところにより、歴史的風土保存区域の指定及び歴史的風土保存計画について意見を述べること。

別表第二第二号(二十五)の三「駐車場法の定めるところにより」を「駐車場法及びこれに基づく政令の定めるところにより、路上駐車場設置計画を定め」に、「二級国道及び二級国道」を「一般国道」に改め、同号(二十五)の三を(二十五)の四と

し、(二十五)の二の次に次のように加える。

(二十五) 三 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、都市計画を決定し、その旨を告示する等の事務を行ない、及び都市計画事業を施行すること。

別表第二第二号(二十六)の九を(二十六)の十とし、その次に次のように加える。

(二十六) 十一 地方住宅供給公社法の定めるところにより、地方住宅供給公社が作成する住宅建設計画又は宅地造成計画について意見を述べること。

別表第二第二号(二十六)の八を(二十六)の九とし、(二十六)の七を(二十六)の八とし、(二十六)の六を(二十六)の七とし、(二十六)の五を(二十六)の六とし、(二十六)の四を(二十六)の五とし、(二十六)の三の次に次のように加える。

(二十六) 四 共同溝の整備等に関する特別措置法の定めるところにより、市町村道に共同溝を建設し、当該共同溝を管理し、及び当該共同溝の占用の許可等に関する事務を行なうこと。

別表第二第二号(二十七)の二を(二十七)の三とし、(二十七)の次に次のように加える。

(二十七) 一 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の定めるところにより、市町村立の義務教育諸学校の児童及び生徒に国から無償供給された教科用図書を給与すること。

別表第二第二号(二十九)の七「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に、「行なう」を「行なう」に改める。

別表第三第一号(一)の四「(東京都知事に限る。)」を削り、同号(一)の五を次のように改める。

(一) 五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の定めるところにより、工業団地造成事業に関する施行計画

の届出等を受理し、製造工場等の敷地の造成に関する工事の完了の公告をし、施行者に対して施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命じ、及び施行者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告、助言若しくは援助をすること。

別表第三第一号(一)の五の次に次のように加える。

(一)の六 首都圏近郊緑地保全法の定めるところにより、近郊緑地保全区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の届出を受理し、その届出をした者に対して助言又は勧告をし、近郊緑地特別保全地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行なつた者又は許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして近郊緑地特別保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行なうこと。

(一)の七 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十一年法律第四十四号)の定めるところにより、工場等制限区域内における制限施設の新設又は増設の許可に関する事務を行ない、制限施設を製造業又は学校の用に供している者に対して制限施設の使用制限を命じ、及び職員をして工場又は学校に立入検査させる等の事務を行なうこと。

(一)の八 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の定めるところにより、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画を作成し、工業団地造成事業に関する施行計画の届出等を受理し、製造工場等の敷地の造成に関する工事の完了の公告をし、施行者に対して施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更その

他必要な措置を命じ、及び施行者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告、助言若しくは援助をすること。

(一)の九 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の定めるところにより、保全区域整備計画を作成し、近郊緑地保全区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の届出を受理し、その届出をした者に対して助言又は勧告をし、近郊緑地特別保全地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行なつた者又は許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして近郊緑地特別保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行なうこと。

(一)の十 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和四十二年法律第二十二号)の定めるところにより、基本開発整備計画に基づいて都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画を作成し、又は変更すること。

別表第三第一号(二)中「消防統計」の下に「及び消防情報」を加え、同号(三)中「消防法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「及び消防技術者の選任等の届出を受理し」を削り、「及び消防技術者」を「及び消防設備士」に改め、同号(三)の七を(三)の八とし、(三)の六の次に次のように加える。

(三)の七 防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和四十一年法律第三十五号)の定めるところにより、損失補償申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付すること。

別表第三第一号(四)の次に次のように加える。

(四)の五 地方公営企業法(昭和二十七年法律

第二百九十二号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村が経営する地方公営企業の財政再建計画の実施の状況を監査し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(五)の二を次のように改める。

(五)の二 住民基本台帳法の定めるところにより、市町村長がした処分に係る不服申立てに対する裁決をし、住所の認定について関係市町村長の意見が異なる場合にこれを決定する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(五)の三「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に、「基」を「基づく」に、「行つた」を「行なつた」に改め、同号(五)の十を(五)の十一とし、(五)の九を(五)の十とし、その次に次のように加える。

(五)の十一 工業整備特別地域整備促進法(昭和三十一年法律第四十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、工業整備特別地域に係る整備基本計画を作成し、又は変更すること。

別表第三第一号(五)の八を(五)の九とし、(五)の七の次に次のように加える。

(五)の八 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、振興山村に係る山村振興計画を作成し、又は変更すること。

別表第三第一号(六)の次に次のように加える。

(七)の二 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第四十六号)の定めるところにより、主務大臣の永住許可のあつたときにその旨を外国人登録原票の写票に記載すること。

別表第三第一号(八)の二を次のように改める。

(八)の二 金融機関の合併及び転換に関する法

律(昭和四十三年法律第八十六号)の定めるところにより、合併により消滅する金融機関又は転換前の金融機関が信用協同組合である場合に主務大臣が行なう合併又は転換の認可について意見を述べ、及び合併後存続する金融機関又は転換後の金融機関が信用協同組合である場合の合併又は転換を認可すること。

別表第三第一号(十)の二「健康診断を行い、」を「健康診断及び」に、「行う」を「行なう」に改め、「及び医療手当を支給し」を削り、同号(十)の次に次のように加える。

(十)の三 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)の定めるところにより、被爆者に対し、特別手当、健康管理手当、医療手当及び介護手当を支給すること。

別表第三第一号(十二)中「麻薬若しくはあへん」を「申請又は通報に基づき」及び「保護拘束に」を削り、並びに精神病院等に収容するを削り、同号(二十五)の二を次のように改める。

(二十五)の二 公害対策基本法の定めるところにより、公害防止計画を作成すること。

別表第三第一号(二十五)の二の次に次のように加える。

(二十五)の三 大気汚染防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域に係る大気汚染の状況を監視し、指定地域内におけるばい煙発生施設の設置等の届出を受理し、ばい煙量等が排出基準に適合しないばい煙発生施設の構造等について変更又は改善を命じ、ばい煙排出者又は特定有害物質排出者に対して必要な措置をとるべきことを勧告し、大気中の自動車排出ガスの濃度の測定を行ない、ばい煙又は特定有害物質による被害についての損害賠償に関する紛争等の和解の仲介に関する事務を行ない、及びばい煙排出者若しくは特定有害物

質排出者から必要な報告を求め、又は職員をして工場若しくは事業場に立入検査させること。

(二十五)の四 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、騒音規制地域を指定し、当該地域に係る規制基準を定め、騒音による被害についての損害賠償に関する紛争等の和解の仲介に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号(二十八)の次に次のように加える。

(二十八)の二 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第十五号)の定めるところにより、製菓衛生師の試験、免許及び登録に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号(三十四)を次のように改める。

(三十四) 診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の定めるところにより、診療エックス線技師の免許及び業務の停止に関する事務を行ない、診療放射線技師について免許の取消し又は業務の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申し、並びに必要があると認めるときは照射録を提出させる等診療放射線技師の業務の指導監督に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号(三十五)中「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律」に、「あん摩師」を「あん摩マッサージ指圧師」に、「行い」を「行ない」に改め、同号(三十七)中「行い」を「行ない」に改め、同号(三十七)中「行ない」を「行ない」に改め、並びにこれらの者の名簿等に関する事務を行う「受理する等の事務を行なう」に改め、同号(三十九)中、「昭和三十五年法律第四十五号」を削り、「対して業務の停止」の下に「薬剤師の増員」を加え、同号(四十一)の三中「行い」を「行ない」に、「麻薬中毒患者」を「麻薬中毒者」に改め、「並びに」を削り、「講ずる」を「講じ、並びに」

麻薬中毒者の診察、入院、退院等に関する事務を行なう」に改め、同号(四十四)の次に次のように加える。

(四十四)の二 老人福祉法の定めるところにより、養護老人ホーム等への収容等の措置に関する事務を行ない、養護老人ホーム等の設置又は廃止について認可し、施設の設備等の改善、事業の停止若しくは廃止を命じ、又は設置の認可を取り消し、有料老人ホームの設置者からの届出を受理し、これらの老人ホームの設置者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は職員をしてその設備若しくは運営について調査させ、及び養護老人ホーム等への収容等の処分についての不服申立てについて裁決をすること。

別表第三第一号(五十)中「基く」を「基づく」に改め、「妊産婦等」に対して保健指導を受けることを勧奨し、児童の健康診査を行ない、妊娠の届出をした者に母子手帳を交付し、未熟児、「養育医療」及び「養育医療機関を指定し」を削り、「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に、「行い」を「行ない」に、「養育医療等」を「育成医療等」に、「行つた」を「行なつた」に改め、同号(五十)の次に次のように加える。

(五十)の三 特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第三十四号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、受給資格者の受給資格及び特別児童扶養手当の額を認定し、特別児童扶養手当の支給に関する処分に対する不服申立てに対する裁決をし、受給資格者に対して書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は職員をして受給資格者等に質問させる等必要な調査を行ない、並びに官公署等に対して必要な書類の閲覧若しくは資料の提出を求め、又は銀行等から必要な報告を求めること。

(五十)の四 母子保健法の定めるところにより、妊産婦等に対して必要な保健指導を行ない、医師等の保健指導を受けることを勧奨し、又は保健婦等をして訪問指導を行なわせ、三歳児の健康診査を行ない、妊娠の届出をした者に母子健康手帳を交付し、未熟児に対して養育医療の給付を行ない、養育医療機関を指定し、指定養育医療機関等の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、審査のため必要がある場合に指定養育医療機関等の管理者から報告を求め、又は職員をして指定養育医療機関等に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、並びに養育医療等の給付を受けた児童に要する費用の徴収について当該児童等又はその扶養義務者の負担能力を認定する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(五十四)中「基く」を「基づく」に、「行い」を「行ない」に、「講ずる」を「講じ、並びに厚生年金基金について規約の変更を認可する等の事務を行なう」に改め、同号(五十五)の三中「基く」を「基づく」に、「及び弔慰金」を「弔慰金及び遺族一時金」に、「行い、戦傷病者に更生医療の給付を行い、盲人安全つえ若しくは補装具等を支給し、又はこれらを修理し、並びに指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずる」を「並びに障害一時金の支給に関する事務を行なう」に改め、同号(五十五)の六中(明治二十九年法律第八十九号)を削り、同号(五十五)の七の次に次のように加える。

別表第三第一号(五十五)の五中「基く」を「基づく」に、「指定医療機関に対する診療報酬の支払並びに療養費及び障害一時金の支給に関する事務を行ない、並びに指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずる」を「並びに障害一時金の支給に関する事務を行なう」に改め、同号(五十五)の六中(明治二十九年法律第八十九号)を削り、同号(五十五)の七の次に次のように加える。

別表第三第一号(五十八)の次に次のように加える。

別表第三第一号(五十五)の五中「基く」を「基づく」に、「指定医療機関に対する診療報酬の支払並びに療養費及び障害一時金の支給に関する事務を行ない、並びに指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずる」を「並びに障害一時金の支給に関する事務を行なう」に改め、同号(五十五)の六中(明治二十九年法律第八十九号)を削り、同号(五十五)の七の次に次のように加える。

別表第三第一号(五十八)の次に次のように加える。

別表第三第一号(五十八)の次に次のように加える。

る。

五十八の二 港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）及びこれに基づく政令の定める

ところにより、港灣労働者の雇用等に関し、公共職業安定所の業務の連絡統一を図り、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督し、事業主の団体が行なう納付金の納付に関する業務を認可し、納付金事務組合から必要な報告を求め、職員をしてその事務所に立入検査させ、並びに登録日雇港灣労働者に関する中小企業退職金共済制度に係る事業主団体について認定する等の事務を行なうこと。

五十八の三 緊急失業対策法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村が実施する失業対策事業に関し必要な指導又は調整を行なうこと。

別表第三第一号中五十九の四を五十九の五とし、五十九の三の次に次のように加える。

五十九の四 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、社会保険労務士の届出を受理し、社会保険労務士がその事務所を二以上設けることを許可し、及び社会保険労務士から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させること。

別表第三第一号六十二の六の次に次のように加える。

六十二の七 南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和四十三年法律第十七号）の定めるところにより、営農改善資金の貸付資格の認定に関する事務を行ない、及び営農改善資金の貸付けを受けようとする者等に対して営農改善計画の作成又は達成について必要な指導を行なうこと。（宮崎県知事及び鹿児島県知事に限る。）

別表第三第一号六十三の三中「農業信用基金協会法」を「農業信用保証保険法」に改め、同号

六十五の三を次のように改める。

六十五の三 野菜出荷安定法及びこれに基づく政令の定めるところにより、生産出荷近代化計画を定め、及び指定野菜を指定消費地域に出荷する者に対して必要な勧告をすること。

別表第三第一号六十五の四の次に次のように加える。

六十五の五 甘味資源特別措置法の定めるところにより、甘味資源作物生産振興計画を定めること。

別表第三第一号六十六の次に次のように改める。

六十六 農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、農業販売業者の届出を受理し、農業販売業者から必要な報告を求め、職員をして必要な場所に立入検査させ、指定農薬の使用について必要な指導その他の援助を行ない、及び指定農薬の使用についてあらかじめ許可を受けるべき旨を命ずること。

別表第三第一号六十七中「基く」を「基づく」に改め、「政令の定めるところにより」の下に、「農業共済組合の加入資格となる業務の規模の基準を定め」を、「解散等を認可し」の下に、「病虫害を共済事故とし、農業共済組合又は共済事業を行なう市町村の指定について意見をのべ」を加え、「農業共済組合の設立を命じ」を削り、「行なう」を「行ない」に、「共済事業の廃止等」を「共済事業の全部の廃止等及び組合等の地域基準共済掛金率」に、「行ない」を「行ない」に改め、同号七十七の二中「自作農維持創設資金融通法」を「自作農維持資金融通法」に改め、同号七十七の二の次に次のように加える。

七十七の三 農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和四十年法律第百二十一号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、給付金の支給を受ける権利の

認定及び給付金の返還に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号七十一中（昭和二十四年法律第百九十五号）を削り、「基く」を「基づく」に改め、「選任等に関する事務を」の下に「行ない、土地改良区の設立についての同意を得るために必要なあつせん又は調停を」を加え、「行ない」を「行ない」に改め、「換地計画」の下に「かんが排水施設等の管理規程を加え、が行なう」に、「並びに」を「国営土地改良事業に係る換地計画の決定及び換地処分に関する事務を行ない、並びに」に、「管理及び処理に関する事務を行なう」を「管理する等の事務を行なう」に改め、同号七十二の二中「基く」を「基づく」に改め、「開拓農業協同組合の指定に関する事務を行ない」を削り、同号七十三の二中（昭和二十九年法律第百八十二号）の下に「及びこれに基づく政令を加え、」を「酪農事業施設」を「市町村酪農近代化計画を認定し、酪農事業施設に改め、」市町村に対して酪農経営改善計画の作成及び変更について助言、勧告その他の援助を行ない」を削り、同号七十三の六を七十三の七とし、七十三の五を七十三の六とし、七十三の四の次に次のように加える。

七十三の五 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、生産乳生産者団体の指定等に関する事務を行ない、及び加工原料乳若しくは乳製品の生産者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場に立入検査させること。

別表第三第一号八十三中「伐採の届出を受理し」を「伐採等の届出を受理し、森林施設計画の適否の認定又は取消し等に関する事務を行ない」に改め、同号八十三の次に次のように加える。

八十三の二 森林組合合併助成法（昭和三十一年法律第五十六号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、森林組合の合併

及び合併後の組合の事業経営に関する計画の認定に関する事務を行なうこと。

八十三の三 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）の定めるところにより、入会林野整備計画及び旧慣使用林野整備計画の認可に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号八十六中（昭和二十五年法律第五十三号）を削り、同号八十七中「狩猟法（大正七

年法律第三十二号）の定めるところにより」を「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、鳥獣保護事業計画を作成し、その達成を図るための措置を講じ」に、「鳥獣の捕獲又は採卵禁止区域等」を「鳥獣保護区、休猟区等」に、「禁猟区等」を「休猟区等」に改め、同号八十九の四を次のように改める。

八十九の四 漁業協同組合合併助成法（昭和四十二年法律第七十八号）の定めるところにより、漁業協同組合の合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画を認定すること。

別表第三第一号八十九の四の次に次のように加える。

八十九の五 漁業災害補償法（昭和三十一年法律第百五十八号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、漁獲共済の被共済者資格に係る第一種区域漁業等の水域及び養殖共済の共済契約の締結の制限に係る単位漁場区域等を設定し、並びに漁業共済組合等から必要な報告を求め、又は業務若しくは会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号九十四中「計量器の修理事業の許可及び計量器の販売等」を「計量器の修理及び販売等の事業」に、「行ない」を「行ない」に、「計量器の検定」を「計量器の製造事業の登録申請書を受理し、これを調査のうえ主務大臣に提出し、計量器の検定」に、「に使用する計量器」を「の事業」に

改め、同号九十六中「行ない」を「行ない」に改め、「危害予防規程を認可し」の下に、「販売主任者試験及び販売主任者免状の交付に関する事務を行ない」を加え、同号九十六の次に次のように加える。

九十六の二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、液化石油ガス販売事業の許可及び販売施設の検査に関する事務を行ない、液化石油ガス販売事業者又は消費設備の所有者に対して必要な改善措置を命じ、並びに液化石油ガス販売事業者から必要な報告を求め、又は職員をして営業所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号九十七及び九十七の二を次のように改める。

九十七 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、砂利採取業者の登録及び採取計画の認可に関する事務を行ない、業務主任者の試験を実施し、砂利採取業者に対して災害防止のために必要な措置をとるべきこと又は砂利採取の停止を命じ、並びに砂利採取業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

九十七の二 臨時石炭鉱害復旧法及びこれに基づく政令の定めるところにより、復旧基本計画の作成又は変更の協議に応じ、認可の申請に係る復旧工事の実施計画の縦覧等を行ない、及び鉱業権者等から必要な報告を求め、又は職員をして事業場等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号九十七の五を次のように改める。

九十七の五 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の定めるところにより、電気事

業者が電線路に関する工事等の施行のため他人の土地等を一時使用すること、測量等のため他人の土地に立ち入ることその他電線路に障害を及ぼす植物を伐採し又は移植することを許可し、及びこれらの行為による損失の補償について当事者間に協議をすることができないとき、又は協議がととのわないときに裁定する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号九十七の九中「商工組合又は「協業組合、商工組合又は」に、「調整規程又は」を「事業転換、調整規程又は」に、「及び商工組合等」を「商工組合又は商工組合連合会と中小企業者以外の者との間で締結する特殊契約の協議がととのわないとき」又は「調整規程に関する事務を行ない、及び商工組合」に改め、同号九十八中「都道府県中小企業等協同組合中央会」を「都道府県中小企業団体中央会」に改め、同号中百三の三を百三の四とし、百三の二を百三の三とし、百三の次に次のように加える。

百三の二 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和三十九年法律第九号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、登録又は車両番号の指定を受けている自動車又は原動機付自転車を締結国において使用しようとする者に対して登録証書を交付すること。

別表第三第一号百六の次に次のように加える。

百六の二 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第十号）の定めるところにより、損失補償申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付すること。

別表第三第一号百八中「事務を行ない」を「事業を行ない」に、「事業の認定を行ない」を「事業の認定に関する事務を行ない」に、「並びに起業地の土地細目の公告及び土地所有者等に対する通知を行ない」を「起業者が収用又は使用の手続を保留した起

業地についてその手続を開始する旨を告示しに、「行う」を「行なう」に改め、同号百八の二中「又は裁決申請書」を削り、同号百九の次に次のように加える。

百九の二 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）の定めるところにより、不動産鑑定業者の登録に関する事務を行ない、不動産鑑定業者に対して業務の停止を命じ、又はその登録を消除し、及び不動産鑑定業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその業務に係る関係のある事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号百十一を次のように改める。

百十一 河川法及びこれに基づく政令の定めるところにより、二級河川及び河川区域等を指定し、河川の占用等の許可に関する事務を行ない、並びに河川に関する工事を実施する等河川の管理を行なうこと。

別表第三第一号百十五中「道路法を」道路法及びこれに基づく政令に、「二級国道及び二級国道の管理を行ない、並びに」を「一般国道の管理を行ない、及び」に、「行う」を「行なう」に改め、同号中百十五の五を百十五の六とし、百十五の四を百十五の五とし、百十五の三を百十五の四とし、百十五の二の次に次のように加える。

百十五の三 共同溝の整備等に関する特別措置法の定めるところにより、一般国道に共同溝を建設し、当該共同溝を管理し、及び当該共同溝の占用の許可等に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号百十六を次のように改める。

百十六 都市計画法及びこれに基づく政令の定めるところにより、都市計画区域を指定し、都市計画に関する基礎調査を行ない、都市計画を決定し、その旨を告示し、市街化区域若しくは市街化調整区域内における

開発行為又は都市計画施設若しくは市街地開発事業の施行区域内における建築等を許可し、及び市町村等が施行する都市計画事業を認可する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号百十六の二中「駐車場の定めるところにより、駐車場整備地区の指定の申出をし」を「駐車場法及びこれに基づく政令の定めるところにより」に改め、同号百十七中「事業計画」を「事業計画において定めた設計の概要」に、「行う」を「行なう」に改め、同号中百十七の四を百十七の七とし、百十七の三を百十七の六とし、百十七の二の次に次のように加える。

百十七の三 新住宅市街地開発法及びこれに基づく政令の定めるところにより、造成施設等の処分に関する計画を認可し、施行計画の届出を受理し、工事完了の公告を行ない、造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物に関する権利の設定又は移転についての承認を行ない、及び施行者に対して施行計画の変更、工事の中止又は処分の差止めその他必要な措置を命ずる等の事務を行なうこと。

百十七の四 流通業務市街地の整備に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、流通業務施設以外の施設の建設又は改築等を許可し、違反施設の移転等を命じ、造成施設等の処分に関する計画を認可し、施行計画の届出を受理し、工事完了の公告を行ない、造成敷地等である敷地の上に建設された流通業務施設又は公益的施設に関する権利の設定又は移転について承認を行ない、及び施行者に対して施行計画の変更、工事の中止又は処分の差止めその他必要な措置を命ずる等の事務を行なうこと。

百十七の五 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、歴史的風土保存区域内における建築物その他の工作物の新

築、改築又は増築等の届出を受理し、その届出をした者に対して助言又は勧告をし、歴史的風土特別保存地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないうでこれらの行為を行なつた者又は許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして歴史的風土特別保存地区内の土地に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号百十九中「公営住宅建設三箇年計画を作成し、これを主務大臣に提出し、関係市町村長に通知し、及び」を削り、「行ない」を「行ない」に改め、同号百十九の二中「登録、宅地建物取引員試験及び宅地建物取引業者の業務の停止に関する事務を行ない、宅地建物取引業者がその業務に關して受けることができる報酬の額を定め」を「免許及び登録に関する事務を行ない、宅地建物取引主者資格試験を実施し、営業保証金を供託した旨の届出を受理し、宅地建物取引業者の免許を取り消し、その業務の停止を命じ、宅地建物取引業者に対して必要な指示、指導、助言及び勧告をし」に改め、同号百二十の六を百二十の七とし、百二十の五を百二十の六とし、百二十の四を百二十の五とし、百二十の三を百二十の四とし、百二十の二の次に次のように加える。

百二十の三 地方住宅供給公社法の定めるところにより、地方住宅供給公社の事業計画及び資金計画を承認し、並びに地方住宅供給公社からその業務及び資産の状況に關し必要な報告を求め、又は職員をして事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号百二十一中「行ない」を「行ない」に、「必要な措置を講ずる」を「必要な措置を講じ、並びに建築物の応急の修繕等に対する制限の適用除外区域の指定の承認をする」に改め、同号百二十三の二を削り、同号百二十五を次のように改める。

百二十五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）の定めるところにより、免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする私立学校の教育職員に対し証明書を発行し、及び私立学校の教育職員が欠格事由等に該当すると認めるときは、これを都道府県教育委員会に通知すること。

別表第三第二号二中「基づく」を「基づく」に、「行ない」を「行ない」に改め、「市町村教育委員会の行なう就学義務の猶予又は免除を認可し、及び」を削り、同号四中「国立又は公立の学校の」を削り、「行ない」を「行ない」に、「行ない」を「行ない」に改め、同号五の次に次のように加える。

五の二 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、義務教育諸学校の児童及び生徒に給与する教科用図書の受領及び給付に関する業務を行ない、並びに教科用図書の採択に關し市町村教育委員会又は国立若しくは私立の義務教育諸学校の校長が行なう事務について、指導、助言又は援助を行なうとともに、教科用図書採択地区の設定に関する事務を行なうこと。

別表第三第二号七中「法人の設置する公民館の設置及び廃止並びに設置者の変更の届出を受理し、並びに」を削り、同号八中「市町村の図書館の設置及び運営に要する経費についての国の補助に關する事務を行ない、並びに日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館の設置、廃止及び設置者の変更に関する届出を受理する」を「私立図書館に對して指導又は助言をする」に、「行ない」を「行ない」に改め、同号九中「行ない」を「行ない」に、「市町村の博物館の維持運営に要する経費についての国の補助に關する事務を行なう」を「私立博物館に對して指導又は助言をする」に改め、同号十を次のように改める。

（十） 削除

別表第三第二号十一中「文化財保護委員会に提出すべき」を「文部大臣又は文化庁長官に提出すべき」に、「文化財保護委員会に送付し」を「文部大臣又は文化庁長官に送付し」に、「文化財保護委員会が発する」を「文部大臣又は文化庁長官が発する」に、「文化財保護委員会の委任」を「文化庁長官の委任」に、「行ない」を「行ない」に、「行ない」を「行ない」に改め、同表第三号一中「棄権防止について」を「選挙人の政治常識の向上を図るため」に改め、同号三中「国民審査管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に、「行ない」を「行ない」に改め、同表第四号四中「並びに飲食店営業を営む者の営業の停止等」を削り、同号八中「定めるところにより」の下に、「銃銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入又は消費についての許可を行ない」を、「火薬類の運搬」の下に「又は銃銃用火薬類等の消費」を加える。

別表第四第一号一中「（一）の三を（一）の四とし、（一）の二を（一）の三とし、同号一中「行ない、」を「及び」に、「行ない、及び医療手当を支給し、並びに被爆者一般医療医療機関の指定する等の事務を行なう」を「行ない」に改め、同号（一）の次に次のように加える。

（一）の二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律の定めるところにより、被爆者に対し、特別手当、健康管理手当、医療手当及び介護手当を支給すること。（広島市及び長崎市の市長に限る。）

別表第四第一号（三）を次のように改める。

（三） 大気汚染防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域に係る大気汚染の状況を監視し、指定地域内の事業場に設置されるばい煙発生施設の設置等の届出を受理し、ばい煙量等が排出基準に適合しないばい煙発生施設の構造等について変更又は改善を命じ、特定有害物質排出者に対して必要な措置をとるべきことを勧告し、大気中の自動車排出ガスの濃度の測定を行ない、及びばい煙排出者若しくは特定有害物質排出者から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場に立入検査させること。（政令で定める市の市長に限る。）

別表第四第一号十六の二中「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律」に改め、同号十九の二を次のように改める。

十九の二 母子保健法の定めるところにより、妊産婦等に対して必要な保健指導を行ない、医師等の保健指導を受けることを勧奨し、又は保健婦等をして訪問指導を行なわせ、三歳児の健康診査を行ない、妊娠の届出をした者に母子健康手帳を交付し、及び未熟児に対して養育医療の給付を行なうこと。（保健所を設置する市の市長に限る。）

別表第四第一号十九の三を削り、十九の四を十九の三とし、同号十九の五中「駐車場法の定めるところにより、駐車場整備地区の指定の申出をし」を「駐車場法及びこれに基づく政令の定めるところにより」に改め、同号十九の五を十九の四とし、その次に次のように加える。

十九の五 流通業務市街地の整備に關する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、流通業務施設以外の施設の建設又は改築を許可し、及び違反施設の移転等を命ずること。

（第三五十二條の十九第一項の指定都市の市長に限る。）

十九の六 古都における歴史的風土の保存に關する特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、歴史的風土保存区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の届出を受理し、その届出

をした者に対して助言又は勧告をし、歴史的風土特別保存地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行なつた者又は許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして歴史的風土特別保存地区内の土地に立入検査させる等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十)「道路法」の下に「及びこれに基づき政令」を加え、「一級国道及び二級国道の管理を行う」を「一般国道の管理を行なう」に改め、同号中(二十)の五を(二十)の六とし、(二十)の四を(二十)の五とし、(二十)の三を(二十)の四とし、(二十)の二の次に次のように加える。

(二十)の三 共同溝の整備等に関する特別措置法の定めるところにより、その区域内に存する一般国道に共同溝を建設し、当該共同溝を管理し、及び当該共同溝の占用の許可等に関する事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十一)の次に次のように加える。

(二十一)の二 地方住宅供給公社法の定めるところにより、地方住宅供給公社の事業計画及び資金計画を承認し、並びに地方住宅供給公社からその業務及び資産の状況に関し必要な報告を求め、又は職員をして事務所に入立検査させる等監督上必要な措置を講ずること。(政令で定める市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十四)の次に次のように加える。

(二十五) 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の定めるところによる。

り、工業等制限区域内における制限施設の新設又は増設の許可に関する事務を行ない、制限施設を製造業又は学校の用に供している者に対して制限施設の使用制限を命じ、及び職員をして工場又は学校に立入検査させる等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

(二十六) 首都圏近郊緑地保全法の定めるところにより、近郊緑地保全区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の届出を受理し、その届出をした者に対して助言又は勧告をし、近郊緑地特別保全地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行なつた者又は許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして近郊緑地特別保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

(二十七) 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律の定めるところにより、工場等制限区域内における制限施設の新設又は増設の許可に関する事務を行ない、制限施設を製造業又は学校の用に供している者に対して制限施設の使用制限を命じ、及び職員をして工場又は学校に立入検査させる等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

(二十八) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の定めるところにより、近郊緑地保全区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の届出を受理し、その届出をした者に対して助言又は勧告をし、近郊緑地特別保全地区内における建築物そ

他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行なつた者又は許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして近郊緑地特別保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第二号中(一)の六を(一)の八とし、(一)の五を(一)の七とし、同号(一)の四中「消防法」の下に「及びこれに基づき政令」を加え、「必要な措置を講じ、並びに映写技術者の選任等の届出を受理する」を「必要な措置を講ずる」に改め、同号中(一)の四を(一)の六とし、(一)の三を(一)の五とし、(一)の二を次のように改める。

(一)の二 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の定めるところにより、造成工場敷地の存する区域を表示した図書を備え置いて、関係人に閲覧させること。

別表第四第二号(一)の二の次に次のように加える。

(一)の三 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の定めるところにより、造成工場敷地の存する区域を表示した図書を備え置いて、関係人に閲覧させること。

(一)の四 消防組織法の定めるところにより、消防統計及び消防情報の報告をすること。

別表第四第二号中(七)の二を(七)の三とし、(七)の次に次のように加える。

(七)の二 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法の定めるところにより、永住許可の申請を受理し、これを審査のうえ主務大臣に送

付し、主務大臣の永住許可があつたときにその旨を外国人登録原票及び登録証明書に記載すること。

別表第四第二号(十二)を次のように改める。

(十二) 騒音規制法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置等又は特定建設作業の実施の届出を受理し、騒音規制基準に適合しない特定工場等の設置者又は特定建設作業の施行者に対して騒音防止のための措置をとるべきことを勧告し、又は命令し、及びこれらの者から必要な報告を求め、又は職員をして特定工場等若しくは特定工事の場所に立入検査させること。

別表第四第二号(二十一)の次に次のように加える。

(二十一)の二 老人福祉法の定めるところにより、老人の健康診査を行ない、福祉事務所を設置しない町村の長にあつては、都道府県知事又は福祉事務所長が行なう養護老人ホーム等への収容等に関する事務に協力し、市長及び福祉事務所を管理する町村長にあつては、養護老人ホーム等への収容等の措置に関する事務を行なうこと。

別表第四第二号(二十四)中「妊娠」の届出を受理し、これを都道府県知事に報告し、並びに(二十五)と(二十四)の五を(二十四)の六とし、(二十四)の三の次に次のように加える。

(二十四)の四 特別児童扶養手当法及びこれに基づく政令の定めるところにより、受給資格者又はその監護し若しくは養育する児童の戸籍に関し無料で証明を行ない、受給資格者又は特別児童扶養手当を受けている者等から受給資格及び特別児童扶養手当の額についての認定の請求又は届出等を受理し、これらに係る事実を審査し、並びに特別児童扶養手当に関する証書の交付に関する事

准看護婦試験委員	保健婦助産婦看護婦法第二十五条第一項の規定による准看護婦試験の実施に関する事務
准看護婦試験委員	保健婦助産婦看護婦法第二十五条第一項の規定による准看護婦試験の実施に関する事務
麻薬中毒審査会	麻薬取締法第五十八条の八第四項の規定による措置入院者の入院継続の適否の審査に関する事務
地方身体障害者福祉審議会	身体障害者福祉法第六条第五項の規定による身体障害者の福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務
地方社会福祉審議会	社会福祉事業法第六条の規定による社会福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務
都道府県森林審議会	改め、「児童及び妊産婦の福祉に関する事項」の下に「並びに母子福祉法第六条の規定による母子家庭の福祉に関する事項」を加え、「農業災害補償法第二十九条第一項、第三百三十一条及び第四百三十三条第二項」を「農業災害補償法第三十一条及び第四百三十三条の二第二項」に、
都道府県森林審議会	森林法第六十八条第二項の規定による森林に関する重要事項についての都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務
都道府県森林審議会	森林法第六十八条第二項の規定による森林に関する重要事項についての都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務
都道府県鳥獣審議会	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第二十條ノ五の規定による鳥獣の保護繁殖及び狩猟に関する重要事項についての調査審議並びに都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務
都道府県建築士審議会	建築士法第二十八条の規定による同法に規定する同意についての議決、建築士に関する重要事項の調査審議及び建築士に関する事項についての関係官庁に対する建議に関する事務
二級建築士試験委員	建築士法第三十二条第一項の規定による二級建築士試験に関する事務

都道府県建築士審査会	建築士法第二十八条の規定による同法に規定する同意についての議決及び二級建築士試験に関する事務
都市計画地方審議会	都市計画法第七十七条の規定による同法第五条に規定する都市計画区域の指定に対する意見の答申その他都市計画に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する建議に関する事務
開発審査会	都市計画法七十八条の規定による同法第五十条第一項に規定する審査請求に対する裁決その他開発行為の審査に関する事務
地方産業教育審議会	産業教育振興法第十二条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び都道府県の教育委員会又は知事に対する建議に関する事務
教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第十一条第二項の規定による都道府県の教育委員会の行なう指導、助言又は援助及び同法第十三条第二項の規定による都道府県立の義務教育諸学校の教科用図書の採択についての都道府県の教育委員会に対する意見の陳述に関する事務
地方産業教育審議会	産業教育振興法第十二条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び都道府県の教育委員会又は知事に対する建議に関する事務

改める。

別表第七第二号の表中

第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長

保健所を設置する市の市長

保健所を設置する市の市長

保健所運営協議会

社会福祉事業法第六条の規定による社会福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務

保健所法第六条第一項の規定による保健所の所管区域内の公衆衛生及び当該保健所の運営に関する事項の審議に関する事務

に

を

に

を

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(都の議会の議員の定数に関する規定の適用)

2 改正後の地方自治法第九十条第二項の規定の適用については、この法律の施行後最初に行なわれる国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果が明らかとなるまでの間、同項中「特別区の存する区域の人口」とあるのは、「特別区の存する区域の人口として政令で定めるところにより自治大臣が推計して告示した人口」とする。

(公職選挙法の一部改正)

3 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十五条第七項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

4 市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中の「人口に比例して定めた数」を「が存続するものとみなして配分した都道府県の議会の議員の数」に改める。

(学校教育法の一部改正)

5 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「前段の規定」を削る。

三月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、奄美群島における復興資金、ガリオア資金の措置に関する諸願(第一二二二号)(第一三〇四号)

一、地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)反対に関する諸願(第一二五九号)(第二二六〇号)(第二二六一号)(第二二六二号)(第二二六三号)(第二二六四号)(第二二六五号)(第二二六六号)

六六号(第二二六七号)(第二二六八号)(第二二六九号)(第二二七〇号)(第二二七一号)(第二二七二号)(第二二七三号)(第二二七四号)(第二二七五号)(第二二七六号)(第二二七七号)(第二二七八号)(第二二七九号)(第二二八〇号)(第二二八一号)(第二二八二号)(第二二八三号)(第二二八四号)(第二二八五号)(第二二八六号)(第二二八七号)(第二二八八号)(第二二八九号)(第二二九〇号)(第二二九一号)(第二二九二号)(第二二九三号)(第二二九四号)(第二二九五号)(第二二九六号)(第二二九七号)(第二二九八号)(第二二九九号)

第一二二二号 昭和四十四年二月二十八日受理
奄美群島における復興資金、ガリオア資金の措置に関する諸願

請願者 鹿児島県大島郡徳之島町亀津復金
資金債務者救済対策委員会内 木原隆良外三名
紹介議員 迫水 久常君

奄美群島における復興資金(復金貸付金)、ガリオア資金返済に関する債務額換算率の是正、復興資金元利金返済後の延滞利息の免除及び奄美群島振興特別措置法第十条の三の第九項の救済規定の完全実施措置をとられたい。

理由

一、奄美大島が米軍政下にあった時、米軍がガリオア資金等を原資として奄美群島の住民に対しその救済と復興のために貸付けた債権は、本土復帰に際し、日米間の協定第三条第六号に基づき米軍はその権利と利益とを放棄し、無償で日本国に譲与した。

二、本債権は、元来、その性格から国内法においてみられる通常の債権に比較し、アブノーマルなものといわねばならない。奄美が昭和二十八年に本土に復帰したため、当時、米軍政府からB円で返済する条件で借りたはずの借入額を償

務者との話し合いもなく当時の実勢レートの倍近い比率で日本円に換算し、これを借入元本となし、これに利息、更に延滞利息までも加える等、契約外の条件を一方的に押しつけ、昭和三十年以来、奄美の社会経済の実情に即応しない措置をもつて回収している。

三、本問題は、まず契約上のこととみななければならず、私法の領域に属し、当事者間対等の平等関係としてはあくされるべきであり、これを一方的な住民不在の権力関係として処置されてきたところに重大な過誤がある。そこで、復帰に伴い社会経済の変動があつたのであるから、経過措置としても契約条件が異なる場合にはその理由を債務者に告げ、そのうえで客観的に当事者間の合意がなされ、かつ、適切妥当な支払方法を定め、本件承継債権の取立ての方策がなされて然るべきであつた。

四 本債権が、国内法にみられる他の通常の債権同様の債権管理をされていること自体に無理があり、かつ、前述のような債権取立てを強制しているところにその合理性を欠くものがある。即ち、

1 ガリオア等の援助は、本来恩恵的な被災者に対する救済としての性格のものであり、特別の配慮をすべきである。

2 本債権が米国から日本政府に無償譲渡された事実を認識すれば、債務者等がその債務について、復帰時において特別な減免措置が講ぜられると考へても無理ではない。

3 本債権について国内法的措置が講ぜられたのは昭和三十年であり、復帰の時からの間は本債権について空白期間があり、一方的な債権の元本確定及びこの空白期間についての期限の進行や、また延滞利息債権の成立したことに付いて重大な疑問点がある。

4 債権額の日本円への換算比率について、当時、B円の実勢は、B円一円に対し日本円一・八の換算が妥当であつたが、これをB円一円に対し日本円三の比率に換算し、実勢

レートの倍近い比率で債務額を決定した。

五、「ガリオア」物資代金の債権については、物資は債務者からの要求に基づかず送りこまれ、無償であると考えたものを後になつて代金を請求されたものであり、かつ物資の中には腐食したもの、地域的にみて適しないもの等がかなり多く、このため、本債権の回収が開始されるや債務者はクレームを申し立てたが、このクレーム申立額は未確認債権として計上されたままである。

六、奄美は住民所得が全国的水準にくらべて極度に低く本債権の回収方法と相まつて債務者らの困窮と苦悩は想像に難からざるものがある。離島という立地上の不利な悪条件のうえ、大資本の進出、火災、台風等の重大事故のため、貸付金支払い能力のない生活困窮者が多数である。

七、復金貸付金は、債務者に過大な負担をしい、酷に過ぎるので、現時点において、B円が日本円に換算された元利合計を弁済した者に対しては、少なくとも延滞利息までも請求して取り立てる筋合いのものではない。近年、かかる厳しい延滞利息の請求を債務者が受けるにいたつたことから上述の問題を提起したのである。(参考資料添付)

第一三〇四号 昭和四十四年三月六日受理

奄美群島における復興資金、ガリオア資金の措置に関する諸願(十通)

請願者

鹿児島県大島郡徳之島町亀津復金資金債務者救済対策委員会内 小林正秀外九名

紹介議員 川上 為治君

この諸願の趣旨は、第一二二二号と同じである。

第一二五九号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)反対に関する諸願

請願者 石川県金沢市泉野出町戊一一五ノ

紹介議員 阿具根 登君
三 坪坂由一外八十九名
地方公務員の定年制法制化には絶対反対である。
あくまで労使の協議による退職制度の改善を図るべきであるから、地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）は、これを廃案とするよう配慮されたい。

理由

改正案によれば、地方議会の条例で一方的に年齢基準や実態を無視して定年が定められる。団体交渉権など労働基本権が確立されていない現状で、私たち地方公務員の意見が反映し難い議会によつて永年の労使の慣行や勤務の権利が奪われることは不当である。民間等は団体交渉、労使協約で労働基本権が保障された中でこの制度であり、基本的に別な問題である。

その他、退職保障制度、分限事項、退職者に対する一定期間再雇用の問題等、改正案には多くの納得し難い点がある。

国家公務員に対しては定年制が設けられないまま、地方公務員にだけ実施することは不合理である。

第二二六〇号 昭和四十四年三月六日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願

請願者 石川県金沢市本多町一ノ三ノ一

○松平勇外六十八名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二二六一号 昭和四十四年三月六日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願

請願者 石川県金沢市塚崎町 松田正男外九十一名

紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二二六二号 昭和四十四年三月六日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願

請願者 石川県金沢市松寺町五、二二八

黒田政之外百八十八名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二二六三号 昭和四十四年三月六日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願

請願者 石川県金沢市花里町四六 河野光子外百四名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二二六四号 昭和四十四年三月六日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願

請願者 東京都八王子市上野町六三 桑原礼司外百四十七名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二二六五号 昭和四十四年三月六日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願

請願者 東京都八王子市市川町二、七一

○町田喜代司外百二十九名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二二六六号 昭和四十四年三月六日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願

請願者 東京都八王子市市泉町一、三三七

小島和夫外百八十六名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二二六七号 昭和四十四年三月六日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願

請願者 東京都八王子市南町七ノ九 小林たま枝外百七十九名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二二六八号 昭和四十四年三月六日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願

請願者 東京都八王子市西寺方町三九五

高木昭外百四十三名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二二六九号 昭和四十四年三月六日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願

請願者 東京都武蔵野市緑町二ノ六 湯川光雄外百二十四名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二二七〇号 昭和四十四年三月六日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願

請願者 東京都東村山市野口町一ノ二、〇

○九 平野曉外百十二名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二二七一号 昭和四十四年三月六日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願

請願者 東京都八王子市高尾町一、六一六

紹介議員 佐藤篤子外百三十二名
龜田 得治君
この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二二七二号 昭和四十四年三月六日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願

請願者 東京都青梅市成木町八ノ四五 木崎敏男外百三十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二二七三号 昭和四十四年三月六日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願

請願者 東京都小金井市中町三ノ七ノ五

芳須信吉外百三十八名

紹介議員 木村禮八郎君

この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二二七四号 昭和四十四年三月六日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願

請願者 東京都保谷市中町五ノ一三ノ八

杉本栄子外百二十七名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二二七五号 昭和四十四年三月六日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願

請願者 東京都立川市砂川町二、二六五

青木洋一外百四十一名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二二七六号 昭和四十四年三月六日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願

請願者 東京都杉並区大宮町一ノ二二ノ一

五 長谷川安吉外百三名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二七七号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)

反対に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺本町四ノ一

七ノ一六 本多栄之助外百一名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二七八号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)

反対に関する請願

請願者 東京都青梅市青梅九六九 青柳達

雄外九十九名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二七九号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)

反対に関する請願

請願者 東京都小金井市前原町三ノ二二

前島敏夫外百十五名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二八〇号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)

反対に関する請願

請願者 東京都立川市富士見町五ノ一四ノ

一八 鈴木芳郎外百四十名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二八一号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)

反対に関する請願

請願者 東京都立川市砂川町二、〇三四

富ヶ原登代外百二十九名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二八二号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)

反対に関する請願

請願者 東京都昭島市拝島町三、五四四

高橋金作外百三十二名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二八三号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)

反対に関する請願

請願者 東京都府中市片町一ノ一四ノ一二

山内快雄外百五十名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二八四号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)

反対に関する請願

請願者 東京都昭島市福島町五七五 笹本

敏男外九十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二八五号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)

反対に関する請願

請願者 東京都昭島市拝島町二、五二〇

高野峯吉外百三十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二八六号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)

反対に関する請願

請願者 東京都東村山市萩山町三ノ八三

岡田和江外百三十三名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二八七号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)

反対に関する請願

請願者 東京都小平市学園西町一、二二八

市村ミチ外百一十一名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二八八号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)

反対に関する請願

請願者 香川県仲多度郡仲南村大字十郷字

生間 森本欽之外二百八十二名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二八九号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)

反対に関する請願

請願者 香川県善通寺市大麻町九三三 石

井清文外二百六十一名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二九〇号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)

反対に関する請願

請願者 香川県観音寺市池之尻町 藤田賢

一外二百六十五名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二九一号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)

反対に関する請願

請願者 香川県観音寺市杵田町 秋田広司

外二百三十名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二九二号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)

反対に関する請願

請願者 香川県坂出市常盤町 松田久雄外

二百九十四名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二九三号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)

反対に関する請願

請願者 香川県小豆郡池田町二、五一九ノ

二 蓮池英之外三百二名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二九四号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)

反対に関する請願

請願者 新潟県東頸城郡松之山町字竜口

植木誠一外二百四十六名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二九五号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)

案) 反対に関する請願

請願者 新潟県加茂市上条町三九二 荒木

幸蔵外二百二十八名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二九六号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案) 反対に関する請願

請願者 新潟県中頸城郡中郷村二本木二一

三 細川宏美外百六十三名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二九七号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案) 反対に関する請願

請願者 東京都青梅市西分町六七 杉田昇

外八十三名

紹介議員 成瀬 備治君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二九八号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案) 反対に関する請願

請願者 東京都八王子市千人町三ノ一

二〇 平本紀良外七十二名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第一二九九号 昭和四十四年三月六日受理

地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案) 反対に関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡小出町大字古新田

四六五ノ三 滝沢義道外二百六十九名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第三号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一	四	六	合併	合併
二	二	一	「サディズム	「サディズム
三	四	七	本	案
四	二	七	「現行	「現行
五	三	元	スタ	スタート
六	三	元	スタ	スタート
七	三	元	スタ	スタート
八	三	元	スタ	スタート
九	三	元	スタ	スタート
一〇	三	元	スタ	スタート
一一	三	元	スタ	スタート
一二	三	元	スタ	スタート
一三	三	元	スタ	スタート
一四	三	元	スタ	スタート
一五	三	元	スタ	スタート
一六	三	元	スタ	スタート
一七	三	元	スタ	スタート
一八	三	元	スタ	スタート
一九	三	元	スタ	スタート
二〇	三	元	スタ	スタート
二一	三	元	スタ	スタート
二二	三	元	スタ	スタート
二三	三	元	スタ	スタート
二四	三	元	スタ	スタート
二五	三	元	スタ	スタート
二六	三	元	スタ	スタート
二七	三	元	スタ	スタート
二八	三	元	スタ	スタート
二九	三	元	スタ	スタート
三〇	三	元	スタ	スタート
三一	三	元	スタ	スタート
三二	三	元	スタ	スタート
三三	三	元	スタ	スタート
三四	三	元	スタ	スタート
三五	三	元	スタ	スタート
三六	三	元	スタ	スタート
三七	三	元	スタ	スタート
三八	三	元	スタ	スタート
三九	三	元	スタ	スタート
四〇	三	元	スタ	スタート
四一	三	元	スタ	スタート
四二	三	元	スタ	スタート
四三	三	元	スタ	スタート
四四	三	元	スタ	スタート
四五	三	元	スタ	スタート
四六	三	元	スタ	スタート
四七	三	元	スタ	スタート
四八	三	元	スタ	スタート
四九	三	元	スタ	スタート
五〇	三	元	スタ	スタート
五一	三	元	スタ	スタート
五二	三	元	スタ	スタート
五三	三	元	スタ	スタート
五四	三	元	スタ	スタート
五五	三	元	スタ	スタート
五六	三	元	スタ	スタート
五七	三	元	スタ	スタート
五八	三	元	スタ	スタート
五九	三	元	スタ	スタート
六〇	三	元	スタ	スタート
六一	三	元	スタ	スタート
六二	三	元	スタ	スタート
六三	三	元	スタ	スタート
六四	三	元	スタ	スタート
六五	三	元	スタ	スタート
六六	三	元	スタ	スタート
六七	三	元	スタ	スタート
六八	三	元	スタ	スタート
六九	三	元	スタ	スタート
七〇	三	元	スタ	スタート
七一	三	元	スタ	スタート
七二	三	元	スタ	スタート
七三	三	元	スタ	スタート
七四	三	元	スタ	スタート
七五	三	元	スタ	スタート
七六	三	元	スタ	スタート
七七	三	元	スタ	スタート
七八	三	元	スタ	スタート
七九	三	元	スタ	スタート
八〇	三	元	スタ	スタート
八一	三	元	スタ	スタート
八二	三	元	スタ	スタート
八三	三	元	スタ	スタート
八四	三	元	スタ	スタート
八五	三	元	スタ	スタート
八六	三	元	スタ	スタート
八七	三	元	スタ	スタート
八八	三	元	スタ	スタート
八九	三	元	スタ	スタート
九〇	三	元	スタ	スタート
九一	三	元	スタ	スタート
九二	三	元	スタ	スタート
九三	三	元	スタ	スタート
九四	三	元	スタ	スタート
九五	三	元	スタ	スタート
九六	三	元	スタ	スタート
九七	三	元	スタ	スタート
九八	三	元	スタ	スタート
九九	三	元	スタ	スタート
一〇〇	三	元	スタ	スタート

昭和四十四年三月二十五日印刷

昭和四十四年三月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局